

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に関するQ & A

令和8年6月

経済産業省 産業組織課

目次

第 1 早期事業再生手続の主体及び対象	12
1 早期事業再生手続の利用対象となる債務者	12
Q 1 早期事業再生法の利用が想定される事業者の状態である「経済的に窮境に陥るおそれ」（法第 1 条及び第 3 条第 1 項）とは、どのような状態ですか。	12
Q 2 早期事業再生手続の利用対象となる債務者は、法人に限られますか。	12
Q 3 早期事業再生手続の利用対象となる債務者は、大企業に限られますか。	12
Q 4 早期事業再生手続の利用対象となる債務者は、日本に所在する者に限られますか。	12
2 早期事業再生手続の対象となる債権者及び債権	13
(1) 対象債権の範囲（総論）	13
Q 5 「対象債権」への該当性は、どのように判断されますか。	13
Q 6 担保権によって全額保全されている貸付債権等のみを有する債権者は、「対象債権者」として取り扱われますか。	13
Q 7 早期事業再生法における「担保権」にはどのようなものが含まれますか。ファイナンス・リースや、定期性預金（定期預金や定期積金）はどうですか。	14
Q 8 貸付債権等を有する金融機関等のうち特定の者について、対象債権者から除外して早期事業再生手続を進めることは可能ですか。	14
(2) 「金融機関等」（法第 2 条第 1 項）の範囲	15
Q 9 「金融機関等」の範囲（全体像）には、どのような者が含まれますか。	15
Q 10 「金融機関等」のうち、法第 2 条第 1 項第 6 号の「経済産業省令で定める特殊法人等」には、どのような者が含まれますか。	16
Q 11 「金融機関等」のうち、法第 2 条第 1 項第 7 号の「金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者」の範囲には、どのような者が含まれますか。	17
Q 12 貸付け・共済事業を行う農業・水産業協同組合等は、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。	17
Q 13 投資事業に関する組合は、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。	18
Q 14 第一種金融商品取引業者・商品先物取引業者等は、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。	18
Q 15 リース契約により資産を使用させることを業とする者は、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。	18
Q 16 外国の法令上、早期事業再生法における「金融機関等」に相当する者は、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。	19
Q 17 法令の定めにより貸付又は債務保証の業務を行う法人としては、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。	20
Q 18 「金融機関等」のうち、法第 2 条第 1 項第 9 号の「債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者」としては、どのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。	

か。	20
Q19 「金融機関等」であるAが有していた「貸付債権等」について、法第3条第1項の確認前に、AからB（法第2条第1項第1号から第8号の「金融機関等」には該当しない者）に譲渡され、その後さらにBからCに譲渡された場合、Cは規則第4条第1号によって「金融機関等」に該当しますか。	20
Q20 法第3条第1項の確認後に、対象債権について「金融機関等」以外の者に対する債権譲渡又は「金融機関等」以外の者による代位弁済が行われた場合、当該債権の譲受人又は代位弁済を行った者は「対象債権者」となりますか。	21
Q21 信託銀行が保有する債権のうち、信託勘定に属する債権は対象債権に含まれますか。	21
(3) 「貸付債権等」「対象債権」（法第2条第2項、第3項）の範囲	21
Q22 「貸付債権等」・「対象債権」の範囲には、どのような権利が含まれますか。	21
Q23 社債は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。	22
Q24 外国法に基づいて発行された社債や外国の振替制度を利用して売却された社債は、「貸付債権等」に該当しますか。	23
Q25 社債について、早期事業再生手続による権利変更と会社法に基づく社債権者集会による社債の金額の減免とは、どのような関係にありますか。	23
Q26 対象債権とならない社債について会社法に基づく権利変更を行う場合、早期事業再生計画にその旨を記載することは必要ですか。	24
Q27 デリバティブ取引に係る債権は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。	24
Q28 早期事業再生手続の開始前に解約済みであるデリバティブ取引に係る債権も、「貸付債権等」に該当することがあります。	25
Q29 店頭デリバティブ取引に係る債権の契約の解約に際し、(1)個別契約レベルで解約され、他の取引との一体的な清算又は担保充当が行われた場合や、(2)基本契約に基づいて一括清算が行われた場合、早期事業再生手続上どのように取り扱われますか。	25
Q30 店頭デリバティブ取引に際して消費貸借契約に基づいて担保金が差し入れられている事例において、担保金を差し入れた金融機関等による担保金返還請求権は「貸付債権」に該当しますか。	26
Q31 ファイナンス・リースに係る債権は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。	26
Q32 求償権は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。	27
Q33 保証人が有する事前求償権（民法第460条）も「貸付債権等」に該当しますか。	27
Q34 保証人等の第三者が取得する事後求償権は、法第3条第1項の確認の時点で第三者による弁済が未了であっても、「求償権」として「貸付債権等」に該当し、「対象債権」となりますか。	27
Q35 法第3条第1項の確認後に対象債権について代位弁済が行われた場合、(1)弁済による代位の対象となる原債権と(2)弁済者が取得する事後求償権は、早期事業再生手続上、それぞれどのように取り扱われますか。	28
Q36 保証債務履行請求権は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。	29

Q37	約束手形、為替手形又は小切手及び電子記録債権に係る債権は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。	29
Q38	貸付債権等の利息、手数料、損害賠償及び違約金の請求権は、「貸付債権等」に該当しますか。	30
Q39	「貸付債権等」に該当する手数料には、どのようなものが含まれますか。	31
Q40	法第2条第2項に規定される「貸付債権」には、金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権以外にも該当する場合がありますか。	31
Q41	ファクタリング契約に基づく債権は、「貸付債権」に該当しますか。	31
Q42	商取引に関連して行われる取引に基づく債権も「貸付債権」に該当することがありますか。	32
3	指定確認調査機関	32
Q43	指定確認調査機関とは、どのような機関ですか。	32
Q44	指定確認調査機関の業務規程には、どのような事項が定められるべきですか。	33
Q45	確認調査員とは、どのような者ですか。	34
Q46	確認調査員補佐人とは、どのような者ですか。	34
Q47	指定確認調査機関は、確認調査員補佐人以外に、確認調査員の業務を補助する者を選任することは可能ですか。	35
Q48	確認調査員に求められる要件は、どのようなものですか。	35
Q49	個別の案件ごとに選任される確認調査員は、どのような者により構成されますか。	36
Q50	確認事業者又は対象債権者において、個別事案につき選任された確認調査員について公正な手続実施を妨げるおそれがあると考えられる場合、どのような対応を取ることができますか。	36
Q51	確認調査員について「対象債権者集会関連業務の公正な実施を妨げるおそれがある事由」（法第50条第2項第1号）とは、どのような場合を指しますか。	36
第2	対象債権者の権利の変更に関する手続	37
1	法第3条第1項の確認	37
(1)	事業者による確認の申請	37
Q52	法第3条第1項の確認の申請に必要な書類は何ですか。	37
Q53	権利変更概要書には、どのような事項を記載する必要がありますか。	37
Q54	権利変更概要書の記載事項である「確認を受けることについての金融機関等……の異議の有無」（法第3条第2項第4号）について、異議の有無を記載する必要がある「金融機関等」の範囲はどのようなものですか。	38
Q55	貸付債権等一覧表には、どのような事項を記載すべきですか。	38
Q56	金融機関等の連絡先として複数考えられる場合、貸付債権等一覧表にはどの連絡先を記載すべきですか。	39
Q57	資金繰り表（見込）について、申請後6か月間以降の資金繰り見込みを示す必要はありませんか。	39
Q58	法第3条第1項の確認の申請前に、貸付債権等を有する全ての金融機関等に対して、申請者の財務状況や権利変更の方針、事業再生のために取り組む措置等の説明を行うべきでしょうか。	

.....	39
(2) 指定確認調査機関による確認	40
Q59 法第3条第1項の確認の対象である「権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないものとして経済産業省令で定める基準」(法第3条第1項第3号)とは、どのような内容ですか。	40
Q60 法第3条第1項の確認の対象である「権利の変更に関する方針が貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等の一般の利益に適合する見込みがあること」(法第3条第1項第4号)とは、どのような内容ですか。	40
Q61 法第3条第7項の確認の通知は、どのような方法により行われますか。	40
Q62 法第3条第1項の確認後、対象債権者や対象債権を追加すべきことが判明した場合には、どのような対応が求められますか。	41
2 一時停止の要請・弁済禁止	42
(1) 一時停止の要請	42
Q63 一時停止の要請とは、どのような手続ですか。	42
Q64 一時停止の要請の通知は、どのようなタイミングで行われますか。	42
Q65 一時停止の要請の通知は、どのような方法により行われますか。	43
Q66 一時停止の要請の対象となる行為は、法令上どのように規定されていますか。	43
Q67 一時停止の要請の対象となる「対象債権の回収」には、どのような行為が含まれますか。	43
Q68 一時停止の要請の対象となる「担保の提供の受入れ」には、どのような行為が含まれますか。	43
Q69 一時停止の要請は、確認事業者の「支払停止」に該当しますか。	43
Q70 一時停止の要請は、銀行取引約定書の期限の利益喪失事由に該当しますか。	44
Q71 一時停止の要請が行われた際、対象債権者である金融機関が確認事業者の口座における預金を有する場合、相殺に至らずとも払戻しに応じず取引口座等の取引を停止する(預金を拘束する)といった対応をすることはできますか。	45
(2) 弁済禁止とその例外	46
Q72 早期事業再生手続中の弁済禁止に違反して弁済が行われた場合、法第3条第1項の確認の取消しの対象となりますか。	46
Q73 早期事業再生手続中の弁済禁止に違反して実施された弁済の有無は、指定確認調査機関による調査の対象や裁判所における不認可事由に関する考慮事情となりますか。	46
Q74 弁済禁止の例外の対象となる対象債権としては、どのようなものがありますか。	46
Q75 弁済禁止の例外に該当する対象債権がある場合、確認事業者は、当該対象債権を必ず早期事業再生手続中に弁済しなければなりません。	47
Q76 弁済禁止の例外となる「全ての対象債権者の同意を得た対象債権」(法第6条第2項ただし書)について、どのような方法で同意を取得すればよいですか。	47
Q77 弁済禁止の例外となる「利息の請求権」について、どのような場合に弁済が許容されますか。	47

Q78	弁済禁止の例外となる担保付債権の保全部分について、どのような場合に弁済が許容されますか。	47
Q79	担保付債権の保全部分としての弁済（規則第 11 条第 3 項第 2 号）は、資産評定書の提出前であっても可能ですか。その場合、弁済の要件上、保全部分の額はどのように考慮されますか。	48
Q80	先行する私的整理手続中のプレ DIP ファイナンスについて、弁済禁止の例外とされるのはどのような場合ですか。	48
Q81	任意の私的整理（純粹私的整理）中にプレ DIP ファイナンスが供与された後に早期事業再生手続に移行した場合、当該プレ DIP ファイナンスを早期事業再生手続中に弁済することはできませんか。	49
Q82	早期事業再生手続中のプレ DIP ファイナンスは、どのように取り扱われますか。	50
Q83	弁済禁止の例外となる少額の対象債権について、どのような場合に弁済が許容されますか。	50
Q84	早期事業再生手続中の例外弁済を行う場合、少額の対象債権の規定に基づく例外弁済を除き、あらかじめ指定確認調査機関の確認を得ることは必要ありませんか。	51
Q85	早期事業再生手続中に少額の対象債権の規定に基づく例外弁済を行った場合、当該例外弁済に係る対象債権以外の対象債権について、権利変更議案においてどのような対応をすることが考えられますか。	51
Q86	ファイナンス・リースに係る債権について、弁済禁止の例外として弁済が許容されるのはどのような場合ですか。	51
Q87	弁済禁止の例外により対象債権の弁済を受けた対象債権者について、議決権の額や対象債権者集会の招集の必要性に影響はありますか。	52
3	対象債権者会議	52
Q88	早期事業再生手続においては、どのような会議及び集会を開催する必要がありますか。	52
Q89	対象債権者会議には、どのような者が参加できますか。	53
Q90	対象債権の全額が担保により保全されている対象債権者も、対象債権者会議の参加者に含まれますか。	53
Q91	対象債権者会議について、招集通知の発出期限はありますか。	53
Q92	対象債権者会議の招集は、どのような方法により行われるべきですか。	53
Q93	対象債権者会議は、オンラインによって開催することは可能ですか。	54
Q94	法令上開催が求められる対象債権者会議以外に対象債権者への説明等が必要となった場合、どのような対応が可能ですか。	54
Q95	第 1 回対象債権者会議は、いつまでに開催される必要がありますか。	54
Q96	第 1 回対象債権者会議は、どのように進行されますか。	54
Q97	第 2 回対象債権者会議は、いつ開催される必要がありますか。	54
Q98	第 2 回対象債権者会議は、どのように進行されますか。	54
4	従業員から協力を得るための措置	54
Q99	確認事業者は、労働組合等への通知及び協議に関して、どのような対応が必要ですか。	54

Q100	確認事業者による労働組合等に対する通知手続において、通知すべき内容はどのようなものですか。	55
Q101	従業員の減少等が見込まれる旨を早期事業再生計画に記載しない場合においては、労働組合等への通知及び協議をする必要はありませんか。	55
Q102	提出済みの早期事業再生計画について変更を行う場合において、変更後の早期事業再生計画に労働関係変更が見込まれる旨が新たに記載される場合には、労働組合等に対する通知及び協議の手続は必要ですか。	56
Q103	指定確認調査機関は、確認事業者から労働組合等への通知及び労働組合等との協議の実施をどのように確認しますか。	56
Q104	労働組合等は、確認事業者が協議手続について誠実に対応していない場合、指定確認調査機関に対してその旨を伝達することは可能ですか。	56
Q105	労働組合等との協議に実質が伴っていないような場合、早期事業再生法上どのように取り扱われますか。	57
Q106	早期事業再生計画に従業員の処遇に関する事項が記載された場合、当該事項に法的効力は及びますか。	57
5	権利変更議案	57
Q107	債務の減免を伴う権利変更議案を策定する場合、権利変更議案における債務の減免額はどのように定める必要がありますか。	57
Q108	権利変更議案において、対象債権者の間で弁済条件に差を設けることはできますか。	57
Q109	権利変更議案において別段の定めをすることが許容される「少額の対象債権」とは、どのようなものですか。	58
Q110	対象債権のうち劣後ローンについては、権利変更議案においてどのように取り扱うべきですか。	58
Q111	DES（デット・エクイティ・スワップ）は、早期事業再生手続上どのように取り扱われますか。	58
Q112	対象債権のうち担保による保全部分について権利変更を求める場合には、どのような対応が必要ですか。	59
Q113	非保全部分の額が確定していない担保付の対象債権がある場合、権利変更議案において、どのような定めを置く必要がありますか。	59
Q114	オーナー貸付は、早期事業再生手続上どのように取り扱われますか。	59
6	早期事業再生計画	60
Q115	早期事業再生計画の提出期限は、いつですか。	60
Q116	早期事業再生計画には、どのような事項を記載する必要がありますか。	60
Q117	確認事業者がスポンサーから支援を受ける場合において、スポンサーによる資産評価額と早期事業再生法に基づく資産評定との関係を教えてください。	61
Q118	企業グループ内の複数の事業者が同時に早期事業再生手続を利用する場合、グループ一体的な早期事業再生計画を策定することは許容されますか。	61
7	資産評定	62

Q119	早期事業再生手続において作成が求められる「資産及び負債に関し、これらの価額……を経済産業省令で定める基準に従い評定した結果」（法第14条第4項）とは、どのようなものですか。 ……	62
Q120	資産評定基準に基づく資産及び負債の評価方法は、どのようなものですか。 ……	63
Q121	資産評定基準における「債務の減免」を伴う場合とは、どのような場合ですか。 ……	63
Q122	債務の減免を伴わない場合、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に「準拠」できるといのは、どのような意味ですか。 ……	63
Q123	資産評定の基準日は、どの時点ですか。 ……	63
Q124	国際財務報告基準（IFRS）が用いられている事業者は、日本会計基準（JGAAP）に引き直して資産評定を行う必要がありますか。 ……	63
Q125	債務減免額の算出の基礎となる実態貸借対照表の作成と、議決権額及び担保権者への弁済額算定のための担保評価の関係は、どのようなものですか。 ……	64
Q126	確認事業者は、清算貸借対照表を作成する必要がありますか。 ……	64
Q127	清算貸借対照表の作成基準日は、いつですか。 ……	64
8	指定確認調査機関による調査 ……	65
Q128	指定確認調査機関による調査の基準は、どのようなものですか。 ……	65
Q129	権利変更議案について求められる「対象債権者の一般の利益に適合する」こと（法第15条第1項第3号）とは、どのような内容ですか。 ……	66
Q130	早期事業再生計画の内容についての基準のうち、「経常損失が生じている場合にあっては、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として3年以内に黒字になること」（法第15条第1項第5号、規則第17条第4号ロ）について、国際財務報告基準（IFRS）を用いている事業者については、どのように判断されますか。 ……	66
Q131	早期事業再生計画においては、株主責任について定める必要がありますか。 ……	66
Q132	早期事業再生計画においては、経営者責任について定める必要がありますか。 ……	67
Q133	指定確認調査機関は、手続面の法令違反について調査を行いますか。 ……	67
Q134	確認事業者は、指定確認調査機関の調査報告（法第15条第4項）の後であっても、権利変更議案、早期事業再生計画又は資産評定書の内容を変更することはできますか。 ……	67
9	対象債権者集会 ……	68
(1)	対象債権者集会の手続 ……	68
Q135	対象債権者集会には、どのような者が参加できますか。 ……	68
Q136	対象債権の全額が担保により保全されている対象債権者も、対象債権者集会の参加者に含まれますか。 ……	68
Q137	対象債権者集会について、招集通知の発出期限はありますか。 ……	68
Q138	対象債権者集会の招集通知は、どのような方法により行われるべきですか。 ……	69
Q139	対象債権者集会の招集通知には、どのような事項を記載し又は記録する必要がありますか。 ……	69
Q140	対象債権者集会の招集通知に際し、対象債権者へ交付すべき書類はどのようなものですか。 ……	69

Q141	確認事業者が対象債権者へ交付する議決権行使書面には、どのような事項を記載すべきですか。	70
Q142	対象債権者集会は、オンラインによって開催することはできますか。	70
Q143	対象債権者集会について開催を省略し、書面により決議することはできますか。	70
Q144	対象債権者集会は、どのように進行されますか。	70
Q145	対象債権者集会における議決権行使は、どのように行われますか。	71
Q146	対象債権者が投票を棄権した場合、議決権はどのように取り扱われますか。	71
Q147	議決権の不統一行使は、どのような場合に行うことができますか。	72
Q148	対象債権者集会において議事進行に支障が生じた場合や、権利変更議案が可決に至らなかった場合、対象債権者集会の延期又は続行をすることはできますか。	72
Q149	対象債権者集会の延期又は続行の決議が行われた場合、延期又は続行される対象債権者集会の開催に当たっては、どのような手続が必要ですか。	72
(2)	議決権の額の算定	73
Q150	議決権の額は、どのような手続によって定められますか。	73
Q151	対象債権者において、定められた議決権の額に不服がある場合、どのような対応が可能ですか。	73
Q152	債権発生や条件成就等が未確定の対象債権の議決権の額は、どのように算定すべきですか。	73
Q153	外貨建ての対象債権の議決権の額は、どのように算定すべきですか。	73
Q154	連帯保証人に対する保証債務履行請求権が対象債権となる場合、当該保証債務履行請求権の議決権の額はどのように算定すべきですか。	74
Q155	保証人の事前求償権について、議決権は認められますか。	74
Q156	保証人が「求償権」を有する者として対象債権者となっている場合において、対象債権者集会の時点で保証履行が未了である場合、保証人には議決権が認められますか。	74
Q157	法第3条第1項の確認の時から対象債権者集会までの間に、保証人等の第三者によって対象債権の一部について代位弁済が行われた場合、原債権者と当該第三者の議決権の額は、それぞれどのように算定されますか。	74
Q158	約束手形、為替手形又は小切手及び電子記録債権に係る債権について、割引後の買戻請求権と遡求権又は電子記録保証債務の履行請求権が併存している場合、議決権はどのように算定されるべきですか。	75
Q159	担保付債権の議決権の額は、どのように算定されますか。	75
Q160	企業価値担保権が設定されている場合、早期事業再生手続上、どのように担保評価を行うべきですか。	75
Q161	企業価値担保権と他の担保権（抵当権等）が競合する場合、企業価値担保権と他の担保権のうち劣後する方の保全部分の評価額は、それぞれどのように扱われますか。	76
10	権利変更決議以降の手続	76
Q162	対象債権者集会において権利変更決議が可決された場合、その後手続はどのように進行しますか。	76

Q163	権利変更決議の効力は、いつ発生しますか。	77
Q164	認可決定に対して即時抗告の申立てが行われた場合、権利変更決議の効力は停止されますか。	77
Q165	権利変更決議の効力発生後、モニタリングを行う必要はありますか。	77
第3	確認事業者に係る特例	78
1	調停機関・監督委員に関する特例	78
Q166	調停機関に関する特例（法第64条）及び監督委員に関する特例（法第65条、第66条）とは、どのような制度ですか。	78
2	償還すべき社債の金額の減額に関する指定確認調査機関の確認	78
Q167	償還すべき社債の金額の減額に関する指定確認調査機関の確認（法第67条）とは、どのような制度ですか。	78
Q168	償還すべき社債の金額の減額について、指定確認調査機関による確認基準は、どのようなものですか。	79
3	資金の借入れ（プレDIPファイナンス）に関する指定確認調査機関の確認	79
Q169	資金の借入れ（プレDIPファイナンス）に関する指定確認調査機関の確認（法第69条）とは、どのような制度ですか。	79
Q170	資金の借入れ（プレDIPファイナンス）について、指定確認調査機関の確認（法第69条）の対象となる借入れの期間や基準は、どのようなものですか。	80
Q171	資金の借入れ（プレDIPファイナンス）について、指定確認調査機関の確認（法第69条）を受けするためには、他の対象債権者による同意は必要ですか。	81
4	少額債権に関する指定確認調査機関の確認	81
Q172	少額債権に関する指定確認調査機関の確認（法第72条）とは、どのような制度ですか。	81
Q173	少額債権について、指定確認調査機関による確認（法第72条）の基準は、どのようなものですか。	82
Q174	少額債権に関する指定確認調査機関の確認に当たり、対象債権者が、意見を述べる機会がありますか。	82
第4	私的整理手続から早期事業再生手続へ移行する場合	83
Q175	先行して私的整理手続を利用していた事業者について、当該手続が不成立となった場合等に早期事業再生手続を利用することはできますか。	83
Q176	先行して私的整理手続を利用していた事業者が早期事業再生手続を利用する場合、手続の一部を省略することはできますか。	83
Q177	事業再生ADRから早期事業再生手続に移行した場合、事業再生ADRにおける手続実施者であった者が、早期事業再生手続における確認調査員に就任することは可能ですか。	83
第5	経営者保証ガイドラインの利用	84
Q178	経営者保証が付されている対象債権に係る債務を負担する事業者が早期事業再生手続を利用する場合、対象債権の保証人となっている経営者について、「経営者保証に関するガイドライン」を利用することはできますか。	84

凡例

略語	名称
法／早期事業再生法	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号）
規則	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第58号）
資産評定	法第14条第3項第3号の確認事業者の資産及び負債の価額（同項第4号の担保権の目的である財産の価額を含む。）に係る資産評定基準に従った評定（法第14条第4項）
資産評定基準	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則第十五条第五項の資産評定に関する基準（令和8年経済産業省告示第79号）
早期事業再生手続	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に基づく手続
確認調査員	法第52条の規定により選任された確認調査員
確認調査員補佐人	規則第35条第1項第1号イに規定される確認調査員を補佐する者
第1回対象債権者会議	権利変更概要書の内容並びに確認事業者の資産及び負債の状況について対象債権者に対し説明を行うための対象債権者会議（規則第12条第1項第1号）
第2回対象債権者会議	権利変更議案、早期事業再生計画及び資産評定の内容並びに法第15条第1項の調査の結果について対象債権者に対し説明を行うための対象債権者会議（規則第12条第1項第2号）
事業性融資推進法	事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）
特定調停法	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）

第1 早期事業再生手続の主体及び対象

1 早期事業再生手続の利用対象となる債務者

Q1 早期事業再生法の利用が想定される事業者の状態である「経済的に窮境に陥るおそれ」（法第1条及び第3条第1項）とは、どのような状態ですか。

「経済的に窮境に陥るおそれ」に該当する場合としては、例えば、事業者の経理や金融機関のリスク管理等において、事業・財務の状況が以下のいずれかに該当すると判断される場合が挙げられます。

- ・ 2年以内に支払不能に陥る可能性が高い場合
- ・ 低い収益又は赤字の状態が継続しており、将来的に元本償還ができなくなるリスクがある場合（例えば、収益からは金利を支払うことが難しい又は収益からろうじて金利を支払える状況が継続している場合や収益のほかに資産を切り崩して金利支払いや元本償還を実施している場合等）

なお、「経済的に窮境に陥るおそれ」のある事業者のうち、以下の事業者については将来的な収益の確保・改善を実現する蓋然性が高く、特に早期事業再生手続の利用の検討ができる事業者と考えられます（ただし、以下に該当しない場合であっても、「経済的に窮境に陥るおそれ」のある事業者は早期事業再生手続の利用が可能であることに留意が必要です。）。

- ・ 一時的な要因によって急激に業績が悪化したものの、将来的には収益の改善が見込まれる場合
- ・ 成長余地のある事業を有するものの、低い収益又は赤字の状態が長期間継続しており、当該事業への投資ができない状態にある場合
- ・ 相応の営業キャッシュフローを計上する事業を有するものの、全体としては低い収益又は赤字の状態が長期間継続している場合

Q2 早期事業再生手続の利用対象となる債務者は、法人に限られますか。

早期事業再生手続の利用対象となる債務者は、経済的に窮境に陥るおそれのある「事業者」であり（法第3条第1項）、法人格の有無や形態による利用の制限はありません。

Q3 早期事業再生手続の利用対象となる債務者は、大企業に限られますか。

早期事業再生手続の利用対象となる債務者は、経済的に窮境に陥るおそれのある「事業者」であり（法第3条第1項）、企業規模による利用の制限はありません。

Q4 早期事業再生手続の利用対象となる債務者は、日本に所在する者に限られますか。

裁判所への権利変更決議の認可の申立ての国際裁判管轄は、早期事業再生手続の利用対象となる債務者が個人である場合には「日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するとき」、法人その他の団体である場合には「日本国内に営業所、事務所又は財産を有するとき」に認められます（法第30条第1項）。

これを満たす債務者であれば海外に所在する事業者でも利用が可能です。

2 早期事業再生手続の対象となる債権者及び債権

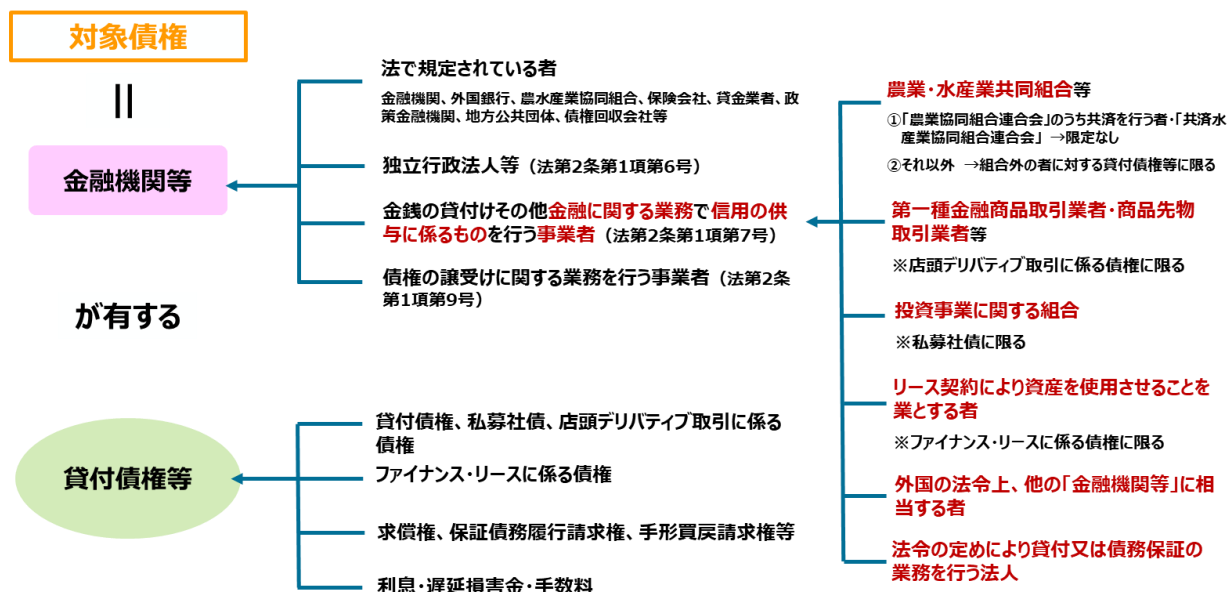
(1) 対象債権の範囲（総論）

Q5 「対象債権」への該当性は、どのように判断されますか。

「対象債権」とは、(1)法第3条第1項の確認の時に「金融機関等」が有する、(2)当該確認前の原因に基づいて生じた「貸付債権等」（確認後の利息等を含みます。）をいいます（法第2条第3項）。

この趣旨は、「金融機関等」はいわゆる「プロ債権者」であり、その有する金融債権は商取引債権と差異があること、事業再生の慣行として、2000年代より二十数年を経て、私的整理により金融機関等の金融債権のみを減免して事業再生を図る一定の規範意識が形成されつつあること等を踏まえたものです（産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書 17頁）。

このように、対象債権に該当するか否かについては、「金融機関等」及び「貸付債権等」の両方について該当性を検討する必要があります。



Q6 担保権によって全額保全されている貸付債権等のみを有する債権者は、「対象債権者」として取り扱われますか。

「対象債権」のうち「担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分」（保全部分）については、権利変更決議による権利変更の対象となりません（法第11条）。

他方、担保権が設定されている貸付債権等も「対象債権」には含まれます（法第2条第3項）。そして、対象債権者とは、対象債権を有する者であって法第3条第7項の通知を受けた者を指すため（法第2条第4項）、担保権によって全額が保全部分となる対象債権のみを有する者も「対象債権者」として取り扱

われます。その結果、例えば、法第3条第1項の確認の通知（法第3条第7項）及び一時停止の要請（法第6条第1項）の対象となり、対象債権者集会の招集の対象にもなります（法第16条第4項）。

なお、権利変更議案における権利変更の内容については「対象債権者の間では平等でなければならない」と規定されています（法第13条）。当該規定は権利変更決議に基づく権利変更について定めたものであることから、法第13条の規定に基づく平等原則は、各対象債権者が有する対象債権のうち、権利変更の対象となる非保全部分を対象とするものと解されます。

Q7 早期事業再生法における「担保権」にはどのようなものが含まれますか。ファイナンス・リースや、定期性預金（定期預金や定期積金）はどうか。

早期事業再生法において、「担保権」は、担保権の実行手続の中止命令（法第8条第1項）の対象となること、弁済禁止の例外のうち担保付債権の保全部分に係る規定（規則第11条第3項第2号）の対象となること、権利変更決議による権利変更の対象外と取り扱われること（法第12条第2項）、その保全部分については議決権が与えられないこと（法第19条第3項）等が定められています。

このような効果の対象となる「担保権」とは、特別の先取特権、質権、抵当権、商法若しくは会社法の規定による留置権、企業担保権又は企業価値担保権をいうと規定されています（法第3条第3項第2号）。なお、仮登記担保も法第2章の適用上抵当権とみなされる結果（法第44条第1項）、「担保権」に該当します。

譲渡担保権及び留保所有権についても、解釈上「担保権」に含まれると解されます。なお、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行後は、同法に規定する「譲渡担保権」（同法第2条第3号）及び「留保所有権」（同条第18号）が「担保権」に該当することが明文化されます（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第31条）。

ファイナンス・リースについては、法的整理手続における別除権又は更生担保権に関する解釈を踏まえ、担保としての性質が判断されることになると考えられます。

以上に対し、他の担保権が設定されていない定期性預金（定期預金や定期積金）については、あくまで預金債務を負担しているにすぎないため、早期事業再生法上の「担保権」には該当しません。

Q8 貸付債権等を有する金融機関等のうち特定の者について、対象債権者から除外して早期事業再生手続を進めることは可能ですか。

「対象債権」の範囲を画する「金融機関等」及び「貸付債権等」は法及び規則で列挙されており、その範囲を確認事業者が任意に選択することは認められません。また、「対象債権」を有する者に対しては、一律に指定確認調査機関により通知がなされます（法第3条第7項）。その結果、対象債権を有する者は一律に対象債権者となるため（法第2条第4項）、特定の債権者を対象債権者から除外することはできません。

(2) 「金融機関等」(法第2条第1項)の範囲

Q9 「金融機関等」の範囲(全体像)には、どのような者が含まれますか。

法において定められている「金融機関等」の類型は以下のとおりです(法第2条第1項各号)。

- (1) 預金保険法第2条第1項に規定する金融機関(具体的には、以下の①～⑨の者)
 - ① 銀行法第2条第1項に規定する銀行
 - ② 長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行
 - ③ 信用金庫
 - ④ 信用協同組合
 - ⑤ 労働金庫
 - ⑥ 信用金庫連合会
 - ⑦ 中小企業等協同組合法第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
 - ⑧ 労働金庫連合会
 - ⑨ 株式会社商工組合中央金庫
- (2) 銀行法第4条第1項の免許を受けた同法第10条第2項第8号に規定する外国銀行
- (3) 農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合(具体的には、以下の①～⑦の者)
 - ① 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合
 - ② 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合連合会
 - ③ 水産業協同組合法第11条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合
 - ④ 水産業協同組合法第87条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合連合会
 - ⑤ 水産業協同組合法第93条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合
 - ⑥ 水産業協同組合法第97条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
 - ⑦ 農林中央金庫
- (4) 保険業法第2条第2項に規定する保険会社、同条第7項に規定する外国保険会社等及び同法第223条第1項に規定する免許特定法人
- (5) 貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者
- (6) 政策金融機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいいます。)、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等
- (7) 上記(1)～(6)のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者として経済産業省令で定める者
- (8) 地方公共団体
- (9) 債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社その他債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者

上記のうち(6)(7)(9)についてはその範囲が経済産業省令に委任されており、規則において「金融機関等」の範囲が具体的に定められています((6)についてQ10、(7)についてQ11～Q17、(9)についてQ18)。

なお、(9)については、自らが主体となって信用の供与を業として行う者である(1)から(8)と異なり、

他の金融機関等が行った信用の供与を評価して譲受けを行う者であることを根拠に対象とされているものです。そのため、(9)の者が有する債権については、(1)から(8)の者が有していた債権を譲り受けた場合に限り対象となり得ます（法第2条第2項かっこ書）。

Q10 「金融機関等」のうち、法第2条第1項第6号の「経済産業省令で定める特殊法人等」には、どのような者が含まれますか。

規則においては、法第2条第1項第6号の「経済産業省令で定める特殊法人等」として、政策金融機関、預金保険機構及び信用保証協会のほか、以下の法人が規定されています（規則第2条）。

規則第2条	対象となる法人名
第1号	株式会社日本貿易保険
第2号	日本私立学校振興・共済事業団
第3号	株式会社日本政策投資銀行
第4号	漁業信用基金協会
第5号	農業信用基金協会
第6号	中小企業投資育成株式会社
第7号	広域的運営推進機関
第8号	農水産業協同組合貯金保険機構
第9号	保険契約者保護機構
第10号	株式会社脱炭素化支援機構
第11号	株式会社民間資金等活用事業推進機構
第12号	株式会社地域経済活性化支援機構
第13号	原子力損害賠償・廃炉等支援機構
第14号	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
第15号	株式会社海外需要開拓支援機構
第16号	株式会社産業革新投資機構
第17号	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
第18号	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
第19号	脱炭素成長型経済構造移行推進機構
第20号	独立行政法人奄美群島振興開発基金
第21号	独立行政法人勤労者退職金共済機構
第22号	独立行政法人情報処理推進機構
第23号	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
第24号	独立行政法人農業者年金基金
第25号	独立行政法人農林漁業信用基金
第26号	独立行政法人北方領土問題対策協会
第27号	独立行政法人国際協力機構

第 28 号	独立行政法人中小企業基盤整備機構
第 29 号	独立行政法人福祉医療機構
第 30 号	独立行政法人労働者健康安全機構
第 31 号	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
第 32 号	独立行政法人環境再生保全機構
第 33 号	独立行政法人都市再生機構
第 34 号	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
第 35 号	独立行政法人住宅金融支援機構
第 36 号	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

Q11 「金融機関等」のうち、法第2条第1項第7号の「金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者」の範囲には、どのような者が含まれますか。

規則においては、法第2条第1項第7号の「事業者」として、以下の(1)から(6)の種類の者が規定されています。

- (1) 貸付け・共済事業を行う農業・水産業協同組合連合会等（規則第3条第1号～第4号、Q12）
- (2) 投資事業に関する組合（規則第3条第5号、Q13）
- (3) 第一種金融商品取引業者・商品先物取引業者等（規則第3条第6号～第7号、Q14）
- (4) リース契約により資産を使用させることを業とする者（規則第3条第8号、Q15）
- (5) 外国の法令上、早期事業再生法における「金融機関等」に相当する者（規則第3条第9号、Q16）
- (6) 法令の定めにより貸付又は債務保証の業務を行う法人（規則第3条第10号～第17号、Q17）

Q12 貸付け・共済事業を行う農業・水産業協同組合連合会等は、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。

以下の(1)から(4)の者が「金融機関等」に該当します（規則第3条第1号～第4号）。

- (1) 農業協同組合連合会のうち共済を行う者
- (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会であって、組合外の者に対する貸付債権等を有する者
- (3) 共済水産業協同組合連合会
- (4) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会であって、組合外の者に対する貸付債権等を有する者

このうち、(2)(4)については「組合外の者に対する貸付債権等を有する者」との限定が付されており、対象債権となるのは組合外の者に対する貸付債権等のみであって、組合員に対する貸付債権等は対象となりません。(1)(3)については債権の性質による限定はありません。

Q13 投資事業に関する組合は、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。

(1) 民法上の組合、(2) 商法上の匿名組合及び(3) 投資事業有限責任組合が「金融機関等」に該当します(規則第3条第5号)。

これらについては、確認事業者に対し「貸付債権等」に該当する私募社債(規則第5条第1号)を保有することとなる投資事業に関する者に限定されており、いずれも、保有する債権のうち私募社債(規則第5条第1号)のみが対象債権となります。すなわち、(1)から(3)の者が保有する私募社債以外の貸付債権等については、規則第3条第5号の規定に基づき「金融機関等」が有する債権としては対象債権となりません。

ただし、他の規定に基づいて「金融機関等」に該当することは否定されません。例えば、貸金業登録をしている投資事業有限責任組合については、法第2条第1項第5号に基づいて「金融機関等」に該当することがありますが、この場合、貸金業として行う行為については、対象債権となる「貸付債権等」に限定はありません。また、上記(1)から(3)の者が他の金融機関等から貸付債権等を譲り受けた場合、規則第4条第1号に基づいて「金融機関等」に該当し、当該他の金融機関等から譲り受けた貸付債権等は対象債権となり得ますが(法第2条第2項かっこ書)、この場合も対象債権となる「貸付債権等」に限定はありません。

Q14 第一種金融商品取引業者・商品先物取引業者等は、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。

(1) 第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者)、(2) 商品先物取引業者(商品先物取引法第2条第23項に規定する商品先物取引業者)及び(3) 特定店頭商品デリバティブ取引業者(同法第349条第1項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者)が「金融機関等」に該当します(規則第3条第6号、第7号)。

これらの者が有する債権については、いずれも店頭デリバティブ取引等に係る債権のみが対象債権となります。すなわち、(1)から(3)の者が保有する貸付債権や私募社債については、規則第3条第6号又は第7号の規定に基づき「金融機関等」が有する債権としては対象債権となりません。

ただし、他の規定に基づいて「金融機関等」に該当することは否定されません。例えば、貸金業登録をしている第一種金融商品取引業者については、法第2条第1項第5号に基づいて「金融機関等」に該当することがありますが、この場合、貸金業として行う行為については、対象債権となる「貸付債権等」に限定はありません。また、第一種金融商品取引業者が他の金融機関等から貸付債権等を譲り受けた場合、規則第4条第1号に基づいて「金融機関等」に該当し、当該他の金融機関等から譲り受けた貸付債権等は対象債権となり得ますが(法第2条第2項かっこ書)、この場合も対象債権となる「貸付債権等」に限定はありません。

Q15 リース契約により資産を使用させることを業とする者は、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。

規則第5条第3号に規定するリース契約(Q31。対価を得て資産を使用させる契約であって、(1)契約

期間の中途においてその解約の申入れをすることができないもの又はこれに準ずるものであり、(2)ユーザーが当該使用に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているもの。以下同じ。)により資産を使用させることを業とする者は「金融機関等」に該当します(規則第3条第8号)。

当該事業者が有する債権については、リース契約に係る債権のみが対象債権となります。すなわち、当該事業者が保有するリース契約に係る債権以外の貸付債権等については、規則第3条第8号の規定に基づき「金融機関等」が有する債権としては対象債権となりません。

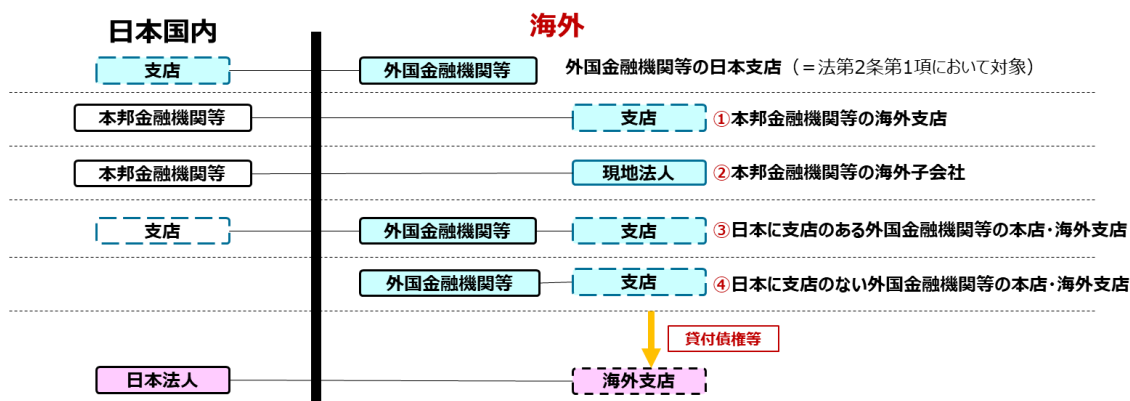
ただし、他の規定に基づいて「金融機関等」に該当することは否定されません。例えば、貸金業登録をしているリース業者については、法第2条第1項第5号に基づいて「金融機関等」に該当することがありますが、この場合、貸金業として行う行為については、対象債権となる「貸付債権等」に限定はありません。また、当該事業者が他の金融機関等から貸付債権等を譲り受けた場合、規則第4条第1号に基づいて「金融機関等」に該当し、当該他の金融機関等から譲り受けた貸付債権等は対象債権となり得ますが(法第2条第2項かつこ書)、この場合も対象債権となる「貸付債権等」に限定はありません。

Q16 外国の法令上、早期事業再生法における「金融機関等」に相当する者は、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。

外国に本店ないし支店のある債権者について、法第2条第1項では、「外国銀行」(銀行法第4条第1項の免許を受けた者)及び「外国保険会社等」(保険業法第185条第4項の免許を受けた者)等が「金融機関等」に該当する旨が規定されています(法第2条第1項第2号、第4号)。

これらに加え、規則において、他の「金融機関等」(法第2条第1項及び規則第3条第1号から第8号に定める者)に相当する事業者であれば、外国の法令に基づいて設立・組成された外国の債権者も「金融機関等」に該当する旨が規定されています(規則第3条第9号)。これは、民事再生手続等における内外人平等主義の考え方(民事再生法第3条)と同趣旨の考え方が採用されたものです。

その結果、例えば、外国法に基づいて設立された銀行は、法第2条第1項第1号の「金融機関」に相当する者といえるため、外国において銀行業を行う者の全てが「金融機関等」に該当します(規則第3条第9号)。この際、銀行法第4条第3項に定める「外国銀行」に該当するかは問わないため、本邦の銀行の海外支店、本邦の銀行の海外子会社、日本に支店のある外国銀行の本店・海外支店、日本に支店のない外国銀行の本店・海外支店のいずれによる貸付けであっても、全て「金融機関等」に該当します。



Q17 法令の定めにより貸付又は債務保証の業務を行う法人としては、具体的にどのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。

規則において、法令の定めにより貸付又は債務保証の業務を行う法人として、以下の法人が規定されています（規則第3条第10号～第17号）。

規則第3条	対象となる法人名
第10号	公益財団法人食品等持続的供給推進機構
第11号	公益財団法人水産物安定供給推進機構
第12号	公益財団法人海外漁業協力財団
第13号	公益社団法人米穀安定供給確保支援機構
第14号	一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
第15号	一般財団法人民間都市開発推進機構
第16号	一般財団法人日本建築防災協会
第17号	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

Q18 「金融機関等」のうち、法第2条第1項第9号の「債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者」としては、どのような者が「金融機関等」の範囲に含まれますか。

法第3条第1項の確認前に、その業務として他の「金融機関等」が有していた「貸付債権等」を譲り受けた事業者及び代位弁済を行った事業者は、法第2条第1項第9号に規定される債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項）に限らず、「金融機関等」に該当します（法第2条第1項第9号、規則第4条）。この場合、法人格の有無、業態や日本への所在の有無は問われません。

規則第4条各号かっこ書における「その業務として行う場合」とは、債権の譲受けや代位弁済自体を業として行っている場合に限らず、業務の一環として債権を譲り受け又は代位弁済を行った場合であれば、1回限りの場合も含みます。その結果、法第3条第1項の確認前に「金融機関等」（法第2条第1項第1号から第8号に規定する者に限り）から「貸付債権等」を譲り受け、又は代位弁済を行った事業者は、広く「金融機関等」に該当し得ます。

また、Q9のとおり、法第2条第1項第9号の規定は同項第1号から第8号と性質が異なっており、同項第9号により「金融機関等」となる者については、同項第1号から第8号の金融機関等より譲り受け、又は代位弁済を行った「貸付債権等」の場合に限って対象となります（法第2条第2項かっこ書）。

Q19 「金融機関等」であるAが有していた「貸付債権等」について、法第3条第1項の確認前に、AからB（法第2条第1項第1号から第8号の「金融機関等」には該当しない者）に譲渡され、その後さらにBからCに譲渡された場合、Cは規則第4条第1号によって「金融機関等」に該当しますか。

貸付債権等について先行する保有者であったAが法第2条第1項第1号から第8号の「金融機関等」に該当する場合には、Cは元々Aが有していた貸付債権等を譲り受けたこととなり、「金融機関等……が有していた貸付債権等を譲り受けた事業者」に当たるため、法第2条第1項第9号及び規則第4条第1号によって「金融機関等」に該当します。

Q20 法第3条第1項の確認後に、対象債権について「金融機関等」以外の者に対する債権譲渡又は「金融機関等」以外の者による代位弁済が行われた場合、当該債権の譲受人又は代位弁済を行った者は「対象債権者」となりますか。

法第3条第1項の確認後に、対象債権を譲り受けた者又は代位弁済を行った者（以下「譲受人等」といいます。）は「対象債権者」となります。ただし、その根拠は、法第3条第1項の確認前に金融機関等が有していた貸付債権等を譲り受けた者又は代位弁済を行った者が「金融機関等」（「対象債権者」）となる根拠（Q18）と異なり、譲受人等は、対象債権の譲渡等に伴う「対象債権を有する者の変更」の手續の結果として、「対象債権者」となります。

すなわち、法第3条第1項の確認後に対象債権の譲渡等が生じた場合には、「対象債権を有する者の変更」（法第4条第1項ただし書）に該当するため、確認事業者はその旨を指定確認調査機関に届け出る必要があります（同条第2項本文）。これを受けて、指定確認調査機関から当該譲受人等に対し、変更の確認の通知が行われます（法第4条第3項による第3条第7項の準用）。

ここで、「対象債権者」とは、「対象債権を有する者であって、次条（注：第3条）第7項（第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた者」をいうため（法第2条第4項）、譲受人等は、法第4条の変更の確認の通知を受けた時以降、対象債権者と扱われます。この際、当該譲受人等自身が他の規定（法第2条第1号から第8号）により「金融機関等」に該当するか否かは問題となりません。

なお、法第3条第1項の確認後に代位弁済が行われた場合の「対象債権」該当性に関する整理については、Q35を参照してください。

Q21 信託銀行が保有する債権のうち、信託勘定に属する債権は対象債権に含まれますか。

信託銀行が保有する債権のうち、信託勘定に属する債権、すなわち信託の受託者として保有している債権は、一般投資家に損益が帰属するものであることから、対象債権には該当しません。他方、銀行勘定に属する債権、すなわち信託銀行が銀行業務として保有している貸付債権等は対象債権に該当します。なお、債権が銀行勘定又は信託勘定のいずれに帰属するかについては、債務者から照会を行えば基本的には信託銀行から債務者へ回答がなされると考えられます。

(3) 「貸付債権等」「対象債権」（法第2条第2項、第3項）の範囲

Q22 「貸付債権等」・「対象債権」の範囲には、どのような権利が含まれますか。

「貸付債権等」とは、「貸付債権その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの」をいいます（法第2条第2項）。具体的には以下のとおりです。

- (1) 貸付債権（実質的にこれに該当し得る場合について、Q40～Q42）
- (2) 信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの（規則第5条）
 - ① 私募社債（同条第1号、Q23～Q26）

- ② 店頭デリバティブ取引に係る債権（同条第2号、Q27～Q30）
- ③ ファイナンス・リースに係る債権（同条第3号、Q31）
- ④ 求償権（同条第4号、Q32～Q35）
- ⑤ 保証債務履行請求権（同条第5号、Q36）
- ⑥ 手形・電子記録債権等の支払請求権等（同条第6号及び第7号、Q37）
 ((ア) 約束手形、為替手形又は小切手に係る金銭の支払の請求権、遡求権若しくは割引が行われた場合の買戻請求権、及び、(イ) 電子記録債権に係る支払の請求権、電子記録保証債務の履行請求権若しくは割引が行われた場合の買戻請求権)
- ⑦ 貸付債権等に係る利息、手数料及び不履行による損害賠償又は違約金の請求権（同条第8号、Q38～Q39）

また、法においては、「法第3条第1項の確認の時」に金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた「貸付債権等」に加えて、「法第3条第1項の確認後」の権利として、以下の権利が「対象債権」に該当する旨が規定されています（法第2条第3項）。

- (3) 貸付債権等に係る法第3条第1項の確認後の利息の請求権
- (4) 貸付債権等に係る法第3条第1項の確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

Q23 社債は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。

社債については、以下のいずれにも該当する場合に「貸付債権等」に該当します（規則第5条第1号）。

- (1) 私募社債（発行時に金融商品取引法第2条第3項に規定する「有価証券の私募」によって勧誘が行われたもの）のうち、適格機関投資家私募（同項第2号イ）又は特定投資家私募（同号ロ）によるものに限る。
- (2) 一般債振替制度によって取り扱われる振替社債（社債、株式等の振替に関する法律第66条）の場合には、当該振替社債の発行時の社債権者から譲渡されたものは対象外とする。

上記(1)によって、まず、公募社債は「貸付債権等」に該当しません。これは、高度の流通性があり債権者の特定が困難であることから、現行の私的整理手続では対象とされていない実務を踏まえたものです。また、従前の私的整理手続の実務上の取扱いや法における「金融機関等」の考え方を踏まえ、私募社債のうち、少数私募による社債（金融商品取引法第2条第3項第2号ハ）も「貸付債権等」に該当しないこととされています。

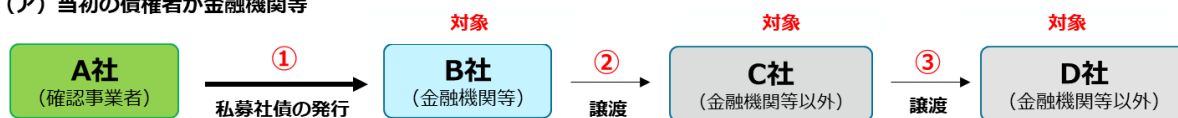
上記(2)では、一般債振替制度によって取り扱われる振替社債の場合、発行時の社債権者が保有しているもの（プライマリー）は「貸付債権等」に該当するものの、当該振替社債の発行時の社債権者から譲渡されたもの（セカンダリー）は対象外とされています。これは、一般債振替制度を利用して譲渡された社債については、発行主体（債務者）から社債権者を特定可能であることが制度上担保されていないことを踏まえたものです。なお、短期社債（いわゆるコマーシャルペーパー（CP）社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定するもの）についても同様の規律が妥当します。

上記(2)の場合、一般債振替制度を利用して振替社債を譲り受けた者自身が「金融機関等」であっても、当該私募社債は「貸付債権等」に該当しないため、いずれにせよ対象債権にはなりません。振替社債を譲り受けた者について、法第2条第1項第9号及び規則第4条第1号（別の金融機関等から貸付債権等を

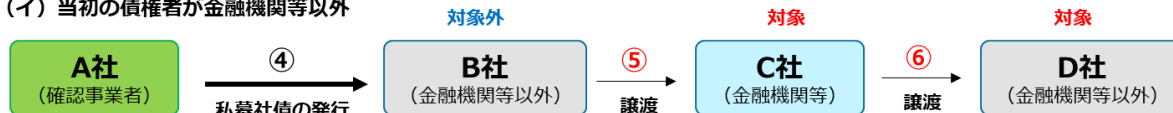
譲り受けた者が「金融機関等」に該当する旨の規定）が適用される場合であっても同様です。

対象となる私募社債の範囲（イメージ図）

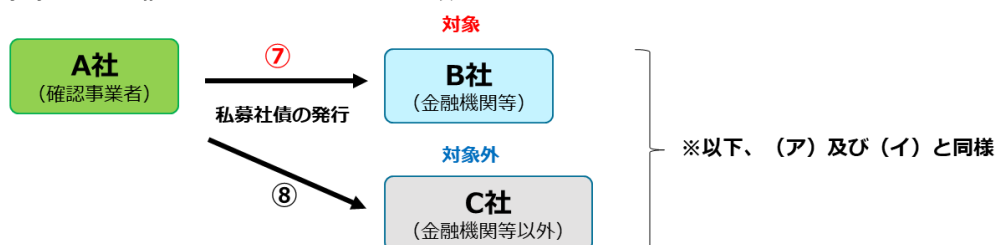
(ア) 当初の債権者が金融機関等



(イ) 当初の債権者が金融機関等以外



(ウ) 当初の債権者が金融機関等・金融機関等以外の両方



※1 ②③⑤⑥について、一般債振替制度を利用して売却された場合は対象外。

※2 ①②③⑤⑥⑦のいずれも、発行時に「適格機関投資家私募」又は「特定投資家私募」により勧誘された私募社債に限る。

Q24 外国法に基づいて発行された社債や外国の振替制度を利用して売却された社債は、「貸付債権等」に該当しますか。

「貸付債権等」に該当する社債は日本の会社法に基づいて発行されたもの（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含みます。）に限定されており（規則第5条第1号）、外国の法令に基づいて発行された社債は「貸付債権等」には該当しません。

また、日本の会社法に基づいて発行された社債が外国の振替制度において取り扱われることがありますが、この場合、日本の一般債振替制度を利用して譲渡された場合（Q23(2)）と同様に、当該外国の振替制度を利用して譲渡された社債は「貸付債権等」に該当しないこととなります（規則第5条第1号）。

Q25 社債について、早期事業再生手続による権利変更と会社法に基づく社債権者集会による社債の金額の減免とは、どのような関係にありますか。

早期事業再生手続において対象債権となる私募社債について、権利変更決議に基づく権利変更が行われるために、別途会社法に基づく社債権者集会の手続を実施する必要はありません。

他方、対象債権とならない社債について権利変更を求める場合には、早期事業再生手続とは別に、会社法に基づく社債権者集会の手続を実施することが必要となります。法においては、このような場合を想

定して、償還すべき社債の金額の減額に関する指定確認調査機関による確認の手続が設けられています（法第 67 条、法第 68 条。Q167～Q168）。

Q26 対象債権とならない社債について会社法に基づく権利変更を行う場合、早期事業再生計画にその旨を記載することは必要ですか。

対象債権とならない社債については権利変更決議に基づく権利変更を行うことはできませんが（Q25）、別途会社法に基づく権利変更を行う場合には、当該権利変更の内容を早期事業再生計画に記載する必要があります（法第 14 条第 3 項第 7 号、規則第 15 条第 4 項第 5 号）。

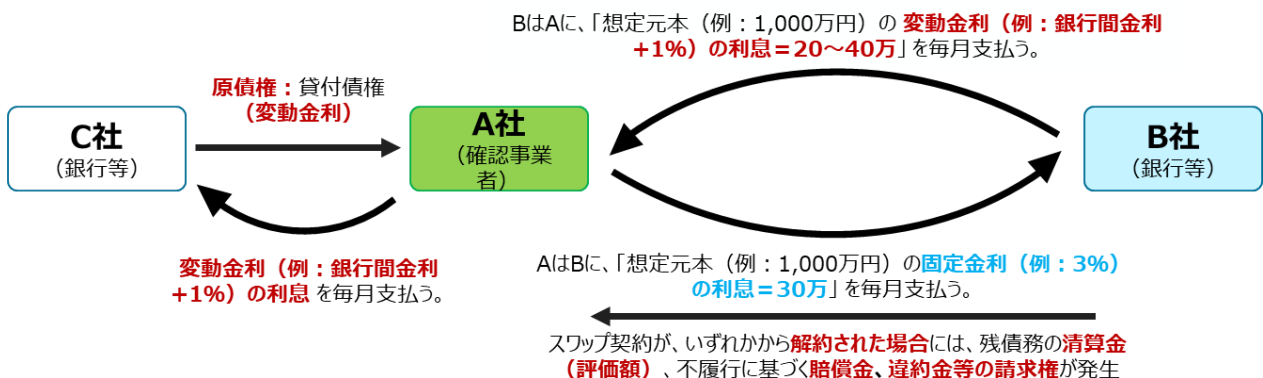
Q27 デリバティブ取引に係る債権は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。

デリバティブ取引に係る債権については、(1) 金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引又は商品先物取引法第 2 条第 14 項に規定する店頭商品デリバティブ取引（以下「店頭デリバティブ取引等」といいます。）に係る契約について、(2) 法第 14 条第 1 項に基づく早期事業再生計画等の提出日までに解約された場合の解約清算金・違約金（損害賠償等）の請求権が「貸付債権等」に該当します（規則第 5 条第 2 号）。

上記(1)により、市場デリバティブ取引は対象から除かれています。

また、上記(2)により、店頭デリバティブ取引等であっても、法第 14 条第 1 項に基づく早期事業再生計画等の提出までに解約されていない契約については、当該契約を継続する旨の当事者の意思に反して解約・清算させる必要はないことから、対象となりません（例えば、実需に応じた一般的な金利スワップ等、早期事業再生手続の開始後も継続することが効果的なリスクヘッジとして確認事業者の事業運営に資する取引もあると考えられます。）。継続されている店頭デリバティブ取引等については、早期事業再生手続の開始後も、当該店頭デリバティブ取引等の契約に基づく期中及び満期における支払・引渡義務の履行や担保の授受等を継続することは妨げられません。

店頭デリバティブ取引（例：金利スワップ）のイメージ図



Q28 早期事業再生手続の開始前に解約済みであるデリバティブ取引に係る債権も、「貸付債権等」に該当することがありますか。

「貸付債権等」に該当するための要件のうち、Q27における(2)の要件（「法第14条第1項に基づく早期事業再生計画等の提出日までに解約された場合」）については、解約時期について始期の制約はありません。そのため、早期事業再生手続の開始前に解約済みである場合も「貸付債権等」に該当し得ます。

ただし、一般論として、デリバティブ取引に係る契約が早期事業再生手続における対象債権となる場合としては、主に手続開始後（法第3条第1項の確認後）に当該デリバティブ取引に係る契約が解約される場合が想定されます。この場合、確認事業者において当該契約を解約するにあたっては、当該契約の相手方である金融機関等に対し、早期事業再生手続の開始及び状況について適切に説明すべきであるといえます。確認事業者において、例えば、早期事業再生手続の開始の事実を秘して契約を解約し、不意打ち的に当該デリバティブ取引に係る債権を対象債権として取り扱うといった濫用的な利用が行われた場合、態様によっては、「不正の手段」により確認・調査を受けたもの（法第5条第1項第9号）として法第3条第1項の確認の取消事由に該当し得ると考えられます。

Q29 店頭デリバティブ取引に係る債権の契約の解約に際し、(1)個別契約レベルで解約され、他の取引と一体的な清算又は担保充当が行われた場合や、(2)基本契約に基づいて一括清算が行われた場合、早期事業再生手続上どのように取り扱われますか。

店頭デリバティブ取引においては、複数の取引に対して適用される基本契約が締結された上で、取引の基本的事項については当該基本契約に基づきつつ、個別取引ごとの条件等は個別契約において定める実務が一般的です。その上で、これらの契約の解約時には個別契約又は基本契約に基づき各種の清算処理が行われるところ、早期事業再生手続上「貸付債権等」となる「解約に伴う損害賠償その他これに準ずるもの」（規則第5条第2号）の額については、以下のとおり取り扱われるべきといえます。

(1)まず、同一の基本契約に紐づく一又は複数の個別契約が解約され、その解約により、負けポジションにある確認事業者が、相手方である金融機関等に対して清算金支払債務を負う場合が想定されます。

この場合、早期事業再生手続において「貸付債権等」として取り扱われる額は、当該解約に伴う清算後の清算金・違約金の額となります。したがって、複数の個別契約が解約された場合には、当該複数の個別契約（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引又は商品先物取引法第2条第14項に規定する店頭商品デリバティブ取引（以下「店頭デリバティブ取引等」といいます。）と併せて解約されるこれらの取引に該当しない取引に係る契約も含まれます。）を併せて清算し、当該清算後の残額が「貸付債権等」として取り扱われます（清算の結果、確認事業者が清算金・違約金支払債務が残らない場合は、貸付債権等は存在しないこととなります。）。この点は、確認事業者から金融機関等に対して担保が差し入れられていた場合（現金・有価証券いずれの場合も含み、担保の法的性質は問いません。）も同様であり、解約に際して担保充当も含めた清算が有効に行われた場合には、当該清算後の残額が「貸付債権等」として取り扱われます。

(2)次に、基本契約に基づく解約条項が適用され、一括清算（その法形式は問わず、例えば自動相殺構成によるものやクロスプロダクトネットティング（複数の基本契約につきそれぞれ清算が行われた後に生じる複数債権の自動相殺）も含まれます。また、上記(1)と同様に、担保の法的性質を問わず、担保充当を

行うことも含みます。)が有効に生じた場合には、当該一括清算の対象となる個別契約の中に、1つでも店頭デリバティブ取引等に該当する取引があれば、当該一括清算後の清算金・違約金支払債務が「貸付債権等」として取り扱われます。

Q30 店頭デリバティブ取引に際して消費貸借契約に基づいて担保金が差し入れられている事例において、担保金を差し入れた金融機関等による担保金返還請求権は「貸付債権」に該当しますか。

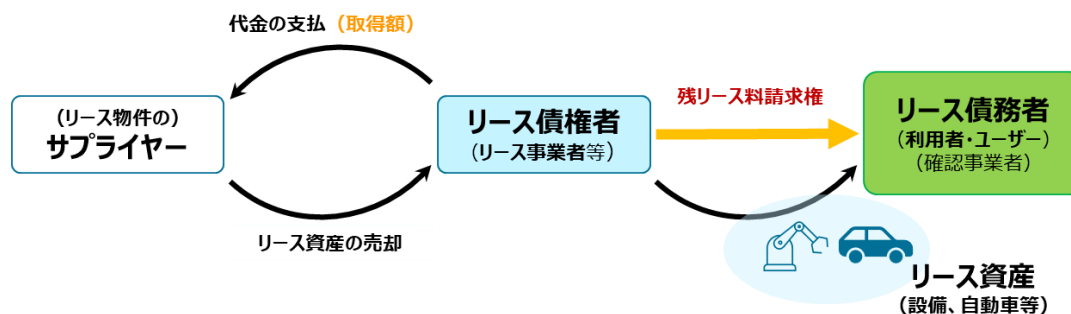
一般に、店頭デリバティブ取引における担保金は、店頭デリバティブ取引に係る債権の評価に基づき、負けポジションにある者から勝ちポジションにある者に対してマイナス分の補填等のために差し入れられるものであることを踏まえると、実質的に信用の供与に基づく債権ではないと評価できるため、当該担保金の返還請求権は金銭消費貸借契約の形式で行われる場合であっても「貸付債権等」に該当しません。

Q31 ファイナンス・リースに係る債権は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。

対価を得て資産を使用させる契約のうち、以下の(1)及び(2)の要件を満たす契約に係る債権が「貸付債権等」に該当します(規則第5条第3号)。

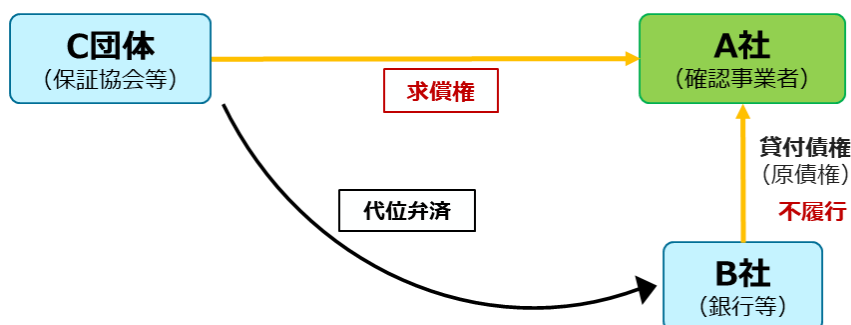
- (1) 契約期間の中途においてその解約の申入れをすることができないものであること又はこれに準ずるものであること(中途解約禁止要件)
- (2) ユーザーが当該使用に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること(フルペイアウト要件)

上記(2)の例として、契約期間(当該契約の解約の申入れをすることができないものとされている期間に限ります。)においてユーザーが支払うリース料の金額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額(当該資産を事業の用に供するために要する費用の額を含みます。)のおおむね90%に相当する金額を超える場合には、(2)の要件を満たすと考えられます(参考:法人税法施行令第131条の2第2項)。



Q32 求償権は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。

求償権は、原債権が「金融機関等」の有する「貸付債権等」である場合に限り「貸付債権等」に該当します（規則第5条第4号）。



Q33 保証人が有する事前求償権（民法第460条）も「貸付債権等」に該当しますか。

保証人が有する事前求償権（民法第460条）についても、「金融機関等」の有する「貸付債権等」を原債権とする事前求償権であれば「貸付債権等」に該当します（規則第5条第4号）。ただし、事前求償権に対する議決権の付与については、Q155のとおり制約があります。

Q34 保証人等の第三者が取得する事後求償権は、法第3条第1項の確認の時点で第三者による弁済が未了であっても、「求償権」として「貸付債権等」に該当し、「対象債権」となりますか。

保証人又は連帯債務者若しくは物上保証人（以下「保証人等」といいます。）の事後求償権については、法第3条第1項の確認時点で保証人等による弁済が未了であっても、対象債権となり得ます。これは、法第3条第1項の確認の時に「将来の請求権」（法第19条第1項第3号ホ）であったとしても、「対象債権」に該当するものは早期事業再生手続の対象となるところ、金融機関等が保証人等である場合には、法第3条第1項の確認時に保証人等による債務消滅行為が未了であっても、事後求償権は「将来の請求権」に該当すると考えられるためです（破産法における「将来の請求権」について、伊藤真ほか『条解破産法』（弘文堂、2020年）312頁参照）。

その結果、例えば銀行や信用保証協会が、別の「金融機関等」が有する「貸付債権等」に係る保証人となっている場合は、法第3条第1項の確認時点で当該銀行又は信用保証協会による保証履行が未了であっても、その事後求償権は対象債権に該当し、当該銀行又は信用保証協会は対象債権者となると考えられます（ただし、Q156で述べるとおり、対象債権者集会の時までに保証履行が未了である場合、議決権は認められません）。

これに対し、保証人等以外の第三者が取得する求償権については、「金融機関等」が主体となる場合であっても、法第3条第1項の確認時に発生していなければ、「将来の請求権」に該当しないと考えられます。もっとも、Q35(2)で述べるとおり、対象債権である原債権が権利変更された場合、求償権の行使については、当該権利変更後の原債権の範囲に制限されると考えられます。この結果、実質的には権利変更の対象になる場合と同様の帰結になると考えられます。

Q35 法第3条第1項の確認後に対象債権について代位弁済が行われた場合、(1)弁済による代位の対象となる原債権と(2)弁済者が取得する事後求償権は、早期事業再生手続上、それぞれどのように取り扱われますか。

(1) 弁済による代位の対象となる原債権について

弁済による代位の対象となる原債権については、代位弁済が行われた場合も対象債権としての性質は失われず、権利変更の対象となります。

なお、法第3条第1項の確認後に代位弁済が行われた場合、「対象債権を有する者の変更」の手続（法第4条第1項ただし書）が行われる必要があります。その結果、法第3条第1項の確認時点では対象債権者となっていなかった者についても、法第4条の変更の確認の通知を受けた時以降、対象債権者として取り扱われます（Q20）。

(2) 弁済者が取得した事後求償権について

保証人又は連帯債務者若しくは物上保証人（以下「保証人等」といいます。）の事後求償権については、法第3条第1項の確認時点で弁済が未了であっても、当該保証人等が法第2条第1項第1号から第8号に規定する「金融機関等」に該当する者である限り、対象債権となると考えられます（Q34）。

これに対し、「金融機関等」以外の者や、「金融機関等」であっても保証人等でない者が弁済によって取得した事後求償権については、「将来の請求権」に当たらず、「金融機関等」が「（法第3条第1項の）確認の時に」有する貸付債権等（法第2条第3項）といえないことから、対象債権にはなりません。

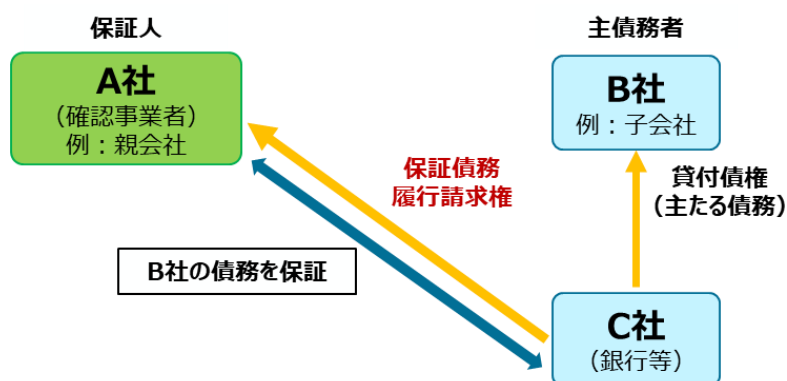
もともと、原債権について弁済による代位が生じる場合には、代位取得する原債権について上記(1)のとおり権利が変更されるにもかかわらず、事後求償権については全額権利行使できるとの結論は相当ではありません。この点に関し、旧和議法に関する判例には、和議開始決定後の弁済によって取得された求償権について、「弁済による代位によって取得する債権者の和議債権（和議条件により変更されたもの）の限度で、右求償権を行使し得るにすぎない……和議制度の趣旨にかんがみても、和議債務者に対し、和議条件により変更された和議債権以上の権利行使を認めるのは、不合理だからである」と判示するものがあります（最判平成7年1月20日民集49巻1号1頁）。

早期事業再生手続においても、法第3条第1項の確認後に発生した事後求償権について、権利変更決議により変更された対象債権である原債権以上の権利行使を認めるのは不合理であることから、法の趣旨に照らし、原債権に係る権利変更後の額の範囲で行使できるに過ぎないと考えられます。したがって、法第3条第1項の確認後に発生した求償権については、対象債権への該当性にかかわらず、原債権に係る権利変更後の額を超える部分は権利行使できなくなると考えられます。

Q36 保証債務履行請求権は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。

保証債務履行請求権は、主たる債務が「金融機関等」の有する「貸付債権等」である場合に限り、「貸付債権等」に該当します（規則第5条第5号）。

なお、その「貸付債権等」への該当性は、主たる債務の不履行の有無や、主たる債務者が保証人と同時に早期事業再生手続を利用しているか否かにかかわらず認められます。



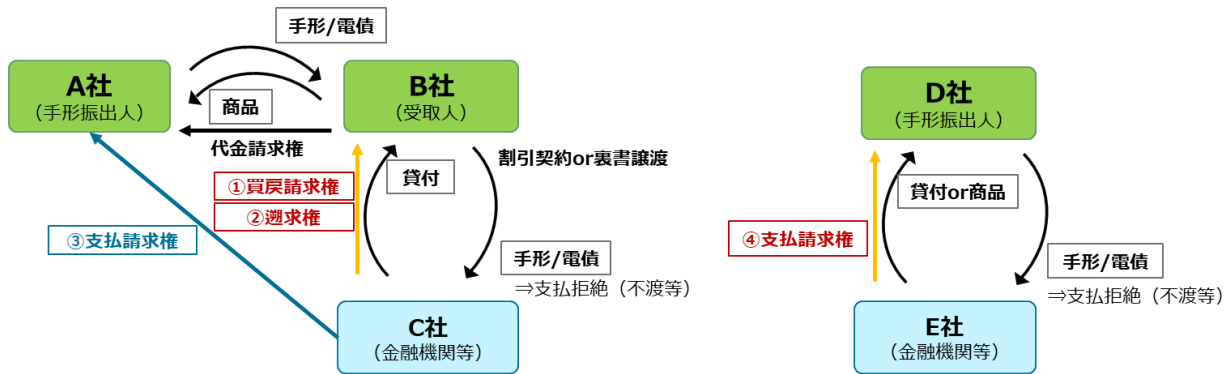
Q37 約束手形、為替手形又は小切手及び電子記録債権に係る債権は、どのような場合に「貸付債権等」に該当しますか。

「貸付債権等」に該当し得る約束手形、為替手形又は小切手及び電子記録債権（以下「手形等」といいます。）に係る債権としては、手形等の割引に伴う買戻請求権及び手形法又は電子記録債権法に基づく債権（支払請求権、遡求権・電子記録保証債務の履行請求権等）があります。これらのうち、(1) 信用の供与に基づく債権を原因債権とする手形等の振出・裏書又は発生・譲渡（以下「譲渡等」といいます。）に係る、(2) 手形等の譲渡等の直接の当事者間の債権が、「貸付債権等」に該当します（規則第5条第6号、第7号）。

上記(1)により、手形等の譲渡等の原因関係が信用の供与に基づく取引である場合には「貸付債権等」に該当し得ますが、それ以外の場合は該当しません。具体的には、手形等の割引が行われた場合の買戻請求権、貸付に伴い手形等が譲渡等された場合の支払請求権・遡求権等は対象となり得ます。これに対し、商取引の決済のために手形等が譲渡等された場合には、商取引債権を引き受けたのと実質的に同様であり、原因債権が信用の供与に基づくものとはいえないため、「貸付債権等」に該当しません。

上記(2)は、当該手形等の現在の所持人又は債権者や流通過程における原因債権の内容について、確認事業者において把握することが困難であることを踏まえた要件です。これにより、手形等が確認事業者による譲渡等の相手方からさらに譲渡等されていた場合、当該手形等の所持人又は債権者から確認事業者に対する権利は「貸付債権等」に該当しません。

手形・電子記録債権に係る債権の対象の整理のまとめ



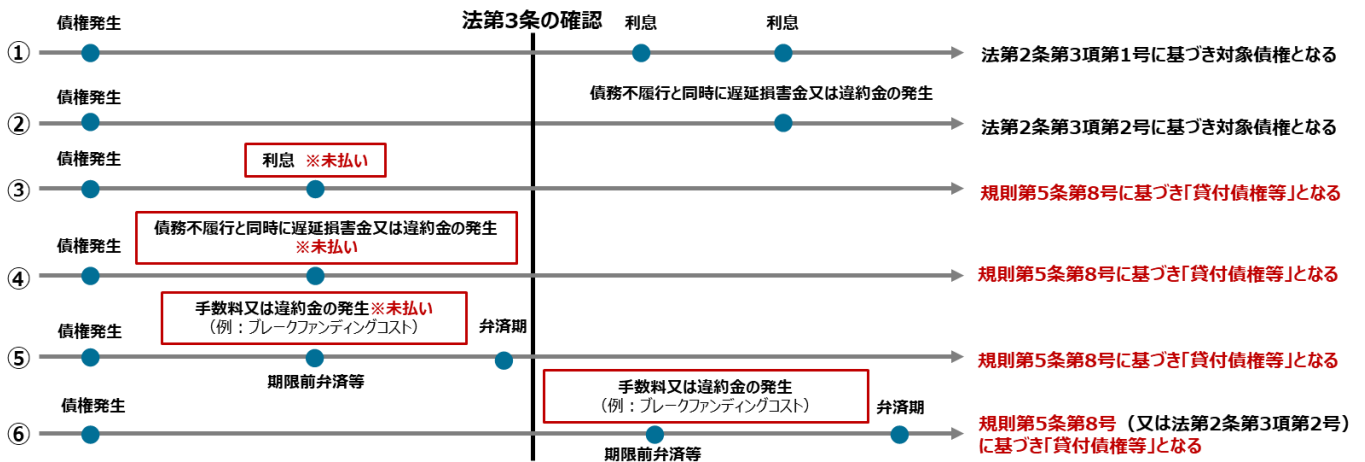
※上記図において、①②④は、原因債権が実質的に信用の供与に基づくものであれば対象、それ以外であれば対象外。③は対象外。

Q38 貸付債権等の利息、手数料、損害賠償及び違約金の請求権は、「貸付債権等」に該当しますか。

貸付債権等に係る法第3条第1項の確認後に生じた利息、不履行による損害賠償及び違約金の請求権は、法第2条第3項により「対象債権」に該当します。ただし、これらの債権について議決権は認められません（法第19条第2項）。

貸付債権等に係る法第3条第1項の確認前に生じた利息、不履行による損害賠償、違約金の請求権及び貸付債権等に係る手数料の請求権は規則第5条第8号により「貸付債権等」に該当します。これらの債権については、原則として議決権が認められます。ただし、Q152で述べるとおり、法第3条第1項の確認の時に発生が確定していない将来の請求権、条件成就が確定していない条件付債権及び弁済期の到来が確定していない不確定期限付債権については、原則として議決権はゼロと評価すべきです。

なお、私的整理手続の実務においては、利息は権利変更の対象から除かれることが多いと考えられますが、早期事業再生手続上は利息も上記のとおり「対象債権」に該当します（法第2条第3項第1号及び規則第5条第8号）。その上で、弁済禁止の例外として、事案に応じて利息の支払を継続することも許容されています（規則第11条第3項第1号、Q77）。



Q39 「貸付債権等」に該当する手数料には、どのようなものが含まれますか。

規則第5条第8号の「手数料」に該当するものとしては、他の貸付債権等に係る振込手数料や代金取立手数料のほか、外国為替関係では為替取扱手数料、送金手数料、被仕向送金手数料、国内向けの外貨建仕向送金手数料等が考えられます。ブレイクファンディングコスト及びコミットメントライン契約の解約手数料についても、法第2条第3項第2号に規定する「損害賠償又は違約金の請求権」又は規則第5条第8号に規定する「手数料」として「貸付債権等」に該当すると考えられます。

Q40 法第2条第2項に規定される「貸付債権」には、金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権以外にも該当する場合がありますか。

「貸付債権」（法第2条第2項）は、典型的には金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権を指しますが、その契約の形式にかかわらず、実質的にこれと同様の性質を有する債権も含まれる場合があります（Q41）。

Q41 ファクタリング契約に基づく債権は、「貸付債権」に該当しますか。

ファクタリング契約のように債権譲渡を行う取引に基づく債務については、原則として「貸付債権」には該当しません。もっとも、法形式的には債権譲渡の形態をとっていた場合でも、経済的に貸付けと同様の機能を有している契約もあります。このように、ファクタリング契約等に基づく債権のうち貸付けと同様の実態を有しているものについては、「貸付債権」（法第2条第2項）に該当し得ます。

なお、これらの債権が「貸付債権」と評価されるか否かは、個別の取引形態に応じて判断される必要があります。そのため、確認事業者において「貸付債権」への該当性を判断した上で、指定確認調査機関が当該判断の妥当性を確認する（法第3条第1項第2号）こととなります。

（参考）金融庁HP「ファクタリングの利用に関する注意喚起」（抜粋）

<https://www.fsa.go.jp/user/factoring.html>

一般に「ファクタリング」とは、事業者が保有している売掛債権等を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービス（事業者の資金調達の一手段）であり、法的には債権の売買（債権譲渡）契約です。しかし、近時、ファクタリングを装った高金利の貸付けを行うヤミ金融業者の存在が確認されています。また、ファクタリングとして行われる取引であっても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなものは、貸金業に該当するおそれがあります。

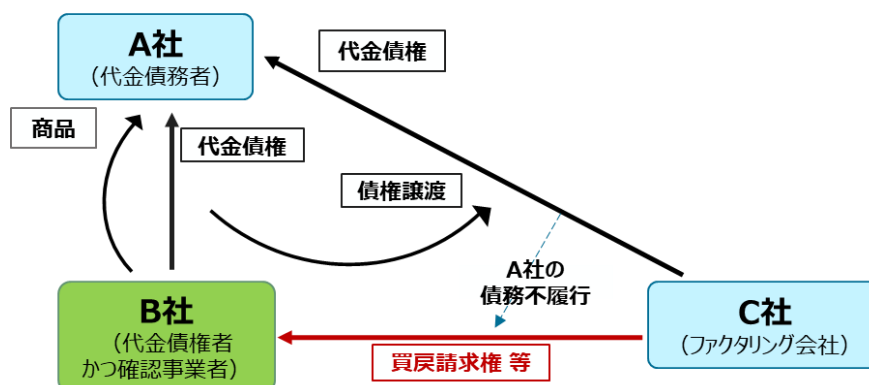
（略）例えば、譲渡した債権の回収（集金）がファクタリング業者から売主に委託されており、売主が集金できなかった場合に、

○売主が債権を買い戻すこととされている

○売主自身の資金によりファクタリング業者に支払をしなければならないこととされているなどといったようなものについては、貸金業に該当するおそれがあります。

また、ファクタリングが貸金業に該当するかについては、契約書にノンリコース（売却した売掛債権等が返済不能になっても売却した事業者に返済義務は生じないこと）の規定があるかなどの形式的

な要素だけでなく、経済的側面や実態に照らして判断されるものですので、注意が必要です。



Q42 商取引に関連して行われる取引に基づく債権も「貸付債権」に該当することがありますか。

商取引に伴って行われる融資等に基づく債権も、実質的に貸付けに基づく債権といえる限り、「貸付債権」(法第2条第2項)に該当します。その判断にあたっては、取引の性質を個別具体的に検討する必要があります。

例えば、割賦販売は、利用者が販売会社に対して売買代金等の支払債務を負担するものであり(割賦販売法第2条第1項第1号、第2号)、当該債権は商取引債権の性質を有するため、「貸付債権」には該当しないと考えられます。

また、貿易取引に伴う債務として、輸入ユーザンスによる外為与信(決済の猶予)がありますが、新たな融資を伴う形態(例えば、発行銀行が輸入決済を肩代わりし、発行依頼人に融資を行う形式)であれば、当該融資に基づく債権は「貸付債権」に該当します。これに対し、輸入信用状(荷為替信用状)は、実質的に発行銀行が商取引による売買代金債務を立替払いした上で、当該売買代金債務の履行を買主に請求する取引であるところ、商取引債権を原債権とする求償権が「貸付債権等」に該当しないこと(規則第5条第4号、Q32)と同様に、原則として「貸付債権等」には該当しないと考えられます。

3 指定確認調査機関

Q43 指定確認調査機関とは、どのような機関ですか。

早期事業再生手続では、対象債権者が公正かつ合理的な集団的意思決定をする前提となる手続監督、調査等について、経済産業大臣が法人又は団体を中立的な監督機関として指定し、一定の監督規定を措置した上で遂行させることとしています(法第46条~第63条)。この観点から、指定確認調査機関は、経済産業大臣による指定を受け、早期事業再生手続を監督し、調査等を行う第三者機関として位置付けられています。

具体的には、指定確認調査機関は、利用開始要件等の確認(法第3条第1項、法第4条第1項)、一時停止の要請(法第6条第1項)、権利変更議案、早期事業再生計画及び資産評定の内容の調査(法第15条第1項)等といった業務を行います。

指定確認調査機関には、多数決による権利変更を伴う早期事業再生手続が公正に遂行されるよう、適切な監督の実施が求められています。このため、指定確認調査機関の指定には厳格な要件が設けられています（法第 46 条第 1 項）。加えて、指定確認調査機関の確認調査員並びに役員及び職員で対象債権者集会関連業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用について公務員とみなされ（法第 48 条第 2 項）、その行為につき贈収賄等の刑罰の対象となります。

Q44 指定確認調査機関の業務規程には、どのような事項が定められるべきですか。

指定確認調査機関は、業務規程において法第 50 条第 1 項に規定する事項を定める必要があります。当該事項は同条第 2 項及び第 3 項に規定する基準に該当することが求められ、経済産業大臣による指定を受けるためには、業務規程が「法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより対象債権者集会関連業務を公正かつ適確に実施するために十分である」と認められる必要があります（法第 46 条第 1 項第 7 号）。具体的には少なくとも以下の内容が求められ、それぞれの措置、方法等について、十分な内容が定められた上で、業務規程に基づいて適切に業務が実施される必要があります。

- (1) 対象債権者集会関連業務の実施に関する事項（法第 50 条第 1 項第 1 号）
 - ① 確認調査員の選任の方法（法第 50 条第 2 項第 1 号）
 - ② 確認調査員や確認調査員補佐人の選定基準・プロセスを公正に定め、かつ公表すること（法第 46 条第 1 項第 7 号の規定に基づく措置）
 - ③ 確認調査員が確認事業者又は対象債権者と利害関係を有することその他の対象債権者集会関連業務の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該確認調査員を排除するための方法（法第 50 条第 2 項第 1 号）
 - ④ 指定確認調査機関の実質的支配者等を確認事業者又は対象債権者とする場合において、実質的支配者等から確認調査員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置（法第 50 条第 2 項第 2 号）
 - ⑤ 確認調査員が弁護士でない場合において、対象債権者集会関連業務の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置（法第 50 条第 2 項第 3 号）
 - ⑥ 提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法（法第 50 条第 2 項第 4 号）
 - ⑦ 確認事業者、対象債権者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法（法第 50 条第 2 項第 5 号）
 - ⑧ 指定確認調査機関の確認調査員、役員及び職員が、対象債権者集会関連業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置（法第 50 条第 2 項第 6 号）
 - ⑨ 確認調査員の見識を高めるための研修を実施すること。特に、労働法制への理解は早期事業再生手続の適正さを確保する上で重要であることから、確認調査員として選任される前に必ず研修が実施されていること（法第 46 条第 1 項第 7 号の規定に基づく措置）。
- (2) 対象債権者集会関連業務の実施に関する料金を徴収する場合にあっては、当該料金に関する事項（法第 50 条第 1 項第 2 号）

当該事項に関する業務規程は、料金の額又は算定方法及び支払方法を定めており、当該料金の額等が著しく不当なものでないものである必要があります（法第 50 条第 3 項）。ここでいう「著しく不当なもの」でないといえるためには、標準的な業務の実施体制・工数が算定された上で、これに要する経費を著しく上回る形で手数料が設定されることがないことが求められます。

(3) 対象債権者集会関連業務の実施に必要な事項として経済産業省令で定める事項（法第 50 条第 1 項第 3 号）

上記(1)(2)のほか少なくとも以下の内容が定められる必要があります。

- ① 対象債権者集会関連業務を行う時間及び休日に関する事項（規則第 32 条第 1 号）
- ② 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が対象債権者集会関連業務を行う区域に関する事項（規則第 32 条第 2 号）
- ③ 対象債権者集会関連業務の実施体制に関する事項（規則第 32 条第 3 号）
- ④ 対象債権者集会関連業務を行う職員の監督体制に関する事項（規則第 32 条第 4 号）
- ⑤ 対象債権者集会関連業務の苦情処理に関する事項（規則第 32 条第 5 号）
- ⑥ 対象債権者集会関連業務に関して知り得た秘密を保持するための措置に関する事項（規則第 32 条第 6 号）
- ⑦ 対象債権者集会関連業務の実施に際して行う通知の方法に関する事項（規則第 32 条第 7 号）
- ⑧ その他対象債権者集会関連業務に関し必要な事項（規則第 32 条第 8 号）

なお、⑥の措置としては、案件ごとに秘密保持のための適切な措置が図られるよう、指定確認調査機関が確認事業者に対して以下の指導を行うこととすることが求められます。

- ・ 確認事業者や対象債権者に加えて第三者を含めて早期事業再生手続の利用等の事実を知り得る者の範囲を慎重に検討し、当該事実を知った者が秘密保持を徹底するための措置を講ずること。
- ・ 秘密保持のためには書面で秘密保持契約を締結する等の措置も有効であり、事案の性質に応じて秘密保持契約締結の要否を慎重に検討すること。

Q45 確認調査員とは、どのような者ですか。

確認調査員は、個別の早期事業再生手続に関して指定確認調査機関によって選任される者であり、法第 3 条第 1 項の確認や法第 15 条第 1 項の調査に関する事務を実施します（法第 3 条第 6 項、法第 15 条第 2 項）。

Q46 確認調査員補佐人とは、どのような者ですか。

確認調査員補佐人は、個別の早期事業再生手続において選任される確認調査員について、法第 3 条第 1 項の確認及び法第 15 条第 1 項の調査等を補佐します。確認調査員補佐人について資格や人数について法令上の規定はありませんが、指定確認調査機関により、その業務規程に基づいて選任されます。なお、確認調査員補佐人の経験は、確認調査員の資格要件の一つになっています（規則第 35 条第 1 項第 1 号イ、Q48）。

Q47 指定確認調査機関は、確認調査員補佐人以外に、確認調査員の業務を補助する者を選任することは可能ですか。

指定確認調査機関は、個別の早期事業再生手続について、確認調査員補佐人（Q46）とは別に、確認調査員の業務を補助する者を関与させることも可能です。

Q48 確認調査員に求められる要件は、どのようなものですか。

確認調査員は、人格が高潔で識見の高い者であって、事業再生に関する専門的知識及び実務経験を有する者として経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、指定確認調査機関が業務規程において定めるプロセスに基づいて選任されます（法第 52 条）。

確認調査員に求められる具体的な要件としては、以下の(1)及び(2)に該当することが求められます。これらの要件は、事業再生 ADR における手続実施者の選任要件よりも一部厳格化されたものとなっています。

なお、指定確認調査機関の確認調査員並びに役員及び職員で対象債権者集会関連業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用について公務員とみなされ（法第 48 条第 2 項）、その行為につき贈収賄等の刑罰の対象となります。

(1) 以下の①から⑥のいずれかの経験を有すること（規則第 35 条第 1 項第 1 号）。

- ① 確認調査員を補佐する者（確認調査員補佐人）として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を 2 件以上適切に調整した経験を有する者（同号イ）
- ② 事業再生 ADR の手続実施者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有する者（同号ロ）
- ③ 事業再生 ADR の手続実施者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を 2 件以上適切に調整した経験を有する者（同号ハ）
- ④ 中小企業活性化協議会において中小企業再生支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を 2 件以上適切に調整した経験を有する者（同号ニ）
- ⑤ 株式会社産業再生機構又は株式会社地域経済活性化支援機構において事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有する者（同号ホ）
- ⑥ 一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則（準則型私的整理手続）に基づき、事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を 2 件以上適切に調整した経験を有する者（同号ヘ）

ただし、再生手続又は更生手続における監督委員又は管財人の経験を有する者は、上記①③④⑥において求められる経験のうち「2 件以上」とされる部分は「1 件以上」とされます。

(2) 指定確認調査機関が実施する対象債権者集会手続その他の事業再生に係る事項（労働関係に関する事項を含みます。）に関する研修を受けていること（規則第 35 条第 1 項第 2 号）。

Q49 個別の案件ごとに選任される確認調査員は、どのような者により構成されますか。

確認調査員の中には、再生手続又は更生手続における監督委員又は管財人の経験を有する者が1人以上含まれなければなりません（規則第36条第1項本文）。また、権利変更議案において債務の減免が定められる場合には、確認調査員を3人以上（確認事業者の有利子負債が10億円に満たない場合には、2人以上）選任し、当該確認調査員の中には、(1)監督委員又は管財人の経験を有する者及び(2)公認会計士がそれぞれ1人以上含まれなければなりません（同項ただし書）。

Q50 確認事業者又は対象債権者において、個別事案につき選任された確認調査員について公正な手続実施を妨げるおそれがあると考えられる場合、どのような対応を取ることができますか。

確認調査員について、業務の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合には、当該確認調査員を早期事業再生手続に関与させることは適切ではありません。上記事由がある場合に手続から確認調査員を排除するための方法については、指定確認調査機関の業務規程において定められます（法第50条第2項第1号）。

Q51 確認調査員について「対象債権者集会関連業務の公正な実施を妨げるおそれがある事由」（法第50条第2項第1号）とは、どのような場合を指しますか。

「対象債権者集会関連業務の公正な実施を妨げるおそれがある事由」の典型例は、「確認事業者又は対象債権者と利害関係を有する」場合であり（法第50条第2項第1号）、例えば、確認調査員が対象債権者又は確認事業者（法人の場合はその代表者）の親族である場合や、選任された手続と同一の事件について一方当事者から過去に依頼を受けていた場合等はこれに該当します。そのほか、一方当事者との取引状況及び過去の取引経験等も考慮した上で、裁判官の除斥事由及び忌避事由（民事訴訟法第23条第1項、同法第24条第1項）に準じて判断されるべきと考えられます。

第2 対象債権者の権利の変更に関する手続

1 法第3条第1項の確認

(1) 事業者による確認の申請

Q52 法第3条第1項の確認の申請に必要な書類は何ですか。

法第3条第1項の確認の申請を行う場合、申請者は、申請書（様式第一）のほか、添付書類として以下の書類を指定確認調査機関に提出することが求められます。

- (1) 権利変更概要書（法第3条第1項）
- (2) 貸付債権等一覧表（法第3条第1項）
- (3) 申請者の定款（外国法人については定款に準ずる書面）（規則第8条第6項第1号）
- (4) 申請者の登記事項証明書（外国法人については、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書）（規則第8条第6項第2号）
- (5) 過去3期分の貸借対照表（規則第8条第6項第3号）
- (6) 過去3期分の損益計算書（規則第8条第6項第3号）
- (7) 申請前1年間の資金繰り表（実績）（規則第8条第6項第4号）
- (8) 申請後6か月間の資金繰り表（見込み）（規則第8条第6項第4号）
- (9) 委任状（代理人によって申請する場合）（規則第8条第6項第5号）
- (10) 上記のほか、事業又は財産の状況に関する資料その他手続の円滑な進行を図るために指定確認調査機関が必要と判断する資料（規則第8条第6項第6号）

上記(10)の資料としては、少なくとも事業の概要が記載されたパンフレット・会社案内等について提出することが想定されるほか、指定確認調査機関の求めに応じて適切な書類を提出することが求められます。

Q53 権利変更概要書には、どのような事項を記載する必要がありますか。

権利変更概要書には、以下の事項を記載することが求められます。

- (1) 申請者に対して貸付債権等を有する金融機関等の権利の変更に関する方針（法第3条第2項第1号）
- (2) 申請者の収入及び支出の見込み（法第3条第2項第2号）
- (3) 申請者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動の方向性（法第3条第2項第3号）
- (4) 申請者が法第3条第1項の確認を受けることについての金融機関等（貸付債権等一覧表に記載のある貸付債権等の総額のうち5分の1に相当する額以上の貸付債権等を有する者のうち、規則第8条第2項の基準に係る者に限ります。）の異議の有無（法第3条第2項第4号、規則第8条第3項。Q54参照）

- (5) 申請者が、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受け、及び破産事件、再生事件、更生事件、特別清算事件又は承認援助事件が係属している者でないこと（法第3条第2項第5号）
- (6) 対象債権者集会の開催時期の見込み（法第3条第2項第6号）
- (7) 申請者の役員（申請者が法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものについては代表者又は管理人。役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含みます。）の氏名及び株式又は出資の状況（規則第8条第4項第1号）
- (8) 申請者の事業の内容及び状況、営業所又は事務所の名称及び所在地並びに使用人その他の従業員の状況（規則第8条第4項第2号）
- (9) 申請者の資産、負債その他の財産の概要（規則第8条第4項第3号）
- (10) 申請者が上場企業である場合は、その旨及び上場している市場の名称（規則第8条第4項第4号）
- (11) 法第3条第1項の申請に至った事情（規則第8条第4項第5号）
- (12) 貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等との交渉経過の概要その他権利変更議案の可決の見込みを把握するために参考となるべき事項（規則第8条第4項第6号）
- (13) 申請者の財産に関してされている他の手続又は処分申請者に知っているもの（規則第8条第4項第7号）

Q54 権利変更概要書の記載事項である「確認を受けることについての金融機関等……の異議の有無」（法第3条第2項第4号）について、異議の有無を記載する必要がある「金融機関等」の範囲はどのようなものですか。

法第3条第1項の確認を受けることについての「異議の有無」（法第3条第2項第4号）を記載すべき金融機関等の範囲は、貸付債権等一覧表に記載のある「貸付債権等の総額のうち5分の1に相当する額以上の貸付債権等を有する者」であって、法第3条第1項第3号の基準（「貸付債権等の総額の5分の1以上」を有する一又は複数の金融機関等が異議を述べていないこと。Q59）への適合性を確認する上で必要な者に限定されています（法第3条第2項第4号かつこ書、規則第8条第3項）。

例えば、総額の5分の1に相当する額以上の貸付債権等を単独で有する金融機関等としてA銀行とB銀行がある場合、A銀行が異議を述べていないことを権利変更概要書に記載する場合には、B銀行の異議の有無について記載する必要はありません。また、C銀行とD銀行につきそれぞれ単独では総額の5分の1に満たない場合でも、合計で総額の5分の1に相当する額以上となる場合には、C銀行とD銀行が異議を述べていないことを記載することでも足りません。

Q55 貸付債権等一覧表には、どのような事項を記載すべきですか。

貸付債権等一覧表には、以下の事項を記載することが求められます。

- (1) 申請者に対して金融機関等が有する貸付債権等の内容及び原因並びに当該金融機関等の氏名又は名称及び住所（法第3条第3項第1号）
- (2) 貸付債権等が担保権によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産（法第3条第3項第2号）
- (3) 金融機関等又はその代理人の電話番号（ファクシミリの番号を含みます。）、電子メールアドレスその他の連絡先（規則第8条第5項第1号）
- (4) 貸付債権等に係る債務を保証する保証人がある場合には、当該保証の内容及び当該保証人の氏名又は名称（規則第8条第5項第2号）
- (5) 貸付債権等に係る債務を担保するために自己の財産を担保に供した第三者がある場合には、当該第三者の氏名又は名称（規則第8条第5項第3号）
- (6) 貸付債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のある債権であるときは、その旨（規則第8条第5項第4号）
- (7) 貸付債権等に関し法第3条第1項の確認の申請の当時訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称並びに事件の表示及び概要（規則第8条第5項第5号）

Q56 金融機関等の連絡先として複数考えられる場合、貸付債権等一覧表にはどの連絡先を記載すべきですか。

金融機関等の連絡先（規則第8条第5項第1号、Q55(3)）については、事案に応じて、貸付債権等に関する本店又は支店の適切な連絡窓口となる連絡先を記載することが求められます。なお、海外債権者については、日本支店や日本の担当者の連絡先がある場合には、その連絡先を記載することでも足りません。

Q57 資金繰り表（見込）について、申請後6か月間以降の資金繰り見込みを示す必要はありませんか。

申請時の添付書類としての資金繰り見込表は、申請後6か月間の資金繰り見込みを示すものであれば足り（規則第8条第6項第4号）、法令上はそれ以降の資金繰り見込みを示す義務はありません。

ただし、上記規定は早期事業再生計画の提出期限が原則として法第3条第1項の確認後6か月以内とされていること（法第14条第1項）を踏まえたものであるところ、当該提出期限が延長される場合（同条第2項）もあり得るほか、早期事業再生計画の提出後、権利変更の効力発生時やスポンサー契約のクロージング日までの間の資金繰りを示すことが手続の安定に資する場合もあると考えられます。そのため、事案に応じて、早期事業再生手続開始後も必要な期間の資金繰り見込みを指定確認調査機関に示すことが望ましい場合があると考えられます。

Q58 法第3条第1項の確認の申請前に、貸付債権等を有する全ての金融機関等に対して、申請者の財務状況や権利変更の方針、事業再生のために取り組む措置等の説明を行うべきでしょうか。

本制度上は、確認申請を検討する事業者が確認申請前に全ての対象債権者に対して説明を実施する義務はありません。もっとも、一般論として、対象債権者集会において対象債権者から債務減免等の権利変

更の内容や早期事業再生計画の実効性等について賛同を得るためには、対象債権者に丁寧かつ早期に説明を行うことが重要といえます。また、早期事業再生手続に基づき権利変更がなされた後に事業の再生を実現していく上で対象債権者の協力が必要になる場合には、当該対象債権者の理解を得ることが重要です。このため、対象債権者の賛同及び理解を得る観点からは、手続外の実務対応として、確認申請前も含めて、個別の事情に照らして可能な範囲で、申請者の経営や資産の状況について対象債権者に対し説明を実施することを検討することが重要と考えられます。

(2) 指定確認調査機関による確認

Q59 法第3条第1項の確認の対象である「権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないものとして経済産業省令で定める基準」（法第3条第1項第3号）とは、どのような内容ですか。

法第3条第1項第3号に規定する基準として、規則において、法第3条第1項の確認を受けることについて異議を述べていない金融機関等の貸付債権等の金額が、貸付債権等の総額の5分の1以上であることという要件が設けられています（規則第8条第2項）。ここでいう「総額の5分の1以上」は、貸付債権等のうち担保による保全部分も含めて算定されます。また、複数の金融機関等の貸付債権等の額の合算で「総額の5分の1以上」を超える場合も、当該基準を満たします。

Q60 法第3条第1項の確認の対象である「権利の変更に関する方針が貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等の一般の利益に適合する見込みがあること」（法第3条第1項第4号）とは、どのような内容ですか。

法第3条第1項第4号における「貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等の一般の利益に適合する見込みがあること」とは、特定の「金融機関等」の利益ではなく、貸付債権等一覧表に記載のある「金融機関等」全体としての利益に適合する見込みがあることを意味します。

具体的には、権利変更決議により対象債権が権利変更される結果、弁済されると見込まれる金額が、事業の全部を廃止した上で債務者財産を解体清算し、個別に売却した場合の配当見込み額以上であること（清算価値保障）が遵守される見込みがあることが求められます。指定確認調査機関は、当該基準について、権利変更概要書に記載される権利変更に関する方針や、申請者の財務諸表等に記載される資産及び負債を基に概算される数値を基に、財務的観点から客観的に判定します。

Q61 法第3条第1項の確認の通知は、どのような方法により行われますか。

法第3条第1項の確認の通知（同条第7項）は、指定確認調査機関により、書面又は電磁的方法により行われます（規則第6条）。書面の場合、郵送のほか、対象債権者への個別交付やファクシミリによる通知も認められます。電磁的方法の場合、電子メール等、適宜の方法により実施されます。

Q62 法第3条第1項の確認後、対象債権者や対象債権を追加すべきことが判明した場合には、どのような対応が求められますか。

法第3条第1項の確認の申請時に提出した貸付債権等一覧表に、本来記載しておくべき金融機関等や貸付債権等に漏れがあることが判明した場合には、貸付債権等一覧表を修正の上、指定確認調査機関に対して変更の確認申請を行い、変更の確認を得る必要があります（法第4条第1項、規則第9条第1項）。その上で、既に開催済みの対象債権者会議がある場合については、(1)から(3)の場合に応じてそれぞれ以下のとおり取り扱われます。

(1) 変更の確認が、第1回対象債権者会議から第2回対象債権者会議までの間に行われた場合

第1回対象債権者会議を開催し直す必要はありませんが、確認事業者は以下の①及び②の対応を実施する必要があります（規則第12条第5項第1号）。

- ① 全対象債権者に対し、変更の確認の内容を通知すること。
- ② 追加される対象債権者がいる場合、当該追加される対象債権者に対し、権利変更概要書の内容、確認事業者の資産及び負債の状況、並びに、手続の進行状況について説明すること。

(2) 変更の確認が、第2回対象債権者会議から対象債権者集会までの間に行われた場合

第1回対象債権者会議及び第2回対象債権者会議を開催し直す必要はありませんが、確認事業者は以下の①から③の手続を実施する必要があります（規則第12条第5項第2号）。また、変更後の権利変更議案、早期事業再生計画又は資産評定書（以下「権利変更議案等」といいます。）について、指定確認調査機関による調査（法第15条第1項）を受け直す必要があります。

- ① 全対象債権者に対し、変更の確認の内容及び変更後の権利変更議案等の内容を通知すること。
- ② 追加される対象債権者がいる場合には、当該追加される対象債権者に対し、権利変更議案等の内容及び手続の進行状況を説明し、権利変更議案等について意見を述べることを旨を通知すること。
- ③ 追加される対象債権者から権利変更議案等について意見が述べられた場合には、他の対象債権者に対し、当該意見を通知すること。

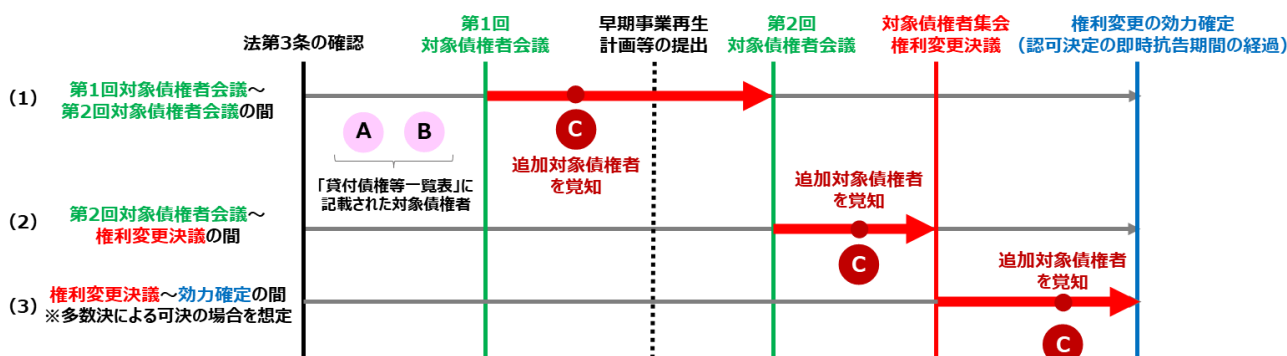
(3) 権利変更決議から権利変更決議の効力確定までの間に漏れを覚知した場合

確認事業者は、原則として、変更後の権利変更議案等に基づき対象債権者集会の招集手続及び権利変更決議を再度行う必要があります。既に裁判所に対して認可申立てを行っている場合には、当該申立てを取り下げ（非訟事件手続法第63条第1項前段）、再度の権利変更決議を経た上で改めて認可申立てを行う対応を取ることが考えられます。なお、認可又は不認可決定が出された後においては、取下げに当たり裁判所の許可を得る必要があります（同項後段）。

ただし、オンラインによる対象債権者集会の開催や書面又は電磁的方法による議決権の行使も許容されており（Q142、Q145）、再度の権利変更決議に当たり、必ずしも対象債権者集会に出席が求められるわけではありません。加えて、例えば、①全対象債権者が再度の決議を省略することに同意している場合や、②追加の対象債権者が議決権を有していない又は決議結果に異議を述べておらず、かつ、権利変更議案等の変更によって他の対象債権者の弁済条件に変更がない場合には、手続違反は重大でない

として不認可事由に当たらない場合（法第 27 条第 2 項第 1 号ただし書）もあり得ると考えられます。

なお、変更後の権利変更議案等については、指定確認調査機関による調査（法第 15 条第 1 項）を受け直す必要があります。当該調査に当たっては、特に追加の対象債権者が判明した経緯やその権利変更議案等に対する影響の有無及び内容について、指定確認調査機関による分析及び評価が行われます。



2 一時停止の要請・弁済禁止

(1) 一時停止の要請

Q63 一時停止の要請とは、どのような手続ですか。

法第 3 条第 1 項の確認後、対象債権者に対象債権の回収のための個別的な権利行使や債権保全行為を認めた場合、対象債権者間の公平が保たれないこととなり、また、確認事業者の責任財産が減少し、ひいては事業者の公正かつ円滑な事業再生に支障が生じ得ることとなります。そこで、法第 6 条第 1 項は、指定確認調査機関において、全ての対象債権者に対し、一定期間（権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間）、対象債権の回収等（Q66～Q68）をしないことを要請することとしています。

一時停止の要請の対象となる者は全ての対象債権者であり、対象債権の全額が担保により保全されている者も対象に含まれます。

なお、一時停止の要請に反して対象債権者による個別的な権利行使（強制執行又は担保権実行）が行われた場合に備えて、裁判所による強制執行等の中止命令（法第 7 条第 1 項）・取消命令（同条第 3 項）及び担保権実行手続の中止命令（法第 8 条第 1 項）の制度が設けられています。

Q64 一時停止の要請の通知は、どのようなタイミングで行われますか。

指定確認調査機関は、法第 3 条第 1 項の確認の通知（法第 3 条第 7 項）と一時停止の要請の通知（法第 6 条第 1 項）を原則として同時に実施します。これにより、法第 3 条第 1 項の確認時を基準とした対象債権の額と一時停止の要請の通知時点の残高が原則として一致することとなります。

Q65 一時停止の要請の通知は、どのような方法により行われますか。

一時停止の要請の通知（法第6条第1項）は、指定確認調査機関により、書面又は電磁的方法により行われます（規則第6条）。書面の場合、郵送のほか、対象債権者への個別交付やファクシミリによる通知も認められます。電磁的方法の場合、電子メール等、適宜の方法により実施されます。

Q66 一時停止の要請の対象となる行為は、法令上どのように規定されていますか。

一時停止の要請の対象となる行為は、法令において以下のとおり規定されています。

- (1) 対象債権の回収（法第6条第1項、Q67）
- (2) 担保の提供の受入れ（規則第11条第1項、Q68）
- (3) 確認事業者に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て（規則第11条第1項）

Q67 一時停止の要請の対象となる「対象債権の回収」には、どのような行為が含まれますか。

一時停止の要請の対象となる「対象債権の回収」（法第6条第1項）には、以下の行為が含まれます。

- (1) 一時停止の要請の通知到達時における与信残高の減額
- (2) 弁済の請求・受領
- (3) 相殺権の行使等の債務消滅に関する行為
- (4) 担保権の実行、強制執行又は仮差押え・仮処分申立て

なお、確認事業者の側においても、対象債権についての早期事業再生手続中の弁済は原則として禁止される（法第6条第2項本文）、一定の対象債権についての弁済は例外的に許容されています（同項ただし書）。この弁済禁止の例外に基づく弁済については、対象債権者の側においても受領することは妨げられません。ただし、対象債権者の側から、早期事業再生手続中に弁済禁止の例外としての弁済を強要することは認められません（Q75）。

Q68 一時停止の要請の対象となる「担保の提供の受入れ」には、どのような行為が含まれますか。

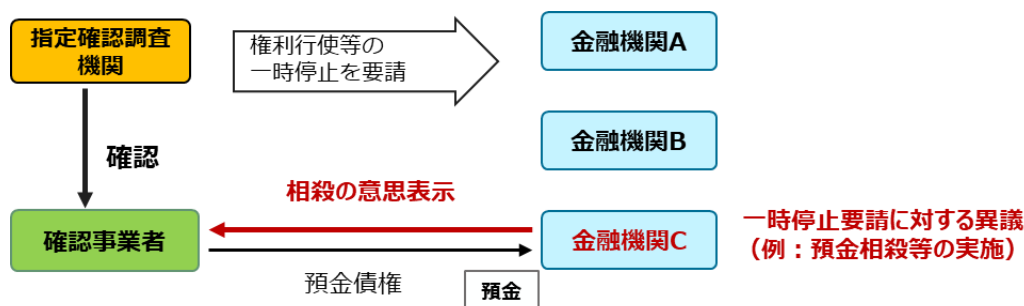
一時停止の要請の対象となる「担保の提供の受入れ」（規則第11条第1項）は、担保の提供の要求、受入れ及び対抗要件具備を指し、ここでいう担保には人的担保（第三者による保証）を含みます。また、対抗要件具備としては、仮登記から本登記への変更も含みます。

Q69 一時停止の要請は、確認事業者の「支払停止」に該当しますか。

一時停止の要請について、対象債権者全員が同意している場合だけでなく、一部の対象債権者から異議が述べられている場合であっても、以下の理由から、原則として「支払の停止」には該当しないと考えられます。

- (1) 一時停止の要請は、早期事業再生手続における対象債権者に限定して行われるものであり、それ以外の債権者に対するものではないため、一般的に支払を停止するものではないこと。

- (2) 一時停止の要請を发出する主体は指定確認調査機関であり、債務者自身による外部への表示行為ではないこと。
- (3) 一時停止の要請は、指定確認調査機関において、対象債権者の一般の利益に適合する見込みがあること、権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないこと等が確認された上で发出される（法第6条第1項）。このような手続を踏まえると、原則として、合理的で実現可能性のある早期事業再生計画が策定される蓋然性があるといえ、この場合、一般的かつ継続的に債務を弁済できない旨を外部に表示する行為とはいえないこと（最判平成24年10月19日集民241号199頁・須藤正彦裁判官補足意見、東京地判平成23年11月24日金法1940号148頁参照）。



Q70 一時停止の要請は、銀行取引約定書の期限の利益喪失事由に該当しますか。

一時停止の要請は、銀行取引約定書における期限の利益喪失事由には当然には該当しないと考えられます。理由としては、銀行取引約定書における一般的な請求失期事由（(1)「債務者が債務の一部でも履行を遅滞したとき」、(2)「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」等）が認められるのは、取引先の信用度が著しく低下したことの徴表といえる等、債権保全の客観的必要性がある場合に限ると解されているところ（鈴木禄弥編『新版注釈民法（17）債権（8）』（有斐閣、2010年）331～332頁、336～338頁〔鈴木禄弥・山本豊〕）、早期事業再生手続については以下のとおり考えられるためです。

(1) 「債務者が債務の一部でも履行を遅滞したとき」について

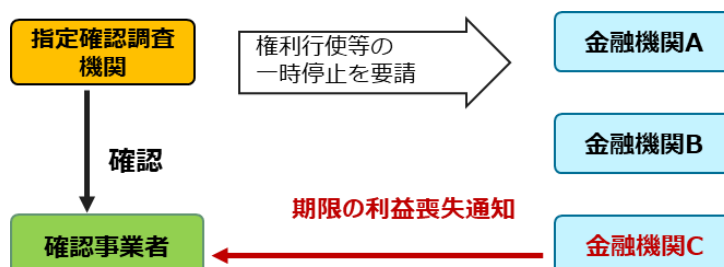
特に分割弁済の約定がある貸金債権等については、手続中に約定の弁済期が到来する場合がある。この場合に当該債務について弁済を一時的に停止することは、公正な第三者機関による一時停止の要請と同時に、あくまで弁済禁止の効果によるものである（法第6条第2項）。このように、法及び第三者の行為に伴う対応であり、銀行取引約定書中の「債務者が……遅滞したとき」には当たらない。また、「合理的で実現可能性のある再生計画」の策定を前提とした対応であるため、信用度の著しい低下の徴表とはいえない場合が多い。

(2) 「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」について

早期事業再生手続は、公正な第三者機関により、「権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないこと」等が確認された上で開始される。したがって、「合理的で実現可能性のある再生計画が策定される蓋然性」があり、計画策定を待たずに権利行使する客観的必要性は低いと考えられる。また、一時停止の要請に反対しており、請求失期事由が存在すると考える対象債権者においても、以下の理由から、一時停止の要請の发出を契機とする失期請求（期限の利益喪失通知）は行わないことが求め

られます。

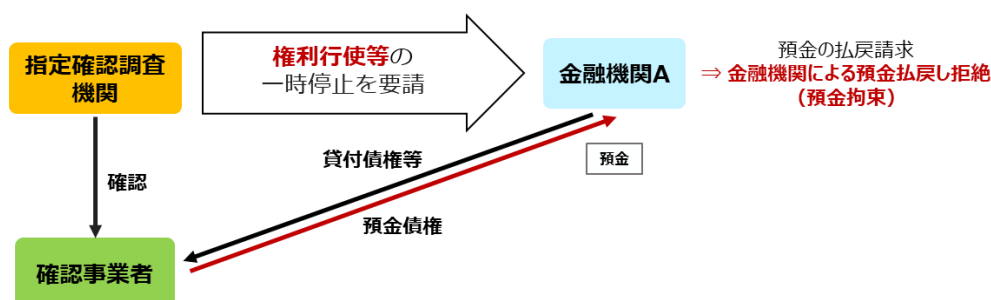
- (1) 担保権の実行や相殺権の行使等の債務消滅行為一般について、一時停止の要請の対象となることから、当該行為の前提となる失期請求を手続中に行う必要性は乏しいこと。
- (2) その一方で、債権者間の公平を図りつつ、責任財産を保全した上で円滑な事業再生を図るという早期事業再生法の趣旨に鑑みれば、回収行為等と同様に失期手続を実施しないことが求められること。



Q71 一時停止の要請が行われた際、対象債権者である金融機関が確認事業者の口座における預金を有する場合、相殺に至らずとも払戻しに応じず取引口座等の取引を停止する（預金を拘束する）といった対応をすることはできますか。

対象債権者である金融機関が確認事業者の預金を有する場合、以下の理由から、一時停止の要請について同意しているか否かにかかわらず、一時停止の要請が行われたことだけを理由に取引口座等の停止をしないことが求められます。

- (1) 事業の決済に用いられている預金が金融機関に拘束されると確認事業者の運転資金が枯渇し、その事業が困難となる。対象債権者においてこのような事態を生じさせることは、債権者間の公平を図りつつ、責任財産を保全した上で円滑な事業再生を図るという早期事業再生法の趣旨に反し、適切ではないこと。
- (2) Q70 のとおり、公正な第三者機関及び裁判所の関与の下で適切に進捗する早期事業再生手続の性質を踏まえると、一時停止の要請は期限の利益喪失事由には当然には該当しないと考えられること。



(2) 弁済禁止とその例外

Q72 早期事業再生手続中の弁済禁止に違反して弁済が行われた場合、法第3条第1項の確認の取消しの対象となりますか。

早期事業再生手続中の弁済禁止（法第6条第2項）に違反して対象債権に係る債務の弁済が行われた場合、法第3条第1項の確認の取消事由に該当します（法第5条第1項第5号本文）。

ただし、弁済が行われたことが、事務上の誤りによる場合（確認事業者の故意又は重大な過失による場合を除きます。）には、取消しの対象にはなりません（同号ただし書、規則第10条第1項第1号）。ここでいう事務上の誤りには、(1)自動振込みや引落しの解除漏れ、(2)職員の振込み誤りの場合等が該当します。なお、対象債権者側の事務手続の誤りによる場合も、「確認事業者の故意又は重大な過失による」とはいえないため、取消しの対象にはなりません。

また、対象債権者の範囲に漏れがあることが事後的に判明したケースでは、追加すべき対象債権者に対して、既に手続中に弁済を行っている場合があります。この場合も弁済禁止の規定（法第6条第2項）には抵触しますが、確認事業者が対象債権者の追加に係る変更の確認（法第4条第1項）を受けなければならない旨を知りながら意図的に弁済をしていた場合を除き、当該変更の確認前の弁済は取消しの対象にはなりません（規則第10条第1項第2号）。

Q73 早期事業再生手続中の弁済禁止に違反して実施された弁済の有無は、指定確認調査機関による調査の対象や裁判所における不認可事由に関する考慮事情となりますか。

早期事業再生手続中の弁済禁止に違反して実施された弁済の有無は、手続上の法令違反の問題として、指定確認調査機関の調査事項となります（規則第27条第1項）。また、弁済禁止違反があった場合には、手続上の法令違反の問題として裁判所による不認可事由になり得ます（法第27条第2項第1号）。

Q74 弁済禁止の例外の対象となる対象債権としては、どのようなものがありますか。

早期事業再生手続中の例外弁済が可能な対象債権は、以下のとおりです。ただし、それぞれ例外弁済できる場合の要件が具体的に定められています。

- (1) 弁済することについて全ての対象債権者の同意を得た対象債権（法第6条第2項ただし書、Q76）
- (2) 利息の請求権（規則第11条第3項第1号、Q77）
- (3) 担保付債権の保全部分（規則第11条第3項第2号、Q78～Q79）
- (4) 先行する準則型私的整理手続におけるプレDIPファイナンス（規則第11条第3項第3号、Q80～Q81）
- (5) 少額の対象債権（規則第11条第3項第4号、Q83～Q85）

Q75 弁済禁止の例外に該当する対象債権がある場合、確認事業者は、当該対象債権を必ず早期事業再生手続中に弁済しなければなりませんか。

債務の弁済は債務者の判断で行われる行為であることに加え、早期事業再生手続上、弁済期が到来している債務であっても、対象債権に係る債務は一律に弁済が禁止され（法第6条第2項本文）、権利変更議案において権利変更の内容が定められること（法第12条第1項）が原則です。弁済禁止の例外も、あくまで例外的に早期事業再生手続中の弁済を許容する制度にすぎません（法第6条第2項ただし書）。

このように、弁済禁止の例外として弁済するか否かの判断は確認事業者によって行われるものであり、必ず弁済する必要はありません。また、対象債権者の側から、早期事業再生手続中に弁済禁止の例外としての弁済を強要することは認められません。

Q76 弁済禁止の例外となる「全ての対象債権者の同意を得た対象債権」（法第6条第2項ただし書）について、どのような方法で同意を取得すればよいですか。

法第6条第2項ただし書に規定する同意の取得方法について、法令上の限定はありません。対象債権者会議において同意を求める方法、書面や電子メールにより同意を求める方法等が考えられます。ただし、同意取得が正当に行われたことは記録に残しておく必要があります（指定確認調査機関や裁判所から同意取得の正当性の立証を求められることも想定されます。）。

Q77 弁済禁止の例外となる「利息の請求権」について、どのような場合に弁済が許容されますか。

利息の請求権について、早期事業再生手続中の例外弁済を行う場合には、対象債権者間で平等が保たれるよう、利息の請求権を有する全ての対象債権者に対して弁済をする必要があります（規則第11条第3項第1号）。

Q78 弁済禁止の例外となる担保付債権の保全部分について、どのような場合に弁済が許容されますか。

担保付債権の保全部分（「担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分」）に係る権利は、以下のいずれにも該当する場合に、早期事業再生手続中の例外弁済が可能です（規則第11条第3項第2号）。

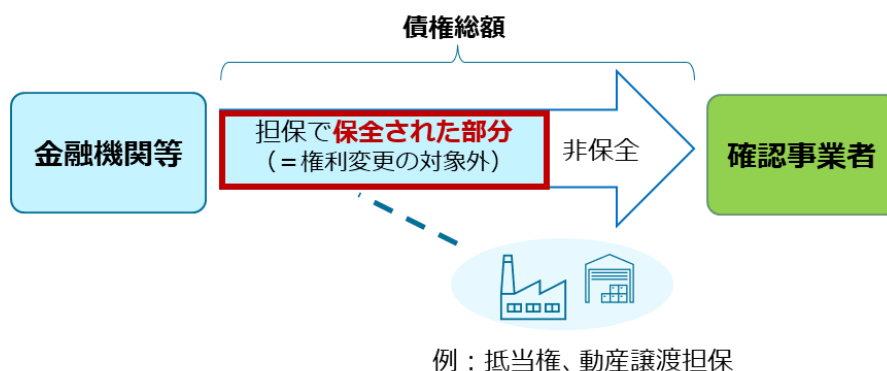
- (1) 例外弁済により、保全部分の額から当該弁済の額が控除されることとなる場合
- (2) 早期に弁済することが確認事業者の事業の再生に支障を及ぼさない場合

上記(1)は、早期事業再生手続中の弁済が保全部分に充当されないと、当該担保権を有する対象債権者の非保全部分の回収額が相対的に増加し、他の対象債権者の利益を害するおそれがあることから、確認事業者と対象債権者の合意等によって保全部分に充当される場合に限っている趣旨です。

上記(2)は、保全部分は権利変更決議による権利変更の対象外であるものの（法第11条かつこ書）、事業価値の毀損や手続中の資金繰りに影響が生じる場合には、当該弁済は他の対象債権者の利益を害するおそれが生じ得るため、このような限定が設けられています。

「弁済が事業の再生に支障を及ぼさない場合」を満たす場面としては、上記の趣旨を踏まえ、①担保目

物的物が確認事業者の事業の継続にとって必要性が低い場合にこれを売却して売却代金を弁済する場合、②その他、当該弁済がキャッシュフローに著しい影響を与えない場合を指します。②については、例えば、ファイナンス・リースに係る債権が担保付債権に該当する場合に、早期事業再生手続中も約定弁済を継続する場合の保全部分に対する弁済が該当し得ると想定されます。



Q79 担保付債権の保全部分としての弁済（規則第 11 条第 3 項第 2 号）は、資産評定書の提出前であっても可能ですか。その場合、弁済の要件上、保全部分の額はどのように考慮されますか。

規則第 11 条第 3 項第 2 号に基づく担保付債権の保全部分としての弁済は、法第 14 条第 4 項に基づく資産評定書の提出前であっても可能です。その場合、弁済時点における担保評価の見込みを踏まえ、確認事業者において弁済額が保全部分に収まるという蓋然性を把握の上で弁済することができます。このような蓋然性が確認できており、規則第 11 条第 3 項第 2 号の他の要件（保全部分から当該弁済の額が控除されることとなる場合であって、早期に弁済することが確認事業者の事業の再生に支障を及ぼさないとき）に反していない限り、弁済禁止違反には該当しません。

ただし、早期事業再生手続中に規則第 11 条第 3 項第 2 号に基づいて弁済した額について、担保評価に基づく保全部分の額を超過していたことが事後的に判明した場合、当該担保権を有する対象債権者の非保全部分の回収額に影響することから、平等原則に基づき権利変更議案において弁済額の調整が必要と考えられます（法第 13 条）。当該調整の要否及び内容は指定確認調査機関による調査対象となります（法第 15 条第 1 項第 1 号）。

上記の点を踏まえ、手続中の弁済に当たっても、安易に事後的な調整が必要となるような弁済を行わないよう、弁済の可否及び金額を慎重に判断することが求められます。

Q80 先行する私的整理手続中のプレ DIP ファイナンスについて、弁済禁止の例外とされるのはどのような場合ですか。

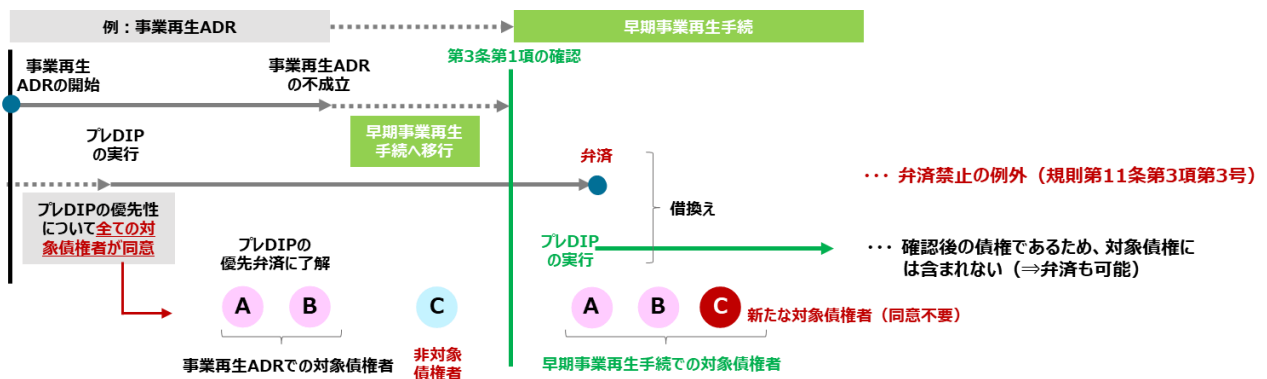
確認事業者が、私的整理手続の中で金融機関等から運転資金の確保等のためにプレ DIP ファイナンスを受けた後、その後に当該プレ DIP ファイナンスが弁済されないまま早期事業再生手続へ移行することがあり得ます。この場合、先行する私的整理手続におけるプレ DIP ファイナンスは、法第 3 条第 1 項の確認前の原因に基づいて生じた貸付債権であるため、「金融機関等」によるものであれば「対象債権」に該

当します（法第2条第3項）。

その上で、法第3条第1項の確認前に実行されたプレDIPファイナンスのうち、(1)一般に公表された債務処理を行うための手続（法的整理手続を除きます。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限ります。）に基づく手続の開始から終了までの間における資金の借入れであって、(2)当該手続内で他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該手続における債権者全員から同意を得ていた対象債権は、早期事業再生手続中の例外弁済が可能です（規則第11条第3項第3号）。ここでいう「一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則」には、事業再生ADR、株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援に係る手続、中小企業の事業再生等に関するガイドライン、中小企業活性化協議会を活用した手続等が該当します。

このように弁済禁止の例外とされている理由としては、上記(1)及び(2)に該当するプレDIPファイナンスであれば共益的な性質を有することが担保されており、弁済しても他の対象債権者を実質的に害するものではないと考えられるためです。そのため、先行する準則型私的整理手続と早期事業再生手続で対象債権者の範囲が異なり、早期事業再生手続において新たに対象債権者となる者がいる場合も、弁済禁止の例外への該当性は否定されません。

他方、任意の私的整理（純粹私的整理）中のプレDIPファイナンスについては、第三者機関の関与がなく、共益的な性質が担保されているわけではないことから、例外弁済の対象とされていません。



Q81 任意の私的整理（純粹私的整理）中にプレDIPファイナンスが供与された後に早期事業再生手続に移行した場合、当該プレDIPファイナンスを早期事業再生手続中に弁済することはできませんか。

先行する任意の私的整理（純粹私的整理）中のプレDIPファイナンスについては、規則第11条第3項第3号の規定（先行する準則型私的整理手続中のプレDIPファイナンス）に基づいて早期事業再生手続中に例外弁済することはできません。

ただし、プレDIPファイナンスを含めて、(1)早期事業再生手続における全ての対象債権者の同意を得た場合には、早期事業再生手続中の例外弁済が可能です（法第6条第2項ただし書）。また、(2)担保権が設定されている場合には、その保全部分について一定の要件の下で早期事業再生手続中の例外弁済が可能です（規則第11条第3項第2号、Q78）。

Q82 早期事業再生手続中のプレDIPファイナンスは、どのように取り扱われますか。

早期事業再生手続中のプレDIPファイナンス（新規融資）は、法第3条第1項の確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等には当たらないことから、「対象債権」（法第2条第3項）となりません。そのため、早期事業再生手続の開始にかかわらず、弁済や担保の設定等を行うことに制約はありません。

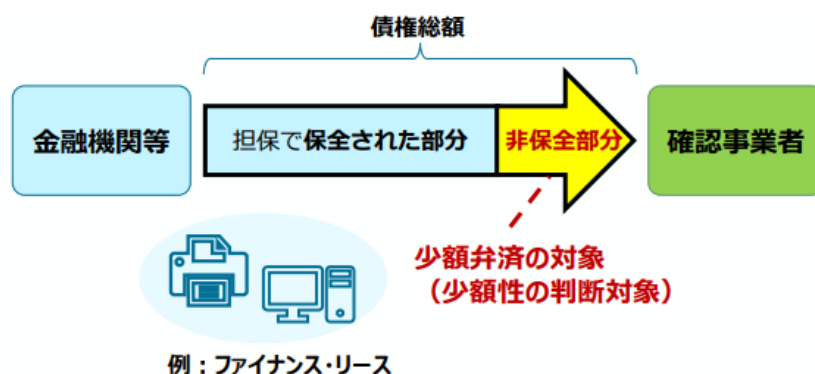
なお、プレDIPファイナンスを促進する観点から、早期事業再生手続中にプレDIPファイナンスが実行され、その後に確認事業者が法的整理手続に移行した場合に関して、資金の借入れ（プレDIPファイナンス）に関する指定確認調査機関の確認の制度が設けられています（法第69条～第71条、Q169～Q171）。

Q83 弁済禁止の例外となる少額の対象債権について、どのような場合に弁済が許容されますか。

少額の対象債権については、(1) 早期に弁済することにより手続を円滑に進行することができる場合であって、(2) 確認事業者の事業の再生に支障を及ぼさないときに弁済が許容されます（規則第11条第3項第4号）。なお、当該規定は対象債権のうち非保全部分の額が少額である場合を対象とするものであり、少額性の判断対象も非保全部分に限られます（保全部分については、別途弁済禁止の例外として措置されています（規則第11条第3項第2号））。また、少額性の判断基準は債権者単位であり、債権単位ではありません。

上記(1)は、少額債権を弁済することによって手続コストが減少し、円滑かつ迅速な権利変更議案・早期事業再生計画の立案・可決に資する場合を指します。手続中に非保全部分を全額弁済する場合に限らず、分割弁済を継続する場合も該当し得ます。例えば、非保全部分が少額のファイナンス・リースに係る債権について、約定の分割弁済を手続中も継続する場合等が想定されます。

また、弁済が許容される少額性の要件は、確認事業者の規模・手続コスト・資金繰り状況等を踏まえて判断されるべきであり、一義的に定まるわけではありません。そのため、確認事業者のみの判断で弁済可能とすることは他の対象債権者の利害に照らして適切ではなく、特に慎重な検討が求められることから、上記(1)及び(2)の要件の該当性について指定確認調査機関の確認を受けることが求められています。



Q84 早期事業再生手続中の例外弁済を行う場合、少額の対象債権の規定に基づく例外弁済を除き、あらかじめ指定確認調査機関の確認を得ることは必要ありませんか。

弁済禁止の例外のうち、少額の対象債権（規則第 11 条第 3 項第 4 号）以外の例外については、法令上、指定確認調査機関の事前の確認を得る義務はありません。

ただし、弁済禁止違反の有無は、早期事業再生手続中の手続違反の問題として、指定確認調査機関の調査対象となり（規則第 27 条第 1 項）、裁判所の不認可事由（法第 27 条第 2 項第 1 号）にもなり得ます。そのため、確認事業者が弁済禁止の例外として弁済を行う場合、少額の対象債権に限らず、事実上、指定確認調査機関の事前の確認を経ることが望ましいと考えられます。

Q85 早期事業再生手続中に少額の対象債権の規定に基づく例外弁済を行った場合、当該例外弁済に係る対象債権以外の対象債権について、権利変更議案においてどのような対応をすることが考えられますか。

早期事業再生手続中に少額の対象債権（規則第 11 条第 3 項第 4 号）として弁済を行った場合、権利変更議案の段階では他の対象債権との平等性（法第 13 条）が問題となり得ます。確認事業者としては、当該少額弁済の額や事案の性質等を踏まえ必要に応じ、権利変更議案において、手続中の少額弁済の額と同額までは他の対象債権者にも全額弁済を行うといった対応を取ることが考えられます。

Q86 ファイナンス・リースに係る債権について、弁済禁止の例外として弁済が許容されるのはどのような場合ですか。

金融機関等が有するファイナンス・リースに係る債権は、対象債権として一律に一時停止の要請（法第 6 条第 1 項）及び弁済禁止（法第 6 条第 2 項）の対象となり、権利変更決議による権利変更の対象となります。ただし、特に小口のリース取引を多数行っている場合等、ファイナンス・リースに係る債権への対応について早期事業再生手続上の負担が大きくなるケースもあると考えられます。こうした場合、以下のとおり、弁済禁止の例外として(1)担保付債権の保全部分の規定（規則第 11 条第 3 項第 2 号）と(2)少額の対象債権の規定（同項第 4 号）により、早期事業再生手続中に約定弁済を継続することも可能となり得ると考えられます。

(1) 担保付債権の保全部分（規則第 11 条第 3 項第 2 号）

ファイナンス・リースに係る債権が担保付債権に該当する場合、その保全部分の弁済は、キャッシュフローに著しい影響を与えない限り、弁済の要件である「早期に弁済することが確認事業者の事業の再生に支障を及ぼさないとき」（規則第 11 条第 3 項第 2 号）に該当すると考えられます（Q78）。

この場合、保全部分の範囲に関連してリース資産の評定が問題となるところ、資産評定上は、未払リース料相当額を負債計上し、見合いとしてのリース資産を「その他償却資産」に準じて評定することとされています（資産評定基準第 13 号）。そして、「その他償却資産」については、「観察可能な市場価格」があれば当該市場価格により、「観察可能な市場価格」がない場合、原価法による価格、収益還元法による価格又は適正に算定された未償却残高を合理的に算定された価額として評定することとされています（資産評定基準第 12 号）。このうち「適正に算定された未償却残高」による場合には、多くの事例では担保に

よって残リース料相当額がおおむねカバーされ、保全部分と扱われることになると考えられます。

なお、リース資産についての資産評定基準第13号は、貸借対照表にリース資産が計上されていない場合（オフバランスの場合）を念頭に置いています。貸借対照表に既にリース資産が計上されている場合（オンバランスの場合）であっても、同様に「その他償却資産」として資産評定基準第12号に基づいて評定することとされます。その際、当該リース資産が過年度の会計・税務処理上の貸借対照表上は定率法により減価償却されている場合であっても、経済実態に照らして資産評定上は定額法に相当する評定によることが合理的である場合においては、定額法による未償却残高を「適正に算定された未償却残高」として採用することは妨げられません。

(2) 少額の対象債権（規則第11条第3項第4号）

上記評価の結果、対象債権に非保全部分が生じた場合、その額が債権者単位で少額といえる場合には、当該非保全部分について少額の対象債権として早期事業再生手続中に弁済する余地があります。

少額の対象債権の例外弁済の要件である「早期に弁済することにより対象債権者集会手続を円滑に進行することができること」（規則第11条第3項第4号）については、ファイナンス・リース取引の数や種類等を踏まえ、約定弁済を継続することで手続コストが減少し、円滑かつ迅速な権利変更議案・早期事業再生計画の立案・可決に資する場合には、これに該当すると考えられます（Q83）。

Q87 弁済禁止の例外により対象債権の弁済を受けた対象債権者について、議決権の額や対象債権者集会の招集の必要性に影響はありますか。

早期事業再生手続中に対象債権者が有していた対象債権の全てが消滅した場合には、対象債権者としての地位は失われます。この場合、当該対象債権者であった者は、対象債権の消滅時以降の手続（対象債権者会議、対象債権者集会への招集等）の対象ではなくなり、対象債権者集会における議決権も認められません。

一方、早期事業再生手続中に対象債権の全てが消滅しない場合（弁済禁止の例外の規定に基づき約定弁済を継続するものの、対象債権全額の弁済が完了しない場合等）には、対象債権者としての地位は失われません。この場合、当該対象債権者は、対象債権者会議、対象債権者集会への招集等の対象となり、非保全部分の残存額について議決権が認められます（法第19条第4項）。

いずれの場合であっても、早期事業再生手続中に弁済禁止の例外としての弁済を予定している場合には、指定確認調査機関による法第3条第1項の確認及び法第6条第1項の一時停止の要請の通知の時期に合わせて、確認事業者から例外弁済を予定している対象債権者に対し、適切に対応方針を説明することで、当該対象債権者の理解及び手続の円滑な進行につながると考えられます。

3 対象債権者会議

Q88 早期事業再生手続においては、どのような会議及び集会を開催する必要がありますか。

早期事業再生手続においては、以下の会議・集会の開催が求められます。規則に基づいて開催が求められる(1)(2)は「対象債権者会議」、法に規定される(3)は「対象債権者集会」と用語が使い分けられていま

す。

(1) 第1回対象債権者会議

権利変更概要書の内容並びに確認事業者の資産及び負債の状況について対象債権者に対し説明が行われます（規則第12条第1項第1号、Q95～Q96）。

(2) 第2回対象債権者会議

権利変更議案、早期事業再生計画及び資産評定の内容並びに法第15条第1項の調査の結果について対象債権者に対し説明が行われます（規則第12条第1項第2号、Q97～Q98）。

(3) 対象債権者集会

権利変更議案についての決議が行われます（法第20条第1項、Q135～Q149）。

Q89 対象債権者会議には、どのような者が参加できますか。

対象債権者会議は、非公開で開催され、原則として、確認事業者、確認調査員（確認調査員補佐人を含みます。）及び対象債権者のみが参加することができます。

ただし、必要がある場合には、対象債権者以外の利害関係人をオブザーバーとして参加させることも可能です。例えば、プレ DIP ファイナンスを検討している金融機関や新たに確認事業者のスポンサーとなる予定の者が利害関係人として対象債権者会議に参加する場合等が想定されます。

Q90 対象債権の全額が担保により保全されている対象債権者も、対象債権者会議の参加者に含まれますか。

対象債権者会議の参加者には全ての対象債権者が含まれ、対象債権の全額が担保により保全されている対象債権者も招集の対象となります。なお、対象債権者には対象債権者会議に出席する義務はなく、対象債権者会議に出席するか否かは対象債権者の判断によることとなります。

Q91 対象債権者会議について、招集通知の発出期限はありますか。

対象債権者会議の招集通知の発出期限について、法令上特段の規定はありません。ただし、円滑な手続進行の観点から、対象債権者に相応の準備期間を設けることが望ましく、開催日程は不合理なものとならないように留意すべきです。

Q92 対象債権者会議の招集は、どのような方法により行われるべきですか。

対象債権者会議の招集の方法について、法令上特段の規定はありません。書面（郵送又はファクシミリ等）又は電磁的方法（電子メール等）によって、開催日時及び場所又は接続方法に加え、必要な情報や資料を添付し通知することが考えられます。

Q93 対象債権者会議は、オンラインによって開催することは可能ですか。

対象債権者会議の開催方法については、法令上特段の制約はなく、対面会議に加え、オンライン（現地及びオンラインのハイブリッド方式を含みます。）による開催も許容されます。

Q94 法令上開催が求められる対象債権者会議以外に対象債権者への説明等が必要となった場合、どのような対応が可能ですか。

規則に基づいて開催が要求されている対象債権者会議以外にも、任意の説明会を開催することは妨げられません。そのため、必要が生じた場合には、追加的に任意の説明会を開催する対応が考えられます。

Q95 第1回対象債権者会議は、いつまでに開催される必要がありますか。

確認事業者は、指定確認調査機関による一時停止の要請の日から2週間以内に第1回対象債権者会議を開催する必要があります（規則第12条第1項第1号）。

Q96 第1回対象債権者会議は、どのように進行されますか。

第1回対象債権者会議では、確認事業者が、権利変更概要書の内容と資産・負債の状況の説明を行い、質疑応答が行われます。事案によっては、併せて、確認事業者から対象債権者に対して必要な事項の同意（弁済禁止の例外と扱うことについての全対象債権者の同意等）を諮ることも考えられます。

Q97 第2回対象債権者会議は、いつ開催される必要がありますか。

確認事業者は、指定確認調査機関による法第15条第4項の調査報告を受けた後、対象債権者集会に先立って、第2回対象債権者会議を開催する必要があります（規則第12条第1項第2号）。

Q98 第2回対象債権者会議は、どのように進行されますか。

第2回対象債権者会議では、確認事業者による権利変更議案、早期事業再生計画及び資産評定の内容の説明並びに確認調査員による法第15条第1項の調査の結果報告が行われます。その後、これらに対する質疑応答がなされます。

4 従業員から協力を得るための措置

Q99 確認事業者は、労働組合等への通知及び協議に関して、どのような対応が必要ですか。

早期事業再生手続上、従業員の理解を得ながら進行されることが重要であることに鑑み、合併、会社分割若しくは事業の譲渡、事業の縮小又は事業所の廃止（当該事業所の事業活動が停止し、再開する見込みがない場合を含み、事業の期間が予定されている事業において当該期間が終了したことによるものを除

きます。)に伴う雇用する従業員の数の減少又は賃金の減額(以下「従業員の数の減少等」といいます。)が生じる見込みがあることを早期事業再生計画に記載する場合には、確認事業者は、以下の手続を実施することが求められます。

- (1) 労働組合等に対して、指定確認調査機関に早期事業再生計画を提出する2週間前までに、従業員の数の減少等が見込まれる旨及びその内容並びに対象債権者集会手続の今後の見通しを通知すること(規則第13条)。
※「労働組合等」は、確認事業者の使用者その他の従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、確認事業者の使用者その他の従業員の過半数で組織する労働組合がないときは確認事業者の使用者その他の従業員の過半数を代表する者を指します(以下同じ。)
- (2) 従業員の数の減少等又はその他の労働条件の変更に当たり、労働組合等との協議その他これに準ずる方法を通じて、その雇用する従業員の理解と協力を得るよう努めること(規則第14条)。
※なお、使用者には労働組合法第7条第2号に定める内容として誠実交渉義務があると解されています。
- (3) 早期事業再生計画において、「確認事業者に係る従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに関する事項」(法第14条第3項第6号)として、以下の事項を記載すること。
 - ① 早期での事業再生を図るために実施しようとする措置により生ずる確認事業者の技術及び人材の散逸の回避の見込み(規則第15条第3項第1号。本①は、従業員の数の減少等が生じる見込みがあることの早期事業再生計画への記載の有無にかかわらず記載する必要があります。)
 - ② 上記(1)の通知の年月日、当該通知の対象となる労働組合等の名称又は氏名(従業員の代表者に通知した場合は、当該通知の相手方が適切に選出された代表者である旨を含みます。)及び当該通知の内容(規則第15条第3項第2号イ)
 - ③ 労働組合等との協議の結果(早期事業再生計画の提出までに労働組合等との間で協議を行っていない場合には、協議を行う予定の時期(対象債権者集会において権利変更決議をすることが見込まれる時期よりも前の時期に限る。))(規則第15条第3項第2号ロ)

Q100 確認事業者による労働組合等に対する通知手続において、通知すべき内容はどのようなものですか。

確認事業者が労働組合等への通知手続において通知する必要がある事項は、(1)従業員の数の減少等(合併、会社分割若しくは事業の譲渡、事業の縮小又は事業所の廃止に伴う雇用する従業員の数の減少又は賃金の減額)の見込みがある旨及びその内容、並びに、(2)対象債権者集会手続の今後の見通しです(規則第13条、Q99(1))。また、これらのほか、個別の事案に応じて、労働者や労働組合等に利害関係があると考えられる事項についても通知の内容に含めることが望ましいと考えられます。

Q101 従業員の減少等が見込まれる旨を早期事業再生計画に記載しない場合においては、労働組合等への通知及び協議をする必要はありませんか。

合併、会社分割若しくは事業の譲渡、事業の縮小又は事業所の廃止に伴う雇用する従業員の数の減少

又は賃金の減額（以下「従業員の減少等」といいます。）が見込まれる旨を早期事業再生計画に記載しない場合については、早期事業再生手続上、労働組合等への通知が必須となるわけではありません（規則第13条）。しかし、円滑な事業再生のためには労働組合等の理解を得ることが重要です。したがって、労働条件の変更が見込まれる場合で、その変更の内容が従業員の減少等以外の場合であっても、個別事情に応じて、早期事業再生手続の遂行に当たって労働組合等と協議を行うことが望ましいと考えられ、この趣旨を踏まえて、確認事業者は、その雇用する従業員の理解と協力を得るよう努めなければならないとしています（規則第14条）。

Q102 提出済みの早期事業再生計画について変更を行う場合において、変更後の早期事業再生計画に労働関係変更が見込まれる旨が新たに記載される場合には、労働組合等に対する通知及び協議の手続は必要ですか。

法第14条第1項による早期事業再生計画の提出後、当該早期事業再生計画の変更により、従業員の数の減少等（合併、会社分割若しくは事業の譲渡、事業の縮小又は事業所の廃止に伴う雇用する従業員の数の減少又は賃金の減額）が生じる見込みがある旨が新たに記載される場合においても、労働組合等に対する通知及び協議の手続は必要であり、Q99の規律が同様に妥当します。すなわち、この場合、確認事業者は、当該変更後の早期事業再生計画の提出の2週間前までに労働組合等へ通知を行う必要があります（規則第13条）。また、変更後の早期事業再生計画の提出時点における労働組合等との協議の有無に応じて、協議の結果又は協議の予定時期等を早期事業再生計画に記載することが求められます（規則第15条第3項第2号）。

Q103 指定確認調査機関は、確認事業者から労働組合等への通知及び労働組合等との協議の実施をどのように確認しますか。

指定確認調査機関に提出される早期事業再生計画においては、労働組合等への通知の内容等及び労働組合等との協議の結果又は協議の予定の時期（対象債権者集会において権利変更決議をすることが見込まれる時期よりも前の時期に限る。）が記載されます（規則第15条第3項第2号）。また、早期事業再生計画において労働組合等との協議の予定の時期を記載した場合には、確認事業者は協議を行った旨と協議の内容を指定確認調査機関に報告する必要があります（規則第16条）。指定確認調査機関はこれらの内容（実際の通知の有無を含みます。）を調査し（規則第27条第1項）、必要に応じて当該労働組合等に対して事実関係の確認を行います。なお、通知及び協議が必要となる場合に、これらの対応を実施しなかった場合には、指定確認調査機関による確認の取消し（法第5条第1項）の対象となります。

Q104 労働組合等は、確認事業者が協議手続について誠実に対応していない場合、指定確認調査機関に対してその旨を伝達することは可能ですか。

労働組合等は、確認事業者が労働組合等との協議手続について誠実に対応していない等の情報を指定確認調査機関に提供することができます。その上で、情報提供を受けた指定確認調査機関において、確認事業者が誠実な対応を行っていないことが明らかな場合（例：労働関係変更を行うに至った事情の説明

が全くない場合)には、事業者に対して誠実な協議を実施するよう指導がなされます。

Q105 労働組合等との協議に実質が伴っていないような場合、早期事業再生法上どのように取り扱われますか。

労働組合等との協議に実質が伴っていないような場合、指定確認調査機関による調査に対して正当な理由がなく協力しない(法第5条第1項第7号)又は不正の手段によって調査を受けた(同項第9号)と判断される場合には、指定確認調査機関による確認の取消し(法第5条第1項)の対象となり得ます。

Q106 早期事業再生計画に従業員の処遇に関する事項が記載された場合、当該事項に法的効力は及びますか。

早期事業再生手続による対象債権者集会における決議や裁判所の認可の法的な効力が及ぶ範囲は、あくまで権利変更の対象となる金融債権であり、当該決議や認可のみによって、労働者に不利益な処分が労働法制上可能になるものではありません。したがって、早期事業再生計画に従業員の処遇に関する記載が行われた場合であっても、その有効性は、労働法制に基づいて司法において個別に判断されるところと考えられます。

5 権利変更議案

Q107 債務の減免を伴う権利変更議案を策定する場合、権利変更議案における債務の減免額はどのように定める必要がありますか。

債務の減免を伴う権利変更議案を策定する場合、権利変更議案における債務の減免額は、早期事業再生計画における以下の事項に基づいて定める必要があります(法第15条第1項第4号)。

- (1) 確認事業者の資産及び負債に関する経過及び現状(法第14条第3項第3号)
- (2) 対象債権が担保権によって担保されるものであるときは、当該担保権の内容及びその目的である財産(同項第4号)
- (3) 確認事業者の資産及び負債並びに収入及び支出の見込み(資金の調達を行う場合には、当該資金の調達に関する事項を含みます。)(同項第5号)

上記(1)から(3)における資産及び負債の価額については、資産評定基準に基づいて作成した実態貸借対照表(Q119)に基づくものである必要があります。

Q108 権利変更議案において、対象債権者の間で弁済条件に差を設けることはできますか。

権利変更議案における権利の変更の内容は、対象債権者の間で平等である必要があります(法第13条本文)。ただし、不利益を受ける対象債権者の同意がある場合又は少額の対象債権若しくは一時停止の要請に反して回収等をした対象債権者の対象債権について別段の定めをし、その他これらの者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りではありません(同条ただし書)。なお、対象債権者の間での

平等原則は、各対象債権者が有する対象債権のうち、権利変更の対象となる非保全部分を対象とするものと解されます。

その上で、「衡平を害しない」といえるか否かは個別事案に応じて判断され、指定確認調査機関による調査対象となります（法第 15 条第 1 項第 1 号）。また、衡平を害する場合には裁判所による不認可事由となります（法第 27 条第 2 項第 1 号）。

Q109 権利変更議案において別段の定めをすることが許容される「少額の対象債権」とは、どのようなものですか。

権利変更議案において、差を設けることが許容される「少額の対象債権」（法第 13 条ただし書）の範囲は普遍的なものではなく、確認事業者の個別の事情によって異なります。額の設定に当たっては、資金繰りの状況、将来の収益予想、総負債額、対象債権者の債権額の分布、対象債権者数などを考慮して判断されると考えられます。

また、法第 13 条の規定に基づく平等原則は、各対象債権者が有する対象債権のうち、権利変更決議による権利変更の対象となる非保全部分を対象とすることから、法第 13 条ただし書の「少額の対象債権」も非保全部分のみが対象となり、非保全部分の額を基準に少額性を判断すべきと考えられます。少額性は債権基準ではなく債権者基準で判断されます。

なお、法的整理手続における実務的な対応としては、再生債権のうち〇万円までの部分は免除を受けず、〇万円を超過する部分は△%の減免を受けるといったように、少額債権の相当金額までは減免を受けず、これを超過した金額を減免の対象とする定めがされることがあります。そのほか、債権額をある範囲で区分して、区分ごとに免除率を設定し、金額が大きくなるほど免除率を高くする手法（累積段階方式）もあります（民事再生法について、館内比佐志ほか編『民事再生の運用指針』（金融財政事情研究会、2018 年）324～326 頁参照）。早期事業再生手続においても、個別の事情に応じて対象債権者間での平等性に配慮する観点から同様の対応を実施することが考えられます。

Q110 対象債権のうち劣後ローンについては、権利変更議案においてどのように取り扱うべきですか。

対象債権に劣後ローン（確認事業者と対象債権者の間で、一定の手続が開始されたとすれば当該手続における回収の順位が他の債権に後れる旨の合意がされた債権）が含まれる場合、早期事業再生手続上は、権利変更議案において、劣後ローンについて他の対象債権への弁済よりも劣後する条件を定めることが法第 13 条ただし書の「差を設けても衡平を害しない場合」に該当するかが論点となります。その該当性については、具体的な契約条項の文言や契約時の当事者間の認識等を踏まえ、個別事案に応じて判断されるべきと考えられます。

Q111 DES（デット・エクイティ・スワップ）は、早期事業再生手続上どのように取り扱われますか。

DES（デット・エクイティ・スワップ）とは、債権者側からは、債権者が債務者に対して有する債権を債務者が発行する株式に振り替えること、債務者側からは、債権者に対する債務を資本金に振り替えることをいいます。

早期事業再生法上は、会社更生法第 177 条の 2 第 1 項（更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする株式等の発行）のような、債権を新株に振り替えるための特別の規定はありません。そのため、会社更生法における取扱いと異なり、権利変更決議によって強制的に DES を行うことはできず、別途会社法の規定に基づく手続がとられる必要があると考えられます。

Q112 対象債権のうち担保による保全部分について権利変更を求める場合には、どのような対応が必要ですか。

対象債権のうち、担保による保全部分は権利変更議案における権利変更の対象となりません（法第 11 条）。そのため、保全部分について弁済条件の変更等を求める場合には、早期事業再生手続の外において担保権者との合意に基づいて行う必要があります。ただし、早期事業再生手続の開始時における法第 6 条第 1 項の規定による一時停止の要請については、担保による保全部分も含めた全ての対象債権について対象となる点については留意が必要です（Q63）。

なお、担保権者との協議の状況については、早期事業再生計画の履行可能性等を考慮する上で重要な事項であることから、早期事業再生計画において記載することが求められています（規則第 15 条第 4 項第 4 号）。

Q113 非保全部分の額が確定していない担保付の対象債権がある場合、権利変更議案において、どのような定めを置く必要がありますか。

担保権が設定されている対象債権について、権利変更議案における権利変更の対象となるのは非保全部分に限られるところ（法第 11 条）、非保全部分について権利変更の効力を生じさせるためには、その前提として保全部分及び非保全部分の額を確定（特定）する必要があります。継続して使用される担保資産については、資産評定（法第 3 条第 1 項の確認時の評価）をもって、早期事業再生手続上非保全部分と扱われる額が確定されることとなります（規則第 20 条第 2 項、資産評定基準第 2 号ハ、Q125。なお、実体法上の保全部分・非保全部分の範囲（保全部分に充当される額）は、あくまで合意等によって確定されます。）。

一方、処分が予定されている担保資産については、評価額と処分時の価額に差異が生じ、処分時の価額を基に非保全部分を確定させることが適切な場合があります。こうした場合、確認事業者は、当該対象債権について非保全部分が確定した場合における対象債権者としての権利の行使に関する適確な措置を定める必要があります（法第 12 条第 3 項）。具体的には、「適確な措置」として、権利変更議案において、非保全部分の額が確定した後に当該非保全部分につき法第 12 条第 2 項の一般的基準を適用する旨を定めることが想定されます。

Q114 オーナー貸付は、早期事業再生手続上どのように取り扱われますか。

オーナー貸付（確認事業者の経営者による確認事業者に対する貸付金）は「金融機関等」による債権ではないため、早期事業再生手続上は対象債権としては取り扱われません。

もっとも、これまでの私的整理手続の実務においては、株主責任・経営責任に関し、オーナー貸付の権

利変更等が求められることも多かったと考えられます。早期事業再生手続を利用する場合も、手続外での権利変更等の可能性が否定されるものではないため、確認事業者としては、手続外でのオーナー貸付の権利変更等について従前の実務同様に検討することで対象債権者の理解を得ることにつながると考えられます。

6 早期事業再生計画

Q115 早期事業再生計画の提出期限は、いつですか。

早期事業再生計画は、法第3条第1項の確認後6か月以内に、権利変更議案の内容を記載した書面と共に指定確認調査機関へ提出する必要があります（法第14条第1項）。

ただし、上記の期間内に提出することができないことについてやむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合には、確認事業者の申請により、指定確認調査機関において、6か月以内に限り提出期限を延長することができます（同条第2項）。上記「経済産業省令で定める場合」としては、以下が規定されています（規則第15条第2項）。

- (1) 対象債権者の数が20以上である場合
- (2) 外国に本店又は主たる営業所若しくは事務所を有する対象債権者がある場合
- (3) 事業上の重要な資産又は取引の維持に係る調整が整わない場合
- (4) 事業の継続に欠くことができない資金の調達に係る調整が整わない場合
- (5) 確認事業者の財産に係る権利関係が複雑であるときその他特別の事情がある場合

上記(4)の例としては、スポンサー候補の選定・調整が難航している場合等が該当します。

Q116 早期事業再生計画には、どのような事項を記載する必要がありますか。

早期事業再生計画には、以下の事項を記載することが求められます。

- (1) 確認事業者が早期での事業再生を図るために権利変更決議を必要とするに至った事情（法第14条第3項第1号）
- (2) 確認事業者の業務に関する経過及び現状（法第14条第3項第2号）
- (3) 確認事業者の資産及び負債に関する経過及び現状（対象債権の内容及び原因並びに当該対象債権を有する対象債権者の氏名又は名称を含みます。）（法第14条第3項第3号）
- (4) 対象債権が担保権によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産（法第14条第3項第4号）
- (5) 確認事業者の資産及び負債並びに収入及び支出の見込み（資金の調達を行う場合には、当該資金の調達に関する事項を含みます。）（法第14条第3項第5号）
- (6) 確認事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に関する事項（以下の①②を含みます。）（法第14条第3項第6号）
 - ① 早期での事業再生を図るために実施しようとする措置により生ずる確認事業者の技術及び人材の散逸の回避の見込み（規則第15条第3項第1号）
 - ② 合併、会社分割若しくは事業の譲渡、事業の縮小又は事業所の廃止（当該事業所の事業活動が

停止し、再開する見込みがない場合を含み、事業の期間が予定されている事業において当該期間が終了したことによるものを除きます。)に伴う雇用する従業員の数の減少又は賃金の減額の見込みがある旨を早期事業再生計画に記載する場合における以下の(ア)(イ)の事項(規則第15条第3項第2号)

(ア) 規則第13条に基づく通知の年月日、当該通知の対象となる労働組合等の名称又は氏名及び当該通知の内容

(イ) 労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期(対象債権者集会において権利変更決議をすることが見込まれる時期よりも前の時期に限ります。)

- (7) 議決権を行使すべき対象債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額(規則第15条第4項第1号)
- (8) 自己資本の充実のための措置(規則第15条第4項第2号)
- (9) 資金の調達に関する事項を早期事業再生計画に記載する場合にあっては、当該資金の調達に関する計画(規則第15条第4項第3号)
- (10) 対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分に係る権利についての当該対象債権者との協議の状況(規則第15条第4項第4号)
- (11) 社債(対象債権を除きます。)に係る権利の変更を行う場合にあっては、当該権利の変更の内容(規則第15条第4項第5号)
- (12) 法第5条第1項第5号ただし書の場合における弁済(確認の取消しの対象外となる「やむを得ない事由」がある場合。Q72)又は法第6条第2項ただし書の対象債権に係る債務の弁済(弁済禁止の例外に該当する場合。Q74)をした場合にあっては、当該弁済に係る対象債権者の氏名又は名称及び当該弁済の額(規則第15条第4項第6号)

Q117 確認事業者がスポンサーから支援を受ける場合において、スポンサーによる資産評価額と早期事業再生法に基づく資産評定との関係を教えてください。

スポンサーによる支援額の前提となる資産評価額はスポンサーとの個別の協議によって定まるものであり、早期事業再生法に基づく資産評定結果と一致することは必ずしも求められていません。

Q118 企業グループ内の複数の事業者が同時に早期事業再生手続を利用する場合、グループ体系的な早期事業再生計画を策定することは許容されますか。

企業グループを形成して事業活動を行っている事業者について経済的に窮境に陥るおそれが生じた場合、企業グループ内の複数の事業者が同時に早期事業再生手続の利用申請を行うことが想定されます。こうした事例においては、グループ体系的な取扱いの可否について、以下の3段階で論点となり得ます。

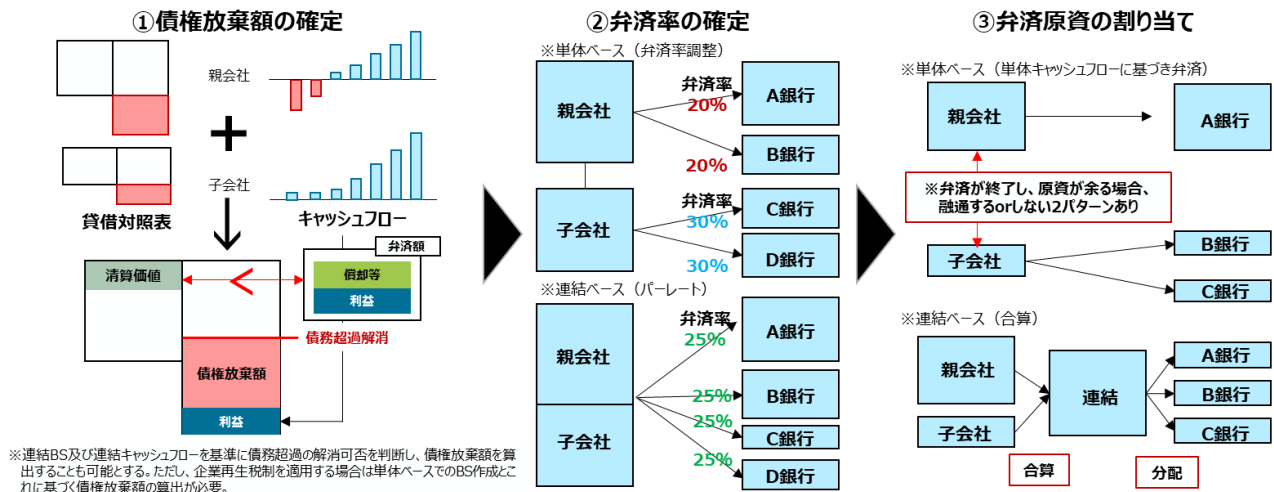
- (1) 対象債権に係る債務の減免額の確定(連結貸借対照表及び連結キャッシュフローを基準に債務超過の解消可否を判断し、債務の減免額を算出することの可否)
- (2) 権利変更議案における弁済率の確定(パーセントによる弁済率設定の可否)
- (3) 権利変更決議による権利変更後の弁済原資の割当て(①連結キャッシュフローを弁済原資とする

こと、あるいは、②単体キャッシュフローにより弁済した上で、弁済時期の終了時期に先後が生じた場合に、弁済原資をグループ企業間で融通することの可否)

この点、早期事業再生手続の申請主体は事業者ごとであることから、企業グループ内の複数の事業者が一体的に早期事業再生手続を利用する場合であっても、権利変更決議は事業者ごとに実施する必要があります。また、清算価値保障原則（法第15条第1項第3号）についても、事業者ごとに単体で充足する必要があります。

もっとも、上記に適合する限り、確認事業者において事業が一体不可分である等の事情を考慮した上で、グループ体系的な取扱いを行うか否かを選択することが許容され得ると考えられます。(1)については、権利変更議案における権利変更の内容が法第15条第1項第4号の基準（法第14条第3項第3号から第5号の事項を踏まえて定められていること）への適合性の問題、(2)及び(3)については平等原則（法第13条）への適合性の問題であるところ、事業を一体的に評価することが合理的な事案においては、いずれも充足すると考えられるためです。

ただし、企業再生税制を適用する場合には、以上で述べた点とは別途、単体ベースでの実態貸借対照表及びこれに基づく債務の減免額の算出が必要となります。



7 資産評定

Q119 早期事業再生手続において作成が求められる「資産及び負債に関し、これらの価額……を経済産業省令で定める基準に従い評定した結果」（法第14条第4項）とは、どのようなものですか。

確認事業者は、指定確認調査機関に対して早期事業再生計画を提出するに当たり、「確認事業者の資産及び負債に関し、これらの価額……を経済産業省令で定める基準に従い評定した結果」を添付する必要があります（法第14条第4項）。

具体的には、当該結果を記載した書面（資産評定書）として、資産評定基準にしたがって算出された価額を基礎とした実態貸借対照表を作成し、提出することが求められます。

Q120 資産評価基準に基づく資産及び負債の評価方法は、どのようなものですか。

早期事業再生手続における資産評価は、「債務の減免」の有無によって評価方法が区別されています（資産評価基準第2号イ）。

(1)債務の減免を伴う場合には原則として時価による必要がありますが、(2)債務の減免を伴わない場合には「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して評価することが許容されます。なお、(2)の場合であっても、(1)の場合と同様に時価評価によって評価することは妨げられません。

Q121 資産評価基準における「債務の減免」を伴う場合とは、どのような場合ですか。

資産評価基準における「債務の減免」を伴う場合には、権利変更議案において対象債権が減免される場合に加え、DES（デット・エクイティ・スワップ）を含む場合（DESを行う対象債権者において当該債務の消滅に係る利益の額が生ずることが見込まれる場合に限り）も含まれます。これらの場合については、原則として時価によって資産評価を行う必要があります。

Q122 債務の減免を伴わない場合、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に「準拠」できるというのは、どのような意味ですか。

債務の減免を伴わない場合、資産及び負債の評価を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して行うことが許容されますが（資産評価基準第2号イ(2)）、ここでいう「準拠」とは、当該会計基準に完全に一致する必要があるわけではなく、大きく逸脱しないことを求める趣旨です。

Q123 資産評価の基準日は、どの時点ですか。

資産評価の基準日は、債務減免の有無を問わず、法第3条第1項の確認の1年前の日から法第14条第1項の早期事業再生計画等の提出日までの間の日とされています（資産評価基準第2号ハ）。

例えば、法第3条第1項の確認時における直近決算日を基準に資産評価を行うことが考えられますが、法第3条第1項の確認後の早期のタイミングで決算日を迎えることが予定される場合、当該確認後の決算日を基準日とすることが早期事業再生計画等の提出時点の実態により即しており、適切である事例もあると考えられます。

Q124 国際財務報告基準（IFRS）が用いられている事業者は、日本会計基準（JGAAP）に修正して資産評価を行う必要がありますか。

資産評価基準上、資産評価を必ずしも日本会計基準（JGAAP）に基づいて行うことは求められておらず、国際財務報告基準（IFRS）を用いている事業者であっても、日本会計基準（JGAAP）に準拠する内容に修正して資産評価を行う必要はありません。なお、資産評価によるもののほか、早期事業再生計画における収益等の実績・見通し等についても、日本会計基準（JGAAP）を用いることは必須ではありません（Q130）。

Q125 債務減免額の算出の基礎となる実態貸借対照表の作成と、議決権額及び担保権者への弁済額算定のための担保評価の関係は、どのようなものですか。

早期事業再生手続上、資産・負債の評価は、(1)債務減免額の算出の基礎となる実態貸借対照表の作成、(2)議決権額の算定、(3)担保権者への弁済額(保全／非保全の区分け)の確定という3つの場面で必要となります。

上記(1)は、権利変更議案における権利変更の内容(債務の減免額総額)の確定等に当たって必要となります。そして、法第14条第4項により資産評定基準に従う必要があり、その基準日は、法第3条第1項の確認の1年前の日から法第14条第1項の早期事業再生計画等の提出日までの間で適切な基準日を定めることとされています(資産評定基準第2号ハ、Q123)。

上記(2)(3)は、「担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分(額)」(法第11条かっこ書、法第19条第3項)の算定の問題であり、その担保目的物の評価の基準日は、法第3条第1項の確認時とされています(規則第20条第2項、資産評定基準第2号ハ)。

評価方法については、(1)～(3)いずれについても、債務減免を伴う場合には原則として「時価」による必要があり、債務の減免を伴わないリスク等の場合には「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠することが許容されています(資産評定基準第2号イ。債務減免を伴う場合に求められる評定基準に基づくこともできます)。

また、担保目的物の評価について、債務減免額の算出の基礎となる資産評定の基準日(法第3条第1項の確認の1年前の日から法第14条第1項の早期事業再生計画等の提出日までの間の日)と、法第3条第1項の確認時とで評価に差が生じる場合も想定されます(集合動産・債権譲渡担保の場合等)。この場合、(1)の債務減免額の算出の基礎となる実態貸借対照表について、資産評定の基準日の評価を維持する(差を維持する)方法、実態貸借対照表のうち担保目的物の評価のみを法第3条第1項の確認時に差し替える方法のいずれによることも可能であり、事案に応じて合理的に選択すれば足りると考えられます。

Q126 確認事業者は、清算貸借対照表を作成する必要がありますか。

確認事業者は、資産評定に基づく資産評定書(実態貸借対照表、Q119)とは別に、清算価値保障原則(法第15条第1項第3号、法第27条第2項第4号、Q129)への適合性を確認するための資料として、清算貸借対照表を作成する必要があります(規則第15条第1項)。

資産評定書(実態貸借対照表)が資産評定基準に基づいて時価等による評価を行うものであるのに対して、清算貸借対照表では確認事業者について「清算したものとした場合」(規則第15条第1項)、すなわち破産手続が開始したと仮定した場合を前提とした評価の結果が記載されます。

清算貸借対照表について法令上具体的な評価基準は規定されていませんが、民事再生手続における財産評定の方法(民事再生法第124条第1項、民事再生規則第56条第1項)と同様に、破産手続を前提とした資産の処分価額(早期の処分可能性を考慮した価額)による評価が行われるべきと考えられます。

Q127 清算貸借対照表の作成基準日は、いつですか。

清算貸借対照表の基準日について、法令では特段の定めはありませんが、資産評定基準に基づく実態貸

借対照表の作成時点と同様とすることが考えられます。なお、特に法第3条第1項の確認前の直近の決算日と早期事業再生計画等の作成時点が離れている場合や、業績が急速に悪化している場合などには、早期事業再生計画等の提出時点に近い時点を基準とすることが合理的である事例があると考えられます。

8 指定確認調査機関による調査

Q128 指定確認調査機関による調査の基準は、どのようなものですか。

指定確認調査機関は、確認事業者が提出した(1)権利変更議案、(2)早期事業再生計画、(3)資産評定の内容について、それぞれ以下の基準に該当するものであることについて調査を行います(法第15条第1項)。

(1) 権利変更議案について

- ① 権利変更議案の内容が法令の規定に違反しないこと(法第15条第1項第1号)
- ② 権利変更議案により変更される対象債権者の権利に係る債務が履行される見込みがないことが明らかでないこと(法第15条第1項第2号)
- ③ 権利変更議案の内容が対象債権者の一般の利益に適合するものであること(法第15条第1項第3号)
- ④ 権利変更議案における対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項が、法第14条第3項第3号から第5号の事項(確認事業者の資産及び負債に関する経過及び現状、担保権の内容及びその目的である財産、資産及び負債並びに収入及び支出の見込み)を踏まえて定められていること(法第15条第1項第4号)

(2) 早期事業再生計画について(法第15条第1項第5号)

- ① 法第14条第3項各号に掲げる事項(早期事業再生計画における記載事項。Q116)が記載されていること(規則第17条第1号)
- ② 対象債権者の議決権の行使の許否及びその額が法第19条の規定(議決権の算定方法等)に適合すること(規則第17条第2号)
- ③ 早期事業再生計画が遂行される見込みがないことが明らかでないこと(規則第17条第3号)
- ④ 確認事業者の資産及び負債並びに収入及び支出の見込み(資金の調達を行う場合には、当該資金の調達に関する事項を含む。)(法第14条第3項第5号)が次に掲げる要件を満たしていること(規則第17条第4号)
 - (ア) 債務超過の状態にある場合にあつては、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として3年以内に債務超過の状態にないこと
 - (イ) 経常損失が生じている場合にあつては、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として3年以内に黒字になること
- ⑤ 6か月に1回以上、早期事業再生計画の実施状況について対象債権者及び指定確認調査機関に対して報告を行うこととされていること(規則第17条第5号)
- ⑥ 権利変更議案において対象債権(保全部分を除きます。)に係る債務の減免の一般的基準を定める場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること(規則第17条第6号)

- (ア) 債務の減免が2以上の金融機関等又は1以上の政府関係金融機関等（政府関係金融機関又は協定銀行（これらのうち、確認事業者に対する対象債権が投事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除きます。）をいいます。）により行われることとされていること
- (イ) 株主の権利の全部又は一部の消滅（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除きます。）について定められていること
- (ウ) 役員の退任（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除きます。）について定められていること
- (エ) 過剰設備若しくは遊休資産の処分又は不採算部門の整理及び撤退等、確認事業者の自助努力を伴うものであること

(3) 資産評定について

資産評定の内容が資産評定基準に適合するものであること（法第15条第1項第6号）

Q129 権利変更議案について求められる「対象債権者の一般の利益に適合する」こと（法第15条第1項第3号）とは、どのような内容ですか。

「対象債権者の一般の利益に適合する」こと（法第15条第1項第3号）とは、特定の対象債権者の利益ではなく、対象債権者全体としての利益に適合していることを意味します。

具体的には、権利変更議案により弁済されると見込まれる金額が、破産手続における配当による回収見込額を下回らないこと（清算価値保障）が求められます。指定確認調査機関は、権利変更議案及び確認事業者により提出された清算貸借対照表（規則第15条第1項）を踏まえて、当該要件の充足性について判断します。

Q130 早期事業再生計画の内容についての基準のうち、「経常損失が生じている場合にあっては、権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則として3年以内に黒字になること」（法第15条第1項第5号、規則第17条第4号ロ）について、国際財務報告基準（IFRS）を用いている事業者については、どのように判断されますか。

国際財務報告基準（IFRS）においては、日本会計基準（JGAAP）における「経常利益／損失」に相当する勘定科目は直接的には存在しません。もっとも、国際財務報告基準（IFRS）が用いられている場合であっても、国際財務報告基準（IFRS）を前提に算定された「経常利益／損失」に相当する数値をもって、規則第17条第4号ロに規定する要件の充足性を判断するといった対応で差し支えありません。

Q131 早期事業再生計画においては、株主責任について定める必要がありますか。

権利変更議案において債務の減免の一般的基準を定める場合には、早期事業再生計画において株主の権利の全部又は一部の消滅について定める必要があり、当該事項が定められている旨は指定確認調査機関による調査の対象となっています（規則第17条第6号ロ）。具体的には、既存株式を対象として一部又

は全部の無償取得及び償却を行う定めを置くこと等が考えられます。

ただし、株主の権利の消滅が事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合については、この限りではありません（同号ロかつこ書）。例えば、事業再生 ADR でも規則第 17 条第 6 号ロと同様の規定があるところ（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 29 条第 1 項第 3 号）、当該規定における「事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合」としては、上場を維持することが会社の事業運営上重要な場合や、重要な取引先が主要株主であり、その取引先との関係を維持するためには株式の継続保有をさせることが必須である場合等が該当すると解されています（事業再生実務家協会編『事業再生 ADR のすべて〔第 2 版〕』（商事法務、2021 年）340 頁）。早期事業再生手続でも、同様の場合には、株主の権利の全部又は一部の消滅について規定しないことも許容され得ると考えられます。

Q132 早期事業再生計画においては、経営者責任について定める必要がありますか。

権利変更議案において債務の減免の一般的基準を定める場合には、早期事業再生計画において役員の退任について定める必要があり、当該事項が定められている旨は指定確認調査機関による調査の対象となっています（規則第 17 条第 6 号ハ）。

ただし、役員の退任によって事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合については、この限りではありません（同号ハかつこ書）。例えば、事業再生 ADR でも規則第 17 条第 6 号ハと同様の規定があるところ（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 29 条第 1 項第 4 号）、当該規定における「事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合」としては、直前に会社の再建のために経営者が送り込まれた場合や、中小企業において社長になるべき人材が他にまったく見当たらない場合等が該当すると解されています（事業再生実務家協会編『事業再生 ADR のすべて〔第 2 版〕』（商事法務、2021 年）341 頁）。

早期事業再生手続でも、同様の場合には、役員の退任について定めを置かないことも許容され得ると考えられます。

Q133 指定確認調査機関は、手続面の法令違反について調査を行いますか。

指定確認調査機関は、権利変更決議が行われた場合（権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときを除きます。）、遅滞なく、当該権利変更決議までの手続が法令の規定に違反していないことの調査を行います（規則第 27 条第 1 項）。確認事業者は当該調査に協力する必要があります（同条第 2 項）。

なお、裁判所は、権利変更決議の認可決定に当たり、指定確認調査機関に対して意見の陳述を求めることができますが（法第 42 条）、この際に手続の適法性について意見の陳述が求められる場合があります。この場合、指定確認調査機関としては、上記調査結果に基づいて意見を陳述することになります。

Q134 確認事業者は、指定確認調査機関の調査報告（法第 15 条第 4 項）の後であっても、権利変更議案、早期事業再生計画又は資産評定書の内容を変更することはできますか。

確認事業者において権利変更議案、早期事業再生計画及び資産評定書の提出（法第 14 条第 1 項、第 4 項）を行い、指定確認調査機関による調査の結果報告（法第 15 条第 4 項）を受けた後であっても、これらの内容を変更することは妨げられていません。

もっとも、指定確認調査機関による調査は、対象債権者集会における決議の対象となる権利変更議案並びにその前提となる早期事業再生計画及び資産評定書について行われるものであるため、当該調査の結果報告後に変更が生じた場合、権利変更議案、早期事業再生計画及び資産評定書のうち変更が生じた部分について指定確認調査機関による調査を受ける必要があります。

9 対象債権者集会

(1) 対象債権者集会の手続

Q135 対象債権者集会には、どのような者が参加できますか。

対象債権者集会は、非公開で開催され、原則として、確認事業者、確認調査員（確認調査員補佐人を含みます。）及び対象債権者のみが参加することができます。

ただし、必要がある場合には、対象債権者以外の利害関係人をオブザーバーとして参加させることも可能です。例えば、新たに確認事業者のスポンサーとなる予定の者が利害関係人として対象債権者会議に参加する場合等が考えられます。

Q136 対象債権の全額が担保により保全されている対象債権者も、対象債権者集会の参加者に含まれますか。

全ての対象債権者が対象債権者集会を組織する者であり（法第 10 条）、対象債権の全額が担保により保全されている対象債権者も含めた全ての対象債権者に対して招集通知を発する必要があります（法第 16 条第 4 項）。当該対象債権者には議決権は認められませんが（法第 19 条第 3 項）、他の対象債権者と同様に、対象債権者集会において意見を述べる機会が与えられます（法第 20 条第 7 項）。なお、対象債権者には対象債権者集会に出席する義務はなく、対象債権者集会に出席するか否かは対象債権者の判断によることとなります。

Q137 対象債権者集会について、招集通知の発出期限はありますか。

確認事業者は、第 2 回対象債権者会議が開催された後、対象債権者集会を招集する必要があります。この際、招集通知は対象債権者集会の日の 2 週間前までに行う（すなわち、招集通知の発出日と対象債権者集会の開催日を 14 日以上空ける）必要があります（法第 16 条第 4 項、規則第 18 条第 2 項）。

なお、法第 16 条第 2 項において、確認事業者は、指定確認調査機関による法第 15 条第 4 項の調査の報告を受けたときは、「遅滞なく」対象債権者集会を招集しなければならない旨が規定されています。この点について、手続上は調査の報告から対象債権者集会の招集までの間に第 2 回対象債権者会議を開催する必要があります（規則第 12 条第 1 項第 2 号、Q97）。このため、指定確認調査機関による調査の報告を受けた時から対象債権者集会の招集まで期間が空くことも想定されますが、第 2 回対象債権者会議の開催及び対象債権者集会の招集をそれぞれ遅滞なく行っている限り、法第 16 条第 2 項には抵触しないといえます。

Q138 対象債権者集会の招集通知は、どのような方法により行われるべきですか。

確認事業者は、対象債権者集会を招集するに当たり、対象債権者及び指定確認調査機関に対して、書面をもってその通知を発する必要があります（法第16条第4項）。

ただし、書面による通知の発出に代えて、通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することも可能です（法第16条第5項）。電磁的方法による場合には、あらかじめ通知の相手方に対して電磁的方法の種類及び内容を示し、当該相手方から書面又は電磁的方法による承諾を得なければなりません（規則第18条第3項）。電磁的方法の種類としては、電子メール、ウェブサイトからのダウンロード等の方法が規定されています（規則第18条第3項第1号）。

Q139 対象債権者集会の招集通知には、どのような事項を記載し又は記録する必要がありますか。

対象債権者集会の招集通知には、以下の事項を記載し又は記録する必要があります（法第16条第6項）。

- (1) 対象債権者集会の日時（法第16条第3項第1号）
- (2) 対象債権者集会の目的である事項（法第16条第3項第2号）
- (3) 対象債権者集会に出席しない対象債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨（法第16条第3項第3号）
- (4) 書面による議決権の行使の期限（対象債権者集会の日時以前の時であって、招集通知を発した日から2週間を経過した日以後の時に限ります。）（規則第18条第1項第1号）
- (5) 一の対象債権者が同一の権利変更議案につき法第22条第1項（書面による議決権の行使。上記(3)の事項を定めた場合にあつては、法第22条第1項又は法第23条第1項（書面による議決権の行使又は電磁的方法による議決権の行使）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の権利変更議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該対象債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項（規則第18条第1項第2号）
- (6) 上記(3)の事項を定めたときは、次に掲げる事項（規則第18条第1項第3号）
 - ① 電磁的方法による議決権の行使の期限（対象債権者集会の日時以前の時であって、招集通知を発した日から2週間を経過した日以後の時に限ります。）
 - ② 法第16条第5項（電磁的方法による招集通知の発出）の承諾をした対象債権者に対し法第17条第1項の規定による対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供した場合において、当該対象債権者の請求があったときには、当該対象債権者に対して議決権行使書面を交付（当該交付に代えて行う同条第2項の規定による電磁的方法による提供を含みます。）をすることとするときは、その旨

Q140 対象債権者集会の招集通知に際し、対象債権者へ交付すべき書類はどのようなものですか。

確認事業者は、対象債権者集会の招集通知に際し、対象債権者に対して以下の書面を交付する必要があります（法第17条第1項）。

- (1) 権利変更議案の内容を記載した書面
- (2) 早期事業再生計画
- (3) 指定確認調査機関による調査報告書
- (4) その他議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類
- (5) 議決権行使書面

Q141 確認事業者が対象債権者へ交付する議決権行使書面には、どのような事項を記載すべきですか。

議決権行使書面には、以下の事項を記載することが求められます（規則第 19 条第 1 項）。

- (1) 権利変更議案についての同意の有無（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含みます。）を記載する欄
- (2) 議決権を行使すべき対象債権者の氏名又は名称、及び当該対象債権者の議決権の額

なお、確認事業者において、対象債権者集会の招集に当たり、対象債権者集会に出席しない対象債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めた場合（法第 16 条第 3 項第 3 号）には、法第 16 条第 5 項（電磁的方法による招集通知の発出）の承諾をした対象債権者に対し、電磁的方法による招集通知に際して、議決権行使書面に記載すべき事項（上記(1)(2)）を電磁的方法により提供する必要があります（法第 18 条第 1 項、規則第 19 条第 1 項）。

Q142 対象債権者集会は、オンラインによって開催することはできますか。

対象債権者集会の開催方法については、法令上特段の制約はなく、対面会議に加え、オンライン（現地及びオンラインのハイブリッド方式を含みます。）による開催も許容されます。

Q143 対象債権者集会について開催を省略し、書面により決議することはできますか。

対象債権者集会は、対象債権者全員の同意があっても開催自体を省略することはできません（例えば、会社法第 319 条第 1 項（株主総会の決議の省略）に相当する規定はありません）。

Q144 対象債権者集会は、どのように進行されますか。

対象債権者集会では、招集通知時の交付書面（早期事業再生計画や指定確認調査機関による調査報告書等。法第 17 条第 1 項、Q140）の内容等を踏まえ、権利変更議案の決議が行われます。確認事業者及び指定確認調査機関は、対象債権者に対し、当該交付書面の他、権利変更議案の同意をするか否かの判断をするために必要な情報を提供するよう努める必要があります（法第 20 条第 5 項）。加えて、確認調査員は、意見を求められたときは意見を述べる必要があります（同条第 6 項）。また、確認事業者は対象債権者に対して意見を述べる機会を与える必要があります（同条第 7 項）。

その後、権利変更議案の決議を行い、書面又は電磁的方法による事前の議決権の行使（法第 22 条第 1 項、法第 23 条第 1 項）の結果及び対象債権者集会における出席者の議決権の行使の結果を集計します。議決権者の議決権の総額の 4 分の 3 以上の同意を得た場合（ただし、議決権者 1 名で議決権の総額の 4

分の3以上を有する場合には、出席した議決権者の過半数の同意も必要です。)には、権利変更議案が可決されます(法第20条第1項)。

Q145 対象債権者集会における議決権行使は、どのように行われますか。

対象債権者集会における議決権行使の方法として、(1)対象債権者集会において同意の有無を表明する方法、(2)対象債権者集会に出席しない場合に書面又は電磁的方法によりあらかじめ議決権を行使する方法があります。

(1) 対象債権者集会において同意の有無を表明する方法

対象債権者は、対象債権者集会に出席した上で、対象債権者集会の場で権利変更議案についての同意の有無を表明することにより議決権を行使することができます。オンラインによる集会の場合であっても同様です。

(2) 書面又は電磁的方法によりあらかじめ議決権を行使する方法

書面による議決権の行使は、対象債権者において、招集通知に際して交付を受けた議決権行使書面に必要な事項を記載し、確認事業者が定めた書面による議決権の行使期限までに確認事業者に対して提出することにより行います(法第22条第2項)。

また、確認事業者が、対象債権者集会の招集通知に当たり、対象債権者集会に出席しない対象債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めた場合(法第16条第3項第3号)には、対象債権者は電磁的方法によって議決権を行使することもできます。電磁的方法による議決権の行使は、確認事業者の承諾を得て、議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該確認事業者に提供することにより行います(法第23条第1項)。なお、電磁的方法により議決権を行使しようとする対象債権者が法第16条第5項の承諾(電磁的方法により通知を発することの承諾)をした者である場合には、確認事業者は、正当な理由がなければ、承諾をすることを拒んではなりません(法第23条第2項)。

書面又は電磁的方法による議決権の行使期限は、いずれも、対象債権者集会の日時以前の時であって、招集通知を発した日から2週間を経過した日以後の時の範囲で(規則第22条、規則第23条)、確認事業者により招集通知に当たって定められ(規則第18条第1項第1号、同項第3号イ)、招集通知に記載される必要があります(法第16条第6項)。

書面又は電磁的方法により議決権を行使した議決権者は、対象債権者集会に出席したものとみなされます(法第22条第3項、法第23条第3項)。

Q146 対象債権者が投票を棄権した場合、議決権はどのように取り扱われますか。

権利変更議案の可決要件は「議決権の総額」の4分の3以上であるため(法第20条第1項本文)、対象債権者が同意・不同意のいずれの意思表示も行わない場合や、同意でも不同意でもない票が投じられた分も4分の3以上に係る可決要件の母数として算定され、かつ、不同意票と同様に取り扱われます。

また、特定の議決権者のみで議決権の総額の4分の3以上を有する場合、「出席した議決権者の過半数の同意」も満たす必要があります(同項ただし書)。この要件との関係では、対象債権者が対象債権者集

会に現実に出席していた場合に加え、書面又は電磁的方法によって議決権行使を行った場合も、出席したとみなされる（法第 22 条第 3 項、法第 23 条第 3 項）結果、母数として算定されます。

なお、議決権行使書面に「棄権」の欄を設けた場合（規則第 19 条第 1 項第 1 号、Q141）に、棄権の旨が記入又は記録されている場合には、議決権として行使されている以上、出席したものとみなされ（法第 22 条第 3 項、法第 23 条第 3 項）、「出席した議決権者の過半数」の母数として算定されると考えられます。これに対し、議決権行使書面を提出し、又は議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供したものの、「同意」「不同意」「棄権」のいずれの意思表示も行わなかった場合には、有効に議決権を行使したものとせず、「出席した議決権者の過半数」の母数として算定することはできないと考えられます。

Q147 議決権の不統一行使は、どのような場合に行うことができますか。

対象債権者は、議決権の不統一行使を行うことができます。その場合、対象債権者は、確認事業者に対し、対象債権者集会の日の 1 週間前までに、議決権の不統一行使をする旨及びその理由を通知する必要があります（法第 24 条第 1 項、規則第 24 条）。

ただし、確認事業者は、対象債権者が他人のために対象債権を有する者でないときは、不統一行使を拒むことができます（法第 24 条第 2 項）。ここでいう「他人のために対象債権者を有する者」とは、例えば、複数の対象債権者から対象債権の管理・回収の委託を受けて議決権を代理行使するサービス（債権回収会社）が、委託者である各対象債権者の意思を議決権の行使に反映させる場合等が該当すると考えられます。

Q148 対象債権者集会において議事進行に支障が生じた場合や、権利変更議案が可決に至らなかった場合、対象債権者集会の延期又は続行をすることはできますか。

権利変更決議が可決に至らなかった場合には、早期事業再生手続を終了させるほか、対象債権者集会に出席した対象債権者の過半数の同意により、延期又は続行の決議をすることもできます（法第 20 条第 3 項、同条第 4 項）。

Q149 対象債権者集会の延期又は続行の決議が行われた場合、延期又は続行される対象債権者集会の開催に当たっては、どのような手続が必要ですか。

対象債権者集会においてその延期又は続行について決議があった場合、法第 16 条第 3 項から第 6 項までの規定（招集通知に係る決定及び発出に関する規定）は適用されません。そのため、延期又は続行される対象債権者集会の日時等については、延期又は続行を決議した対象債権者集会において通知し、又は、当該対象債権者集会の終了後、延期又は続行される対象債権者集会の開催までの間に通知することで足りります。

(2) 議決権の額の算定

Q150 議決権の額は、どのような手続によって定められますか。

確認事業者は、法第3条第1項の確認時の対象債権の額を基準として議決権の額を定め（法第19条、規則第20条第1項）、早期事業再生計画において、議決権の額を記載する必要があります（規則第15条第4項第1号）。

当該議決権の額の適切性については、指定確認調査機関による調査対象となり（規則第17条第2号）、仮に不適当な算定がなされている場合（例えば、担保目的資産が不当に高額又は低額と評価されている場合）には、早期事業再生法に基づく手続違反として裁判所による不認可事由にもなり得ます（法第27条第2項第1号）。

Q151 対象債権者において、定められた議決権の額に不服がある場合、どのような対応が可能ですか。

対象債権者において自らの議決権の額について不服がある場合には、対象債権者集会において権利変更議案に同意しないことにより、意思の表明が可能です。また、権利変更決議の後、裁判所による認可又は不認可の決定に先立って裁判所に対して意見を述べるすることができます（法第27条第3項）。さらに、認可決定後に決議の法令違反を争う方法として、即時抗告の手続が法定されています（同条第6項）。

なお、早期事業再生手続においては、民事再生法における再生債権者の異議及び債権査定手続（再生債権の確定のための裁判手続。民事再生法第105条）に相当する対象債権の内容及び額を実体的に確定する手続は設けられていません。

Q152 債権発生や条件成就等が未確定の対象債権の議決権の額は、どのように算定すべきですか。

不確定期限付債権、金額等が不確定である定期金債権、金額が不確定である債権、条件付債権及び将来の請求権については、「法第3条第1項の確認の時」を基準として議決権が評価されます（法第19条第1項第3号、規則第20条第1項）。

法第3条第1項の確認時に発生が確定していない将来の請求権、条件成就が確定していない条件付債権及び弁済期の到来が確定していない不確定期限付債権については、原則として議決権はゼロと評価すべきです。ただし、法第3条第1項の確認時では停止条件の成就、期限の到来等が確定していなかったものの、その後対象債権者集会の時までに停止条件成就等が確定した場合には、例外的に議決権を全額認めることが適切であると考えられます。

Q153 外貨建ての対象債権の議決権の額は、どのように算定すべきですか。

外貨建ての対象債権については、議決権評価の基準時が法第3条第1項の確認時であること（法第19条第1項第3号、規則第20条第1項）を踏まえ、法第3条第1項の確認の日の為替レートによって議決権を算定すべきです。

Q154 連帯保証人に対する保証債務履行請求権が対象債権となる場合、当該保証債務履行請求権の議決権の額はどのように算定すべきですか。

連帯保証債務については、保証人に催告の抗弁権が認められておらず（民法第 454 条）、債権者において、主たる債務者と連帯保証人のいずれに対しても履行を請求することができる地位にあります。この点を踏まえ、主たる債務者と連帯保証人がいずれも早期事業再生手続を利用する場合（例えば、子会社の借入金債務について親会社が連帯保証をしている事例で、親子会社で同時に早期事業再生手続を利用する場合）であっても、各手続において、主たる債務者に対する対象債権（貸付債権）と保証人に対する対象債権（保証債務履行請求権）の議決権の額は、それぞれ債権額満額と評価すべきと考えられます。なお、連帯保証人のみが早期事業再生手続を利用する場合であっても、同様に保証債務履行請求権の議決権の額は債権額満額と評価すべきと考えられます。

Q155 保証人の事前求償権について、議決権は認められますか。

保証人の事前求償権も「求償権」として「貸付債権等」に該当し得ますが（Q33）、事前求償権について議決権を認めた場合、主たる債権に係る議決権との二重評価が生じることとなり、不合理といえます。そのため、主たる債権者の議決権行使の意思にかかわらず、議決権は認められるべきではないと考えられます。

Q156 保証人が「求償権」を有する者として対象債権者となっている場合において、対象債権者集会の時点で保証履行が未了である場合、保証人には議決権が認められますか。

保証人による弁済が対象債権者集会の時点で未了である場合でも、当該保証人が「求償権」（将来の請求権としての事後求償権）を有する者として対象債権者となる場合があります（Q34）、この場合、当該保証人は事後求償権の具体的な発生（民法第 459 条第 1 項、同法第 462 条第 1 項）及び原債権の弁済による代位（民法第 499 条）が未了であるため、保証人には原則として議決権が認められません。なお、主たる債権者と保証人との間で権利変更議案につき同意の有無が分かれている場合、主たる債権者が保証割合等に基づいて議決権の不統一行使をすることは可能です（法第 24 条第 1 項）。

Q157 法第 3 条第 1 項の確認の時から対象債権者集会までの間に、保証人等の第三者によって対象債権の一部について代位弁済が行われた場合、原債権者と当該第三者の議決権の額は、それぞれどのように算定されますか。

法第 3 条第 1 項の確認後、対象債権者集会までの間に第三者によって対象債権に係る弁済（保証履行等）が行われた場合、まず、原債権者の原債権については、対象債権者集会時点の残債権額が議決権額となります（法第 19 条第 4 項により、法第 3 条第 1 項の確認後に弁済を受けた額については議決権を行使することができません）。

弁済を行った第三者については、弁済によって事後求償権を取得し、また求償権の額を上限として原債権について弁済による代位を行うことができる地位に立ちます（民法第 499 条）。この際、「対象債権を有

する者の変更」の手続（法第4条第1項ただし書）が取られることにより、当該第三者は弁済による代位の対象となる原債権に関して対象債権者として扱われ（Q35）、弁済による代位を行うことができる原債権の額について議決権を行使することができます。なお、事後求償権も対象債権となる場合があり得るところ（Q34）、対象債権者集会までに発生が確定していれば事後求償権についても議決権が認められますが（Q152）、代位行使の対象となる原債権の議決権との二重評価は認められません。

Q158 約束手形、為替手形又は小切手及び電子記録債権に係る債権について、割引後の買戻請求権と遡求権又は電子記録保証債務の履行請求権が併存している場合、議決権はどのように算定されるべきですか。

同一の約束手形、為替手形又は小切手及び電子記録債権について、割引後の買戻請求権と遡求権又は電子記録保証債務の履行請求権が併存し、いずれも対象債権となることがあり得ます。この場合、併存する権利の経済的実態は共通することから、議決権の二重評価は認められるべきではありません。その上で、各権利について額が異なる場合には、当該対象債権者はそのうち高額の方の権利を行使できる地位にあることを踏まえ、買戻請求権と遡求権又は電子記録保証債務の履行請求権のうち、高額のものを基準として議決権を算定することが合理的であると考えられます。

Q159 担保付債権の議決権の額は、どのように算定されますか。

担保付債権の対象債権は、非保全部分の額についてのみ議決権が認められます（法第19条第3項）。

議決権の額の算定に当たり、保全部分と非保全部分の区分けのための担保目的物の評価が必要となりますが、議決権の額の算定の基礎となる担保目的物の評価の基準時は、法第3条第1項の確認時とされています（規則第20条第2項、資産評定基準第2号ハ）。

その結果、担保付債権について、対象債権の額から法第3条第1項の確認時を基準とする担保目的物の実態評価額を控除した額（ただし、根担保権が付されている対象債権については、当該評価額と極度額の低い方の金額を控除した金額）が議決権額となります。

Q160 企業価値担保権が設定されている場合、早期事業再生手続上、どのように担保評価を行うべきですか。

事業性融資推進法に基づく企業価値担保権が設定されている場合、企業価値担保権の評価は、確認事業者の企業価値を基礎として行われるべきと考えられます。企業価値の具体的な評価方法については、個別事例ごとに適切な方法が採用されるべきと考えられるところですが、例えば日本公認会計士協会による「企業価値評価ガイドライン」が参考となります。

また、早期事業再生法における保全部分、すなわち「担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の額」（法第19条第3項）は、担保権の実行時の回収可能額に対応すべきであるため、企業価値担保権によって保全される部分は、確認事業者の企業価値から不特定被担保債権留保額（事業性融資推進法第8条第2項第1号ハ）として見込まれる額を控除した後の価額とすべきと考えられます。

なお、企業価値担保権の実行時において、特定被担保債権（事業性融資推進法第6条第4項）が満額回

収されない場合（＝企業価値担保権の実行後の配当可能額が特定被担保債権の額よりも低い場合）には、原則として、特定被担保債権者に劣後する債権者には不特定被担保債権留保額に相当する額を除いて配当が及ぶことは想定されません。そのため、特定被担保債権が満額回収されないことが見込まれる場合、早期事業再生法上の権利変更議案における弁済率の前提となる清算配当率を算出する上では、不特定被担保債権留保額として見込まれる額を踏まえる必要があると考えられます。

Q161 企業価値担保権と他の担保権（抵当権等）が競合する場合、企業価値担保権と他の担保権のうち劣後する方の保全部分の評価額は、それぞれどのように扱われますか。

企業価値担保権と他の担保権（事業性融資推進法第18条第1項に規定する「他の担保権」をいいます。）が競合する場合、企業価値担保権の評価額は企業価値に対応する一方で、他の担保権の評価額は企業価値を構成する特定の資産に対する担保権であることから、両担保権は整合的に評価される必要があると考えられます。その上で、権利の優先関係及び企業価値担保権の実行時の回収可能額の算定方法については、事業性融資推進法の規律に基づいて判断すべきです。

具体的には、（ア）企業価値担保権が優先し、他の担保権が劣後する場合については、劣後する他の担保権は、担保目的物の残存価値の価額（※）の範囲で配当を受けられるにとどまり、その担保評価額は当該配当を受けることができると見込まれる額とすべきと考えられます。

（※）企業価値担保権の実行時における、劣後する担保目的物の残存価値の計算式：[担保目的物の評価額]－[優先する企業価値担保権への配当額]×[担保目的物の評価額]÷[配当可能額（事業性融資推進法第166条第2項）]

（大来志郎監修『逐条解説 事業性融資の推進等に関する法律—企業価値担保権の創設』（商事法務、2025年）436頁）

（イ）他の担保権が優先し、企業価値担保権が劣後する場合については、劣後する企業価値担保権の評価額は、確認事業者の企業価値から不特定被担保債権留保額（事業性融資推進法第8条第2項第1号ハ）として見込まれる額を控除した額から、さらに優先する他の担保権の評価額を控除した額とすべきと考えられます。

10 権利変更決議以降の手続

Q162 対象債権者集会において権利変更決議が可決された場合、その後手続はどのように進行しますか。

権利変更議案は、総額の4分の3以上の議決権を有する者の同意（特定の議決権者が総額の4分の3以上の議決権を有する場合においては、出席した議決権者の過半数の同意も必要）によって可決されます（法第20条第1項）。その後の手続については、権利変更決議が（1）多数決によって可決されたか、（2）議決権者の全員の同意によって可決されたかによって区別されています。

（1）権利変更決議が多数決によって可決された場合、確認事業者は、遅滞なく、裁判所に対し、権利変更決議の認可の申立てをする必要があります（法第26条第1項）。なお、認可申立ての方法や必要書類等については、早期事業再生計画及び指定確認調査機関による調査の結果を記載した書面の提出が求めら

れている（法第 26 条第 1 項）ほか、非訟事件手続法及び最高裁判所規則に定めるところによります。

当該申立てについて、確認事業者及び対象債権者は、裁判所に対し、意見を述べることができます（法第 27 条第 3 項）。裁判所は、不認可事由（法第 27 条第 2 項）の有無に応じて認可又は不認可の決定を行います。認可決定が行われた場合、権利変更決議の効力は、認可決定の時から生じます（法第 28 条第 1 項）。また、裁判所が権利変更決議の認可又は不認可の決定をした後、確認事業者及び対象債権者は、当該決定に対して即時抗告をすることができます（法第 27 条第 6 項）。

(2) 以上に対し、権利変更決議が議決権者の全員の同意によって成立した場合には、裁判所に対する認可申立てを行う必要はなく（法第 26 条第 1 項かつこ書）、権利変更決議の時からその効力が生じます（法第 29 条）。

Q163 権利変更決議の効力は、いつ発生しますか。

権利変更決議の効力は、裁判所への認可の申立てが行われたときは認可決定の時から生じます（法第 28 条第 1 項）。具体的には、権利変更決議の認可の申立てに係る事件については早期事業再生法に定めるところのほか、非訟事件手続法が適用されるところ、非訟事件手続法第 56 条第 2 項において「裁判を受ける者（裁判を受ける者が数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによってその効力を生ずる」と定められていることから、認可の決定の裁判を受ける者（確認事業者及び対象債権者）のうち一人への告知をした時に認可決定の効力が発生し、その時点で権利変更決議の効力が生ずることとなります。

権利変更決議が議決権者の全員の同意によって可決された場合は、権利変更決議の時からその効力が生じます（法第 29 条）。

Q164 認可決定に対して即時抗告の申立てが行われた場合、権利変更決議の効力は停止されますか。

権利変更決議の認可又は不認可の決定に対する即時抗告に係る事件については早期事業再生法に定めるところのほか、非訟事件手続法が適用されるところ、即時抗告には原則として執行停止効はありません（非訟事件手続法第 72 条第 1 項本文）。ただし、当事者の申立てにより、裁判所が執行停止等の処分を命ずることはできます（同項ただし書）。

仮に即時抗告の結果、認可決定が取り消され、不認可となった場合、権利変更決議の効力は消滅します。

Q165 権利変更決議の効力発生後、モニタリングを行う必要はありますか。

権利変更決議の効力発生後、確認事業者は対象債権者及び指定確認調査機関に対し、少なくとも 6 か月に一度、早期事業再生計画の実施状況の報告を行わなければなりません（規則第 28 条）。なお、早期事業再生計画にもその旨が記載されている必要があり、指定確認調査機関による調査の対象とされています（規則第 17 条第 5 号）。

第3 確認事業者に係る特例

1 調停機関・監督委員に関する特例

Q166 調停機関に関する特例（法第64条）及び監督委員に関する特例（法第65条、法第66条）とは、どのような制度ですか。

早期事業再生手続を利用していた確認事業者につき、特定調停（特定調停法第2条第3項）へ移行する場合や、法的整理手続（再生手続又は更生手続）へ移行する場合があります。早期事業再生法は、こうした場合に早期事業再生手続を利用していた事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、以下のとおり、(1)特定調停における調停機関に関する特例（法第64条）、及び、(2)再生手続又は更生手続における監督委員に関する特例（法第65条、法第66条）を設けています。

(1)特定調停においては、通常、裁判所は裁判官に加え、事案の性質に応じて必要な専門的な知識経験を有する者を民事調停委員として指定し、それらによって構成される調停委員会で事実関係の調査や調停を行うこととなります（特定調停法第8条）。ただし、調停委員会の運営や調査には一定の時間がかかる場所、裁判所が相当であると認めるときは、裁判官単独で調停を行うことができます（民事調停法第5条第1項ただし書）。裁判官単独により特定調停を実施すべきかの判断は裁判所の裁量に委ねられている場所、特定調停の申立ての前に早期事業再生手続が実施されていた場合には、裁判所は、当該早期事業再生手続が実施されていることを考慮した上で、裁判官単独で調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとされます（法第64条）。

(2)再生手続又は更生手続においては、裁判所は利害関係人の申立て又は職権により監督委員を選任することができます（民事再生法第54条第1項、会社更生法第35条第1項）。監督委員の選任の判断は裁判所の裁量に委ねられている場所、再生手続又は更生手続の開始前に早期事業再生手続が実施されていた場合には、裁判所は、確認調査員が当該早期事業再生手続に係る業務に従事していたことを考慮した上で、監督委員の選任をするものとされます（法第65条、法第66条）。

2 償還すべき社債の金額の減額に関する指定確認調査機関の確認

Q167 償還すべき社債の金額の減額に関する指定確認調査機関の確認（法第67条）とは、どのような制度ですか。

早期事業再生法は、早期での事業再生を円滑に図る観点から、対象債権とならない社債に係る社債権者集会における裁判所の認可（会社法第733条）の蓋然性を高めるため、償還すべき社債の金額の減額に関する指定確認調査機関による確認の手続を設けています。

すなわち、確認事業者は、指定確認調査機関に対し、社債権者集会の決議に基づいて行う償還すべき社債の金額の減額が、所定の基準（Q168）に適合することの確認を求められます（法第67条第1項）。指定確認調査機関によって確認が行われた場合には、その旨が確認事業者へ通知されます（同条第2項）。

指定確認調査機関によって当該確認が行われた償還すべき社債の金額の減額について、社債権者集会の決議が行われ、当該決議に係る裁判所への認可申立て（会社法第 732 条）が行われた場合、裁判所は、指定確認調査機関によって当該確認がされていることを考慮した上で、不認可事由のうち会社法第 733 条第 4 号（社債権者集会の決議が社債権者の一般の利益に反するとき）への該当性を判断することとなります（法第 68 条第 1 項）。

Q168 償還すべき社債の金額の減額について、指定確認調査機関による確認基準は、どのようなものですか。

指定確認調査機関は、確認事業者による求めに応じて、償還すべき社債の金額の減額について、当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を行います（法第 67 条第 1 項）。この「経済産業省令で定める基準」として、以下の(1)及び(2)に該当することが求められます（規則第 43 条）。

- (1) 当該減額の目的が、確認事業者の事業再生のために合理的に必要となる償還すべき社債の金額についての減額を行うものであること
- (2) 確認事業者を法第 67 条 1 項の確認時点で清算した場合の当該社債の償還すべき金額を、当該減額を行った場合の当該社債の償還すべき金額が下回らないと見込まれること（清算価値保障）等、当該減額が、当該社債の社債権者にとって経済的合理性を有すると見込まれるものであること

指定確認調査機関は、権利変更議案における対象債権に係る債務の減免の状況その他の事情に鑑み、権利変更議案における対象債権の取扱いとの実質的な衡平について十分に考慮した上で、上記基準への適合性を判断します（規則第 44 条）。

3 資金の借入れ（プレ DIP ファイナンス）に関する指定確認調査機関の確認

Q169 資金の借入れ（プレ DIP ファイナンス）に関する指定確認調査機関の確認（法第 69 条）とは、どのような制度ですか。

早期事業再生手続を利用する事業者においては、事業を従前どおり運営しながら早期事業再生計画の作成等の期間を確保するために、運転資金の確保等のため新規融資を受けることが必要になることがあります。このように、早期事業再生手続を含めた法的整理手続前の段階における運転資金の確保等のための新規融資は、法的整理手続中の新規融資である DIP ファイナンスと区別して「プレ DIP ファイナンス」と呼ばれます。

早期事業再生手続中に運転資金の確保等のためプレ DIP ファイナンスを受けた確認事業者において、仮にその後に再生手続又は更生手続へ移行した場合、プレ DIP ファイナンスに係る債権は再生債権又は更生債権（担保付の場合は更生担保権）として取り扱われ、再生計画又は更生計画による権利変更の対象となります（ただし、再生手続において、プレ DIP ファイナンスに係る債権が別除権付債権にあたる場合、別除権を行使できる部分は再生計画に基づく権利変更の対象外）。このため、金融機関がプレ DIP ファイナンスの融資を躊躇する可能性があります。

そこで、早期事業再生法は、早期事業再生手続中の資金の借入れについて、再生手続又は更生手続に移行した場合の優先弁済性の予見可能性を高め、プレ DIP ファイナンスの円滑化を図る規定を置いています。

すなわち、確認事業者は、指定確認調査機関に対し、早期事業再生手続中の資金の借入れが、法令上の要件（Q170）に適合することの確認を求められます（法第 69 条第 1 項）。指定確認調査機関によって確認が行われた場合には、その旨が確認事業者及び対象債権者へ通知されます（同条第 2 項、規則 45 条第 2 項）。

その後再生手続又は更生手続に移行し、早期事業再生手続中におけるプレ DIP ファイナンスに係る債権について、他の再生債権又は更生債権との間に権利変更の内容に差を設ける（優先的に取り扱う）再生計画案又は更生計画案が提出され、又は可決された場合、再生裁判所又は更生裁判所は、上記の確認を受けていたことを考慮した上で、債権者の間に「差を設けても衡平を害しない場合」（民事再生法第 155 条第 1 項ただし書、会社更生法第 168 条第 1 項ただし書）に該当するかを判断することになります（法第 70 条、法第 71 条）。

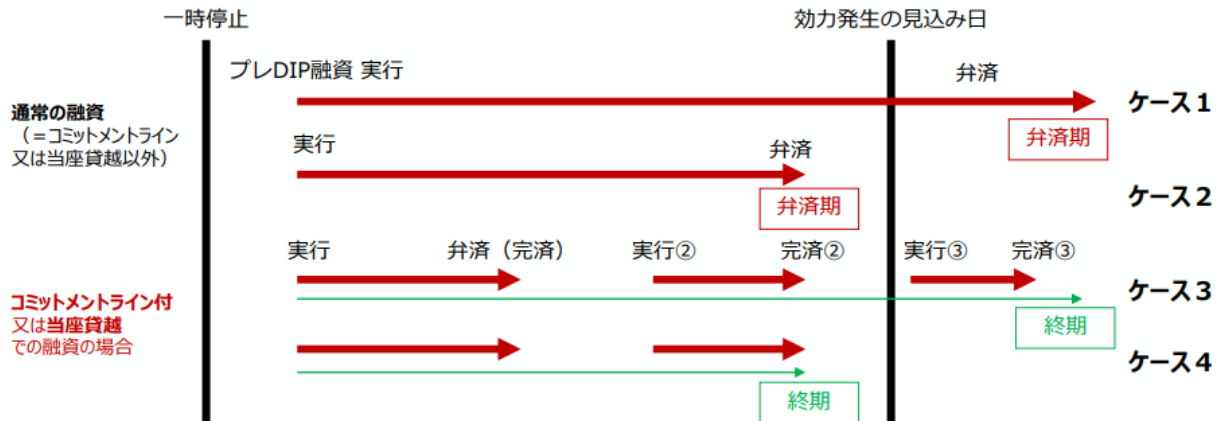
Q170 資金の借入れ（プレ DIP ファイナンス）について、指定確認調査機関の確認（法第 69 条）の対象となる借入れの期間や基準は、どのようなものですか。

資金の借入れ（プレ DIP ファイナンス）に関する指定確認調査機関の確認（法第 69 条）の対象となるのは、法第 3 条第 1 項の確認の時から、権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間（早期事業再生計画に、法第 14 条第 3 項第 5 号に規定する資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金の調達がなされるまでの間）における資金の借入れです（法第 69 条第 1 項）。

上記のうち「資金の調達に関する事項」は、スポンサー等による新規の投融資に関する事項を指します。これにより、議決権者の全ての同意又は権利変更決議の認可決定の確定等の後、スポンサー等による投融資が行われる時（クロージング時）までの借入れも対象となっています。

また、確認の対象となる基準は、「権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間（早期事業再生計画に、法第 14 条第 3 項第 5 号に規定する資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金の調達がなされるまでの間）における確認事業者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであること」とされています（法第 69 条第 1 項、規則第 45 条第 1 項）。

ここでは、借り入れた資金の弁済期について特段の限定はありません。したがって、弁済期が権利変更決議の効力発生見込み日以後である場合（下図中ケース 1）やコミットメントライン又は当座貸越の終期が効力発生見込み日以後である場合（下図中ケース 3）だけでなく、弁済期が効力発生見込み日以前の場合（下図中ケース 2）、コミットメントライン又は当座貸越の終期が効力発生見込み日以前の場合（下図中ケース 4）も、法第 69 条第 1 項に基づく確認の対象となり得ます。



Q171 資金の借入れ（プレDIPファイナンス）について、指定確認調査機関の確認（法第69条）を受けるためには、他の対象債権者による同意は必要ですか。

資金の借入れ（プレDIPファイナンス）に関する指定確認調査機関の確認（法第69条）を受けるための要件として、他の対象債権者による当該プレDIPファイナンスの優先的取扱いについての同意は求められていません。

4 少額債権に関する指定確認調査機関の確認

Q172 少額債権に関する指定確認調査機関の確認（法第72条）とは、どのような制度ですか。

早期事業再生法は、確認事業者が再生手続又は更生手続に移行した場合に、事業価値への影響を抑える観点から、早期事業再生手続の対象債権となっていない商取引債権等が保護される予見可能性を高めるため、少額債権に関する指定確認調査機関の確認の手続を設けています。

すなわち、確認事業者は、指定確認調査機関に対し、権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間の原因に基づいて生じた債権が、法令上の基準（Q173）に該当することの確認を求められます（法第72条第1項）。指定確認調査機関によって確認が行われた場合には、その旨が確認事業者及び対象債権者へ通知されます（同条第2項、規則第46条第2項）。

確認事業者が再生手続又は更生手続に移行した場合、再生裁判所又は更生裁判所は、指定確認調査機関によって確認が行われた債権に係る以下の(1)から(3)の判断にあたって、当該確認がなされていることを考慮することとなります（法第73条～第78条）。

- (1) 弁済禁止の保全処分（民事再生法第30条第1項、会社更生法第28条第1項）の対象とするか
- (2) 少額の再生債権又は更生債権につき「早期に弁済しなければ……事業の継続に著しい支障を来すとき」に係る弁済許可（民事再生法第85条第5項後段、会社更生法第47条第5項後段）の要件を満たすか

- (3) 再生計画案又は更生計画案において他の再生債権又は更生債権（担保付の場合は更生担保権）との間に権利の変更の内容に差を設けることにつき、「差をも設けても衡平を害しない場合」（民事再生法第 155 条第 1 項ただし書、会社更生法第 168 条第 1 項ただし書）に該当するか

Q173 少額債権について、指定確認調査機関による確認（法第 72 条）の基準は、どのようなものですか。

少額債権について指定確認調査機関の確認の対象となる基準は、「権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間の原因に基づいて生じた債権」であって、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当することとされています（法第 72 条第 1 項）。

- (1) 当該債権が少額であること
- (2) 当該債権を早期に弁済しなければ確認事業者の事業の継続に著しい支障を来すこと

Q174 少額債権に関する指定確認調査機関の確認に当たり、対象債権者が、意見を述べる機会がありますか。

指定確認調査機関が確認事業者により少額債権に関する確認の求めを受けた場合、対象債権者会議又は対象債権者集会において対象債権者の意見を聴くこととされています（規則第 46 条第 1 項）。

第4 私的整理手続から早期事業再生手続へ移行する場合

Q175 先行して私的整理手続を利用していた事業者について、当該手続が不成立となった場合等に早期事業再生手続を利用することはできますか。

私的整理手続を利用していた事業者についても、法第3条第1項の確認の基準を満たしている限り、早期事業再生手続を利用することが可能です。この場合、法第3条第1項の確認の申請を行うにあたっては、権利変更概要書において、法第3条第1項の確認の申請に至った経緯（規則第8条第4項第5号）又は金融機関等との交渉経過の概要（同項第6号）として、先行する私的整理手続における経緯も記載すべきです。

Q176 先行して私的整理手続を利用していた事業者が早期事業再生手続を利用する場合、手続の一部を省略することはできますか。

先行して私的整理手続を利用していた事業者が早期事業再生手続を利用する場合でも、早期事業再生法上の各手続を実施する必要があります。例えば、先行する私的整理手続において再生計画を策定し、第三者機関による調査を受けていた場合でも、早期事業再生法に基づき指定確認調査機関による調査（法第15条第1項）が実施されます。

ただし、法第3条第1項の確認前に、一般に公表された債務処理を行うための手続（法的整理手続を除きます。）についての準則（公正かつ適正なもの認められるものに限り。）に基づく手続（以下「準則型私的整理手続」といいます。）が実施され、当該準則型私的整理手続における当事者である債権者との間で、権利変更議案及び早期事業再生計画に相当する事業再生計画について協議をしていた場合には、第1回対象債権者会議及び第2回対象債権者会議を開催することが不要とされます（規則第12条第4項）。

ここでいう準則型私的整理手続には、事業再生ADR、株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援に係る手続、中小企業の事業再生等に関するガイドライン、中小企業活性化協議会を活用した手続、特定調停等が該当します。任意の私的整理（純粋私的整理）については対象とされていません。

また、「権利変更議案及び早期事業再生計画に相当する事業の再生の計画について協議をしていた場合」とは、上記準則型私的整理手続における再生計画について、早期事業再生手続における第2回対象債権者会議に相当するバンクミーティング等（例えば、事業再生ADRにおける第2回債権者会議（事業再生計画案の協議のための債権者会議。経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第24条））を実施済みである場合を指します。

Q177 事業再生ADRから早期事業再生手続に移行した場合、事業再生ADRにおける手続実施者であった者が、早期事業再生手続における確認調査員に就任することは可能ですか。

事業再生ADRを利用していた事業者が早期事業再生手続を利用する場合、事業再生ADRの手続実施者であった者が早期事業再生手続における確認調査員に選任されることは妨げられません。

第5 経営者保証ガイドラインの利用

Q178 経営者保証が付されている対象債権に係る債務を負担する事業者が早期事業再生手続を利用する場合、対象債権の保証人となっている経営者について、「経営者保証に関するガイドライン」を利用することはできますか。

「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」といいます。）では、保証債務の整理を申し出ることができる要件として、主たる債務者について、法的整理手続の開始申立て又は利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続の申立てを経営者保証ガイドラインの利用と同時に現に行い、又はこれらの手続が係属し、若しくは既に終結していることが規定されています（経営者保証ガイドライン第7項(1)ロ）。

早期事業再生手続は、このうち「利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続」に該当することから、その他の要件を満たす限り、利用することが可能です。

また、経営者保証ガイドラインでは、主たる債務の整理に当たって準則型私的整理手続等を利用する場合、保証債務の整理についても、原則として準則型私的整理手続等を利用することとし、主たる債務との一体整理を図るように努めることとされています（経営者保証ガイドライン第7項(2)イ）。この趣旨を踏まえ、主たる債務者の早期事業再生手続と並行して経営者保証ガイドラインに基づく債務整理を行う場合にも、原則として実質的に一体的な進行を行うことが適切であるところ、具体的な対応については、指定確認調査機関と協議の上で進められることが考えられます。なお、経営者保証ガイドラインを早期事業再生手続と実質的に一体的に利用する場合でも、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理に当たっては、対象となる保証債務に係る債権者（経営者保証ガイドライン第1項の「対象債権者」）の全員の同意が必要である点には留意が必要です。